

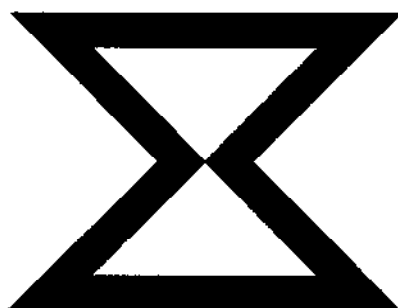
豊橋市の

国民健康保険
国民年金^等

事業概要

令和3年度版

(令和2年度実績)



豊橋市福祉部国保年金課

豊橋市の概況

本市は、愛知県の東南部に位置し、東は静岡県、西に三河湾を臨み、市域 261.91km²、人口 373,833人を有しています。古くはその名を「吉田」と称し、気候・風土などの自然条件に恵まれるとともに、交通の要衝として街道四方に通じ、東海道五十三次三十四番目の宿場町として栄えました。

明治2年に「豊橋」と改称、同22年町制施行、同39年市制施行以来、昭和7年と昭和30年の合併を経て、全国有数の農業生産高を保持するとともに、東三河の中心都市として発展してきました。

また、昭和47年5月に豊橋港が国際貿易港として開かれ、全国屈指の自動車輸出港へと成長するとともに、平成5年には、豊橋市を中心とする東三河地域が地方拠点都市地域に指定されました。

平成11年4月には、全国22番目の中核市となり、「ともに生きるまち とよはし」として、本格的な地方分権社会を実現するため、福祉・教育の充実、地域経済の活性化、環境問題、国際化、情報社会への対応に日々取り組んでいます。

目 次

国民健康保険

◎ 国保のあゆみ	
1. 国民健康保険主要事項年表	1
2. 診療報酬及び薬価基準の改定の推移	21
◎ 令和3年度国民健康保険事業運営機構	
1. 事務機構及び分掌事務	22
2. 国民健康保険運営協議会	23
◎ 被保険者	
1. 世帯数・被保険者数	25
2. 短期被保険者証交付状況	25
3. 資格証明書交付状況	25
4. 被保険者の異動理由別推移	25
◎ 財政	
1. 令和2年度国民健康保険事業歳入歳出決算額図表	26
2. 令和3年度国民健康保険事業歳入歳出予算額(当初)図表	27
3. 国民健康保険特別会計当初予算額の推移	28
4. 国民健康保険特別会計決算額の推移	32
5. 被保険者1世帯・1人当たり(年間平均)決算推移	36
6. 国民健康保険関係諸率の決算推移	38
7. 財政調整基金の状況	39
8. 図表(1人当たり保険税現年分調定額・1人当たり療養諸費費用額)	40
◎ 給付	
1. 給付の状況	42
2. 診療報酬明細書点検調査状況	42
3. 療養取扱機関の状況	42
4. 医療給付状況	43
(1)療養の給付等の状況(一般・退職)	43
(2)療養費等の状況(一般・退職)	43
(3)療養の給付(診療費)の状況(一般・退職)	43
5. 出産育児一時金・葬祭費の支給状況	44
6. 高額療養費の支給状況	44
7. 第三者の行為による事故の発見とその処理	44

◎ 保険税	
1. 保険税の賦課と納付	45
2. 賦課状況	46
3. 収納状況	47
4. 令和2年度国民健康保険税に関する調	49
5. 保険税の軽減	51
6. その他	52
◎ 保健事業	
1. 特定健康診査・特定保健指導事業	55
2. 健康世帯褒賞	56
3. 医療費通知	56
4. ジェネリック医薬品差額通知	56
5. 疾病分類統計	57
6. 健康づくり推進	59
◎ 令和2年度国民健康保険事業状況報告書	60

国民年金

◎ 国民年金のあゆみ	74
◎ 基礎年金	
1. 現存被保険者数及び異動状況	79
2. 免除・学生納付特例・産前産後免除状況	79
3. 基礎年金及び死亡一時金給付状況	81
4. 基礎年金等事務費決算状況	81
◎ 豊橋市の国民年金事業の推移	
1. 被保険者	83
2. 拠出年金給付状況	84

後期高齢者福祉医療費助成事業

◎ 福祉医療費助成	85
-----------	----

後期高齢者医療

◎ 令和2年度後期高齢者医療特別会計経費別財源内訳表	87
◎ 令和2年度後期高齢者医療特別会計繰入金について	88

国民健康保険

— 国保のあゆみ —

1. 国民健康保険主要事項年表

年 月 日	国保の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和13年 1. 1 4. 1	厚生省設置、保険院設置 国民健康保険法公布 (法律60号、7.1施行)	
昭和16年 8. 6 12. 1	愛知県国民健康保険組合連合会設立 厚生省、昭和17年度より3年度内に国民皆保険を実施する政策を明らかにする。	
昭和21年 4. 1 5. 29	事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度が創設される。 全国国民健康保険組合連合会協議会結成後に国民健康保険制度刷新連盟(国民健康保険団体中央会の前身)に発展	
昭和23年 6. 30 9. 1 11. 11 12. 1 12. 23	国民健康保険法第3次改正 (法律70号、7.1施行) ・市町村公営の原則の確立 ・療養担当者制度の採用 愛知県社会保険診療報酬支払基金設置 社団法人全国国民健康保険団体中央会設立 (財団法人国民健康保険協会と国民健康保険制度刷新連盟を合体) 愛知県国民健康保険団体連合会に改称 社会保障制度審議会設置(首相の諮問機関)	
昭和26年 1. 10 3. 31 3. 31 6. 28	埼玉県民生部に全国で初めて国民健康保険課が設置される。 国民健康保険法第5次改正 (法律90号、4.1施行) ・国民健康保険税の創設に伴い保険料に関する規定の整備を行う 地方税法改正(法律95号、公布日施行、昭和26年度分地方税から適用) ・国民健康保険税の創設 地方税法改正(法律216号、公布日施行) ・課税限度額1.5万円を3万円に引上げ	
昭和28年 4. 1	昭和28年度予算に療養給付費の2割に相当する助成交付金が計上され、療養給付費負担金実現の端緒となった。	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和30年 4. 1 8. 1	群馬県国民健康保険団体連合会が全国に先駆けて国民健康保険診療報酬支払業務を開始 国民健康保険法第7次改正 (法律115号、公布日施行) ・療養給付費補助金2/10以内、保健婦補助金1/3以内、事務費補助金10/10以内に補助率を決定、国の義務とした。	
昭和31年 3. 14	地方税法改正 (法律6号、公布日施行) ・課税限度額3万円を5万円に引上げ	
昭和32年 4. 12	厚生省に国民皆保険推進本部設置 (国民健康保険全国普及4か年計画の強力な推進を図る)	10月 保健課を創設、全市国民健康保険実施について調査開始
昭和33年 6. 30 12. 27 12. 31	新医療費体系として「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」告示 ・診療報酬点数表を甲表乙表とし、1点単価を10円とする。 国民健康保険法公布 (法律192号、34. 1. 1施行) ・国民皆保険体制を整備するため、国民健康保険法の全文改正 ・調整交付金制度創設5/100、療養給付費補助金2/10、事務費補助金が負担金に変更、保健婦補助金1/3 (以内が削除) 全国国民健康保険団体中央会を改組し、社団法人国民健康保険中央会を設立	10月 全市国民健康保険実施
昭和34年 3. 24 8. 27	補助金令廃止、負担金令制定 事務費単価90円 (33年度) 第1回都市国保課長研究協議会開催 (国保中央会主催)	
昭和35年 3. 31 4. 1 4. 28	事務費単価95円 (34年度) 愛知県、国保診療報酬支払事務開始 医療制度調査会設置 (厚相の諮問機関)	
昭和36年 3. 25 4. 1 4. 16	事務費単価104. 278円 (35年度) 国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成される。 愛知県民生部に国民健康保険課設置	4月 給付制度の撤廃、給食寝具設備の給付

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和37年 3. 19 3. 31	事務費単価114.612円(36年度) 国民健康保険法第8次改正 (法律57号、4.1施行) ・療養給付費に対する国庫の負担又は補助率を2/10から25/100に引上げ	10月 世帯主7割給付、給付期間を転帰まで延長、助産費2千円に引上げ
昭和38年 3. 11 3. 31 10. 1	事務費単価125.929円(37年度) 国民健康保険法第9次改正 (法律62号、4.1施行) ・生活保護世帯の3か月併給廃止 ・世帯主の7割給付 ・療養給付範囲の制限撤廃 調整交付金の割合5/100から10/100へ引上げ ・低所得者に対する保険料(税)の減額 国保世帯主7割給付実施	4月 減税、低所得者に対する負担軽減措置生活保護法適用者を国保から除外 9月 地域差撤廃
昭和39年 3. 28 10. 20	事務費単価135.163円(38年度) 国保財政の悪化に対処するため自民党政務調査会内に国保に関する小委員会設置を決定	4月 機構改革により保険税係が市民税課所管となり、国民年金係を併置し保険年金課として発足
昭和40年 1. 1 3. 20	世帯員の7割給付4か年計画実施(4か年計画で世帯員の給付割合を5割から7割に引上げることとし、この2割相当分の3/4を国庫補助とする) 事務費単価156円(39年度)	4月 条例改正(税率改正44%増)
昭和41年 3. 3 6. 6	事務費単価205円(40年度) 国民健康保険法第13次改正 (法律79号、6.6施行) ・療養給付費補助金の補助率を25/100から40/100に引上げ(定率4割国庫負担実現)、調整交付金の割合を10/100から5/100へ引下げ	
昭和42年 4. 1 6. 13 7. 25	永住許可韓国国民に対し国民健康保険の適用開始 事務費単価250円(41年度) 国民健康保険法第14次改正 (法律81号、11.10施行) ・住民基本台帳法制定に伴い、被保険者資格の得喪に関する規定の改正	4月 条例改正(スライド制採用、税率30%引上げ)

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和43年 1. 1 3. 3 7. 22	全世帯7割給付実施 事務費単価310円 (42年度) 事務費単価335円 (43年度)	4月 税率20%引上げ
昭和44年 7. 8	事務費単価377円 (44年度)	4月 税率23%引上げ、葬祭費3千円に引上げ 高齢者(80歳以上)、乳児(1歳未満)に対する付加給付実施(入院2千円、入院外1千円控除) 機構改革により窓口係を新設、4係となる。 6月 税率9%引下げ 9月 助産費1万円に引上げ
昭和45年 8. 17	事務費単価426円 (45年度)	4月 税率31%引上げ 6月 税率7%引下げ
昭和46年 3. 30 7. 1 9. 7	地方税法改正 (法律11号、4.1施行) ・課税限度額5万円を8万円に引上げ 全国で保険医総辞退～31日 事務費単価474円 (46年度)	1月 条例改正により朝鮮人及び韓国人の国保加入実施 4月 税率32%引上げ、葬祭費6千円に引上げ、高齢者に対する付加給付を75歳に引下げ 課税限度額8万円に引上げ 6月 税率8%引下げ 10月 高齢者に対する付加給付入院2千円、入院外1千円の控除額を撤廃
昭和47年 6. 1 9. 27	厚生省に老人保健課を新設 事務費単価532円 (47年度)	4月 高齢者に対する付加給付を70歳に引下げ 税率24%引上げ
昭和48年 1. 1 9. 26 10. 1	老人医療費支給制度実施(70歳以上無料化) 国民健康保険法第18次改正 (法律89号、10.1施行) ・高額療養費支給制度(自己負担3万円) 50.10.1実施までは任意給付 65歳以上寝たきり老人、老人医療費支給	4月 乳児(1歳未満)に対する付加給付廃止 税率30%引上げ 11月 高豊、前芝西診療所廃止
昭和49年 2. 26 3. 30	事務費単価667円 (48年度) 地方税法改正 (法律19号、4.1施行) ・課税限度額8万円を12万円に引上げ	4月 税率45%引上げ 助産費2万円、葬祭費1万円に引上げ

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和50年 2. 28 10. 1	事務費単価865円(49年度) 国保高額療養費法定給付開始 国保の県外分診療報酬の全国決済制度発足	4月 税率35%引上げ 6月 税率7%引下げ 7月 助産費4万円に引上げ
昭和51年 3. 30 8. 1	地方税法改正 (法律6号、4.1施行) ・課税限度額12万円を15万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額3.9万円に引上げ	4月 課税限度額15万円に引上げ 税率25%引上げ 6月 税率7%引下げ
昭和52年 3. 31 4. 1	地方税法改正 (法律6号、4.1施行) ・課税限度額15万円を17万円に引上げ 国保擬制世帯主課税廃止	4月 保険税月割課税の全面実施 課税限度額17万円に引上げ 税率15%引上げ 擬制世帯に対するみなす課税を 廃止 6月 税率11%引下げ 10月 助産費6万円、葬祭費2万円に 引上げ
昭和53年 3. 31 4. 1	地方税法改正 (法律9号、4.1施行) ・課税限度額17万円を19万円に引上げ 国保保健婦、市町村へ移管 高額療養費支払資金貸付事業開始(愛知県国 保連合会)	4月 課税限度額19万円に引上げ 税率15%引上げ
昭和54年 3. 31	地方税法改正 (法律11号、4.1施行) ・課税限度額19万円を22万円に引上げ	1月 条例改正により英国人の国保加 入実施 4月 課税限度額22万円に引上げ 税率15%引上げ 第1期分納期を4月に変更 10月 助産費の被用者保険等との給付 調整実施(重複給付の調整) 12月 助産費8万円に引上げ
昭和55年 3. 31 7. 4	地方税法改正 (法律11号、4.1施行) ・課税限度額22万円を24万円に引上げ 厚生省、医療費通知実施を通知	1月 条例によりスウェーデン人の国 保加入実施 4月 課税限度額24万円に引上げ 葬祭費3万円に引上げ 税率20%引上げ 健康世帯褒賞内規制定 単数世帯1,500円複数世帯3,000円
昭和56年 3. 31	地方税法改正 (法律15号、4.1施行) ・課税限度額24万円を26万円に引上げ	1月 条例改正によりフィンランド人、 米国人の国保加入実施 4月 課税限度額26万円に引上げ 税率12%引上げ

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和57年 3. 30 3. 31 3. 31 8. 10 8. 17	愛知県新国保会館竣工 地方税法改正 (法律10号、4.1施行) ・課税限度額26万円を27万円に引上げ 国保問題懇談会設置 (厚相の諮問機関) 高額療養費自己負担限度額4万5千円に引上げ 老人保健法公布 (法律80号、58.2.1施行) ・老健法の医療を受けることができる者については、療養の給付等を行わないなど、老健法の制定に伴う改正 ・国庫負担率55.7% (予算ベース56.1%) に決定	3月 助産費10万円に引上げ 4月 葬祭費4万円に引上げ 課税限度額を27万円に引上げ 税率2%引下げ
昭和58年 1. 1 2. 1 3. 18 3. 31	高額療養費自己負担限度額5万1千円に引上げ 老人保健法施行 ・一部負担金入院1日300円 (2か月限度) 入院外1か月400円 58年度老人医療費拠出金按分率47.2%で閣議決定 地方税法改正 (法律13号、4.1施行) ・課税限度額27万円を28万円に引上げ	4月 外国人登録法により登録されている外国人の国保加入実施 税率9%引上げ 課税限度額を28万円に引上げ
昭和59年 3. 13 3. 31 8. 14 10. 1	59年度老人医療費拠出金按分率45.1%で閣議決定 地方税法改正 (法律7号、4.1施行) ・課税限度額28万円を35万円に引上げ 国民健康保険法第25次改正 (法律77号、59.10.1施行) ・被用者本人の一部負担導入 (10割から9割へ：健保法の改正) ・退職者医療制度創設 ・高額療養費制度の改正 世帯合算、多数該当、長期疾病の新設 ・特定療養費制度の新設 ・国保への国庫負担の改正 ・医療費ベース45%から38.5%へ引下げ (給付費ベース50%) 10. 1 高額医療費共同事業を実施 (国保連合会)	4月 税率5%引上げ 課税限度額を35万円に引上げ 10月 成人病健康診査助成金交付要綱制定 助成率30%
昭和60年 2. 22 4. 1	60年度老人医療費拠出金按分率44.7%で閣議決定 老人保険一部負担金引上げ 入院 1日400円 (低所得者300円) 入院外1か月800円	4月 税条例改正により税率明記 税率20.8%引上げ 7月 国保運営協議会に被用者保険等 保険者代表を加える (2名) 11月 保険税減免要綱制定

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
昭和61年 3. 31	地方税法改正 (法律14号、4.1施行) ・課税限度額35万円を37万円に引上げ	3月 助産費13万円に引上げ 6月 課税限度額37万円に引上げ
4. 1	国民健康保険施行規則改正 ・全ての外国人に国保適用 (短期滞在者除く)	条例改正により、被保険者とする外国人の条項を削除
6. 1	高額療養費自己負担限度額5万4千円に引上げ	
12. 22	老人保健法改正 (法律106、62.1.1施行) ・61年度老人医療費拠出金按分率80% 62~64年度 " 90% 65年度 " 100% に決定 ・一部負担金入院1日400円 入院外1か月800円 ・老人保健施設の創設 国民健康保険法第28次改正 (法律106号、62.1.1施行) ・保険料(税)滞納者に対する保険給付の一部制限が可能となる。	
昭和62年 3. 31	地方税法改正 (法律15号、4.1施行) ・課税限度額37万円を39万円に引上げ	4月 税率6.6%引上げ 条例改正により悪質滞納者に対して、被保険者証の返還を求め、応じない場合の罰則を規定
10. 28	厚生省「福祉医療制度及び地域格差調整システム等」の国保制度改革案を提示	健康世帯褒賞を単数世帯2,000円、複数世帯4,000円に引上げ
12. 21	国保制度改革案の内容が、蔵相、厚相、自治相の三大臣間で決定 ・低所得者対策や医療費の地域格差対策 ・医療費の地域格差対策 ・都道府県負担の導入等	6月 課税限度額39万円に引上げ
昭和63年 3. 31	地方税法改正 (法律6号、4.1施行) ・課税限度額39万円を40万円に引上げ	
6. 1	国民健康保険法第30次改正 (法律78号、63.6.1施行) ・高医療費市町村の運営の安定化に関する措置 ・保険基盤安定制度の創設 ・高額医療費共同事業の強化、充実 ・老人保健拠出金に係る国庫負担の見直し 国庫負担率55.7%から52.3%に引下げ	
7. 30	厚生省、63年度の指定市町村として146市町村を指定	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成元年 2. 1 3. 31 6. 1	厚生省、元年度の指定市町村として147市町村を指定 地方税法改正 (法律14号、4.1施行) ・課税限度額40万円を42万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額5万7千円に引上げ	4月 税率4.2%引上げ 課税限度額40万円に引上げ 葬祭費5万円に引上げ 機構改革により保険税係を市民税課から保険年金課へ所管換え 成人病健康診査助成率40%に引上げ
平成2年 2. 1 6. 15	厚生省、2年度の指定市町村として130市町村を指定 国民健康保険法の一部を改正する法律(平成2年6月15日法律第31号)施行 ・保険基盤安定制度の確立 (国は給付費の負担とは別に負担する) ・財政調整機能の強化 ・高額医療費共同事業の継続(5年度見直し) ・老人保健拠出金に係る国庫負担の見直し 国庫負担率52.3%から50.0%に引下げ	4月 成人病健康診査助成率50%に引上げ 資格取得(遡及)に関する内規制定 ・保険給付-原則届出月の初日 ・税賦課 -原則3か月遡及
平成3年 2. 1 4. 1 5. 1	厚生省、3年度の指定市町村として122市町村を指定 課税限度額42万円を44万円に引上げ 高額療養費自己負担限度額6万円に引上げ (血友病、人工透析、1月の限度額1万円)	4月 助産費15万円に引上げ 健康世帯褒賞を単数世帯4,000円、 複数世帯8,000円に引上げ
平成4年 1. 1 1. 31 4. 1 4. 1	老人保健法改正 ・一部負担金段階的引上げと消費者物価を指標としたスライド制導入 <平成4年1月~平成5年3月> 入院1日600円、入院外1か月900円 <平成5年4月~平成7年3月> 入院1日700円、入院外1か月1,000円 <7年4月から消費者物価スライド制> ・老人訪問看護制度の創設 ・介護に着目した公費負担割合を3割から5割に引上げ(国2/3、県1/6、市1/6) 厚生省、4年度の指定市町村として118市町村を指定 課税限度額44万円を46万円に引上げ 地方財政計画措置 ・事務費(人件費)の一般財源化 ・助産費一般財源化(支給総額2/3繰入対象とし、支給基準額を24万円とする) ・国保財政安定化支援事業創設	4月 助産費24万円に引上げ 成人病健康診査助成率60%に引上げ 7月 居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領作成

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成5年 1. 29	厚生省、5年度の指定市町村として118市町村を指定	4月 葬祭費7万円に引上げ 成人病健康診査助成率70%に引上げ
4. 1	老人保健一部負担金改正 入院1日700円、入院外1か月1,000円 課税限度額46万円を50万円に引上げ 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成5年3月31日法律第7号）施行 ・財政安定化支援事業の暫定的制度化（5年度、6年度） ・保健基盤安定制度の国庫負担の定額補助化（5年度、6年度） 高額医療費共同事業の継続（2年間の暫定措置）	
5. 1	高額療養費自己負担限度額6万3千円に引上げ	
平成6年 1. 31	厚生省、6年度の指定市町村として113市町村を指定	4月 税率引下げ 課税限度額43万円に引上げ 助産費26万円に引上げ
4. 18	地方財政計画措置 ・事務費（一般事務費）の一般財源化	10月 出産育児一時金の創設（助産費から名称変更）300,000円
10. 1	健康保険法の一部を改正する法律（平成6年6月29日法律第56号） ・入院時食事療養費を創設し、定額の一部負担割合を導入 ・病院の看護・介護体制の充実と付添看護・介護の解消を図る ・在宅医療の推進 ・国民健康保険上の療養取扱機関 国民健康保険医等を廃止し、健康保険法上の保険医療機関・保険薬局・保険医等に統合 ・出産育児一時金の創設 ・移送費の支給 ・老人保健事業費拠出金の創設	
平成7年 1. 31	厚生省、7年度の指定市町村として108市町村を指定	4月 課税限度額46万円に引上げ 脳ドック助成の新設 国民健康保険財政調整基金設置 温泉保養助成開始
4. 1	国民健康保険法の一部を改正する法律（平成7年3月31日法律第53号） ・社会福祉施設入所者に係る住所地主義の特例措置の創設 ・保険料（税）軽減制度の拡充	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成7年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費共同事業の拡充 ・基準超過医療費共同負担制度に係る基準見直し ・保険基盤安定制度に係る国庫負担の定額補助の延長（7年度、8年度） ・財政安定化支援事業の暫定措置の延長（7年度、8年度） ・老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上下限の見直し（7年度上限22%、下限1.4%） ・課税限度額50万円から52万円に引上げ 	
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の措置入院・結核の命令入所に住所地主義の特例措置を拡大 ・精神保健法・結核予防法による医療を公費優先から国保優先に改正 	
平成8年 1. 31	厚生省、8年度の指定市町村として115市町村を指定	4月 課税限度額50万円に引上げ
4. 1	老人保健施行令一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健医療費拠出金に係る老人加入率の上限を24%に引上げ 老人保健一部負担金改正 入院外1か月1,020円	保険税納期回数を4回から8回に変更 健康世帯褒賞を単数世帯5,000円、複数世帯10,000円に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額63,600円に引上げ（非課税世帯は据え置き）	8月 短期被保険者証の発行（有効期間6か月）
10. 1	入院時食事療養費の自己負担額を改定	
平成9年 1. 31	厚生省、9年度の指定市町村として119市町村を指定	4月 課税限度額52万円に引上げ
4. 1	課税限度額52万円から53万円に引上げ 財政安定化支援事業の継続（9年度、10年度、11年度）	
9. 1	健康保険法等の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第94号） 国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・外来の薬剤に対する一部負担の創設 内服薬 投薬ごとに1日分につき 1種類 0円 2～3種類 30円	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成9年 9. 1	<p>4～5種類 60円 6種類以上 100円</p> <p>外用薬 投薬ごとに 1種類 50円 2種類 100円 3種類以上 150円</p> <p>頓服薬 投薬ごとに 1種類につき 10円</p> <p>※6歳未満の者の薬剤負担は免除</p> <p>・保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元 定額補助を10年まで継続し、段階的に定率国庫負担に復元（平成9. 4. 1施行）</p> <p>老人保健法の一部改正</p> <p>・老人保健一部負担金改正 外来1回につき500円（月4回まで） 外来の薬剤に対する一部負担の創設 ※国民健康保険法の一部改正と同じ内容 ただし、低所得者（市民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者）の薬剤は免除 入院1日につき1,000円 （10年度1,100円、11年度1,200円） ※低所得者は1日につき500円</p>	
12. 17	介護保険制度創設（平成12. 4. 1施行）	
平成10年 1. 31	厚生省、10年度の指定市町村として120市町村を指定	4月 税率改定
4. 1	薬価基準改正 平均2.8%引下げ 診療報酬改正 平均1.5%引上げ	8月 第29回全国主要都市国保研究協議会開催
7. 1	国民健康保険法一部改正 ・退職者に係る老人医療費拠出金の2分の1を退職者医療制度にて負担 ・事務費負担金の一般財源化（10年度） ・国保組合等の予算に係る認可見直し	
	老人保健法一部改正 ・老人加入率上限30%適用	
	健康保険法等一部改正 ・診療報酬不正請求の防止策強化 取消期間最長2年→5年 返還金の加算割合引上げ10%→40%	
	・保険医療機関の病床指定拒否の明文化	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成11年 1. 29	厚生省、11年度の指定市町村として120市町村を指定	4月 機構改革により文化市民部国保年金課に改称
4. 1	老人保健法の一部改正 ・老人保健一部負担金改正 外来1回につき530円（月4回まで）	7月 豊橋市が実践型健康づくり推進モデル事業に指定される。 （～13年度）
7. 1	老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置	
平成12年 1. 31	平成11年度国民健康保険団体連合会補助金（介護円滑導入対策）交付要綱を通知	4月 介護保険第2号被保険者に対して医療分と介護分を一体課税 介護分課税限度額7万円
4. 1	地方分権に伴い、市町村国保が団体委任事務から自治事務になる 介護保険制度開始 国民健康保険法の一部改正 ・資格証明書交付の義務化 ・住所地特例の拡大 高額医療費共同事業の暫定措置延長 財政安定化支援事業の暫定措置延長	
7. 1	老人薬剤一部負担の特例措置継続	
平成13年 1. 1	国民健康保険法等改正 ・高額療養費に係る自己負担限度額改正 一般63,600円+(医療費-318,000円)×0.01 上位所得者121,000円+(医療費-609,000円)×0.01 ・入院時食事療養費に係る標準負担額を760円から780円に引上げ（非課税世帯は据え置き） ・海外療養費制度の創設 ・住所地特例の拡大 老人保健法一部改正 ・薬剤一部負担金の廃止 ・一部負担金の見直し 外来、入院とも医療費の1割（上限額あり）に改正 ・指定老人訪問看護の基本利用料の見直し 1日250円から訪問看護費用の1割（上限あり）または1日600円（月5回） ・高額医療費支給制度の創設 1か月30,000円以上的一部負担金を支払った老人が同一世帯に複数いるときは、合算して37,200円を超えた分を高額療養費として支給 低所得者の場合は1か月21,000円以上的一部負担金を合算して24,600円を超える額を支給	2月 短期被保険者証有効期間の短縮（6か月→3か月） 4月 肺ドック（肺がん検診）助成の新設 9月 資格証明書交付開始 10月 出産育児一時金の受領委任払の実施

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成13年 4. 1	国民健康保険における出産費に係る資金の貸付事業実施 被保険者証の個人カード化（当分の間、現行と同様に交付可）	
平成14年 4. 1 10. 1	診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 ▲1.3% 薬価改定等 ▲1.4% 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年7月26日法律第102号） ・老人医療受給対象者の変更 75歳以上の者を対象。ただし、昭和7年9月30日以前の誕生日の人は75歳未満であっても老健制度で受給（70～74歳者の経過措置） ・患者負担の見直し 3歳未満 2割負担に軽減 70歳以上 定率1割負担 一定以上所得者 定率2割負担 ・自己負担限度額等の見直し 70歳未満の者 一般72,300円+（医療費-361,500円）×0.01 上位所得者139,800円+（医療費-699,000円）×0.01 70歳以上の者 一般 入院 40,200円 外来 12,000円 一定以上所得者 入院 72,300円+（医療費-361,500円）×0.01 外来 40,200円 低所得者 入院 15,000円（低所得者Ⅰ） 24,600円（低所得者Ⅱ） 外来 8,000円	4月 税率改定（賦課割合の変更 医療分・介護分） 心臓ドック助成の新設
平成15年 4. 1	・患者負担の見直し 退職者医療 3割負担 外来薬剤一部負担金廃止 特例療養費の廃止 ・高額医療費共同事業の拡大・制度化 ・低所得者を多く抱える保険者を支援する制度の創設	4月 税率改定（介護分） 介護分課税限度額8万円 8月 短期被保険者証有効期間の変更（3か月→3か月と6か月）
平成16年 4. 1	市町村国保の介護納付金の納付に関する事務の一般財源化	4月 税率改定（介護分）

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成16年 4. 1	国保組合に対する国庫補助率の見直し 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0% 薬価改定等 ▲1.0%	
平成17年 4. 1	国民健康保険法の一部改正 (三位一体改革関連法として) ・療養給付費等負担金の負担割合引下げ 40/100から34/100 (17年度は暫定36/100) ・調整交付金の交付割合引下げ 10/100から9/100 ・都道府県調整交付金の創設 算定対象額の7/100 (17年度は暫定5/100) ・保険基盤安定制度 (保険料軽減分) の国庫負担分を都道府県へ移譲	4月 税率改定 (医療分・介護分)
平成18年 4. 1	診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 ▲1.36% 薬価改定等 ▲1.8% 地方税法の一部改正 ・高齢者保険税激変緩和措置 (老年者控除廃止、公的年金控除減額に伴う税負担激変の緩和) ・税制改正に伴う70歳以上の高齢者の自己負担 限度額の経過措置 (H18. 8. 1~H20. 7. 31) 国民健康保険法の一部改正 ・高額医療費共同事業の縮小 対象額：70万円以上から80万円以上に引上げ ・保険財政共同安定化事業の創設 ・患者負担の見直し 70歳以上の現役並み所得者 2割→3割負担 ・自己負担限度額等の見直し 70歳未満の者 一般 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 0.01$ 上位所得者 $150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 0.01$ 70歳以上の者 一般 入院44,400円 現役並み所得者 $入院80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 0.01$ 70歳未満の人工透析を要する上位所得者 20,000円 ・療養病床に入院する70歳以上の者の食費の見直し、居住費の創設	4月 税率改定 (医療分・介護分) 介護分課税限度額9万円 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を追加) 7月 高額療養費の受領委任払開始 9月 被保険者証をカード化 10月 出産育児一時金35万円に引上げ
10. 1		

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項										
	食費 (Ⅰ) 460円/食 (Ⅱ) 420円/食 居住費 320円/日											
平成19年 4. 1	<p>地方税法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税源移譲に伴う市民税所得割税率の見直し <table border="0"> <tr> <td><18年度以前></td> <td><19年度以後></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> <td rowspan="3">} ⇒ 一律 6%</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円以下</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保険税激変緩和措置 (18年度から実施された老年者控除廃止、公的年金控除減額に伴う税負担激変緩和措置の継続実施) <p>国民健康保険法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の入院にかかる高額療養費の現物給付化 	<18年度以前>	<19年度以後>		200万円以下	3%	} ⇒ 一律 6%	200万円超700万円以下	8%	700万円超	10%	<p>4月 税率改定 (医療分・介護分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療分課税限度額56万円 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を継続実施) 葬祭費5万円に引下げ
<18年度以前>	<19年度以後>											
200万円以下	3%	} ⇒ 一律 6%										
200万円超700万円以下	8%											
700万円超	10%											
平成20年 4. 1	<p>診療報酬、薬価等の改定</p> <p>診療報酬 0.38% 薬価改定等 ▲1.20%</p> <p>地方税法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者支援金等課税 (支援金分) の新設 ・公的年金からの特別徴収開始 ・特定同一世帯所属者にかかる経過措置 <p>老人保健法の一部改正</p> <p>(「高齢者の医療の確保に関する法律」に改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の創設 75歳 (一定の障害のある者は65歳) の誕生日から対象 ・前期高齢者 (65~74歳) の医療費に係る保険者間での財政調整制度の創設 ・特定健康診査・特定保健指導開始 <p>国民健康保険法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者医療制度の廃止に伴う経過措置開始 (26年度まで) 満65歳の誕生月まで退職被保険者適用 ・3歳未満に対する負担割合 (2割) を未就学児までに拡大 ・70歳以上の給付割合 (9割→8割) に改正 (窓口負担1割に凍結: H20. 4. 1~H21. 3. 31 1割分は指定公費の取扱い) ・高額医療・高額介護合算療養費の創設 	<p>4月 税率改定 (医療分・介護分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援金分税率設定 2割軽減の職権適用 市独自減免の職権適用 高齢者保険税激変緩和措置 (市独自の措置を継続実施) 旧被扶養者減免の職権適用 外来ドック助成の廃止 特定健康診査・特定保健指導開始 (実施計画第1期) 特定健康診査 集団: 無料 個別: 無料 特定保健指導: 無料 <p>5月 医療分課税限度額47万円 支援金分課税限度額12万円</p> <p>8月 短期被保険者証対象世帯の変更 (一斉更新時に前年度1期以前に滞納のある世帯 → 一斉更新時に前年度6期以前に滞納のある世帯)</p> <p>10月 公的年金からの特別徴収開始</p>										

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成20年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度による70歳以上の現役並み所得者の所得判定の経過措置 (H20. 8. 1～H22. 7. 31) 療養病床に入院する者の食費、居住費の取扱年齢の引き下げ (70歳以上→65歳以上) 	
平成21年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 70歳以上の現役並み所得者判定基準見直し 75歳到達月の高額療養費限度額の見直し 	1月 出産育児一時金 38万円 産科医療保障制度創設に伴い、対象分娩の場合3万円加算 (35万円+3万円)
平成21年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書交付世帯に属する中学生以下には短期被保険者証交付 	4月 税率改定 (医療分) 介護分課税限度額10万円
5. 1	<ul style="list-style-type: none"> 特定疾患・小児慢性治療事業に係る高額療養費の見直し 	10月 出産育児一時金4万円引上げ 42万円 (35万円→39万円+3万円) (少子化対策として22年度末まで)
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の創設及びその支払の一時差止を行わない措置 	8月 減免要綱改定 所得限度額600万円以下 所得区分変更
平成22年 4. 1	診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 1.55% 薬価改定等 ▲1.36% 地方税法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 非自発的失業者の国保税算定特例 離職から最長2年間給与所得を30/100として国保税を算定 応益割合にかかわらず7・5・2割軽減可能に国民健康保険法の一部改正 国保財政基盤安定化策4年間延長 (25年度まで) 70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 	4月 税率改定 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 医療分課税限度額50万円 後期分課税限度額13万円 機構改革 文化市民部→福祉部 後期高齢者医療が国保年金課所管となる
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書交付世帯の短期被保険者証交付対象年齢の拡大 (中学生以下→高校生世代以下) 	
7. 17	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証様式改正 裏面に新たに臓器提供意思表示欄設置 	
12. 20	愛知県国民健康保険広域化等支援方針策定 (23年度以降の目標収納率設定)	
平成23年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 70歳～74歳の一部負担割合 (1→2割) 凍結延長 出産育児一時金の医療機関等への受取代理制度の創設 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置 (～24年2月29日)、保険料(税)の減免措置 (～24年3月納期分) 	4月 税率改定 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 医療分課税限度額51万円 後期分課税限度額14万円 介護分課税限度額12万円 出産育児一時金4万円加算恒久化

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
		7月 東日本大震災減免取扱要綱 制定 8月 施行規則改定 減免割合 10%→12% 20%→24% 40%→44%
平成24年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 1.379% 薬価改定等 ▲1.375% ・高額療養費の外来診療現物給付化 ・扶養控除廃止に伴う調整控除創設 (平成24年度分に限る) 保険料 平成23年12月31日現在世帯主の者の市民税所得割から18歳以下の被保険者1人につき以下の額を控除 15歳以下21,300円 16歳以上18歳以下11,100円 70歳以上の一部負担金割合判定 18歳以下の被保険者1人につき以下の額を各種控除後の総所得金額等から控除 15歳以下330,000円16歳以上18歳以下 120,000円 ・住基法改正に伴う外国人の国保適用対象変更 ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料(税)の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 特定被災区域 9月末 ・県調整交付金割合の引き上げ 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため 7% ⇒ 9% ・財政基盤強化策(暫定措置)を1年間(平成26年度まで)延長 	4月 税率改定(医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 扶養控除廃止に伴う調整控除について、扶養者が世帯主以外などによる調整控除適用除外者のため独自減免創設
平成25年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳~74歳の一部負担割合(1→2割)凍結延長 ・保険税賦課方式旧ただし書き方式に統一 ・保険税軽減判定所得の算定の特例を恒久化 ・特定同一世帯の世帯別平等割を最初の5年間1/2減額する措置に加え、その後3年間1/4減額 ・国保財政基盤安定化策延長(26年度まで) 27年度より恒久化 	4月 税率改定(医療分・後期高齢者支援金分・介護分) 資産割廃止 仮算定廃止(7月本算定) 福島原発避難減免取扱要綱制定 賦課方式変更資産割廃止に伴う激変緩和措置

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 	4月 豊橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期）策定
平成26年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.73% 薬価改定等 ▲0.63% 70歳～74歳の一部負担割合（1→2割）凍結解除 平成26年度に70歳になる者から2割負担 経過措置あり（平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた者は従来どおり75歳になるまで1割負担（現役並所得者除く） 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 後期分課税限度額16万円 介護分課税限度額14万円
平成27年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費の算定基準の見直し 70歳未満の所得区分の細分化 	1月 出産育児一時金1.4万円引上げ 40.4万円（39万円→40.4万円） 出産育児一時金加算支給額 1.4万円引下げ 1.6万円（3万円→1.6万円）
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 保険者支援制度の拡充と恒久化 補助率の引上げ 7割軽減者1人当たり：平均保険料収納額の12%→算定額の15% 5割軽減者1人当たり：平均保険料収納額の6%→算定額の14% 2割軽減者1人当たり：平均保険料算定額の14%（新設） 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化 保険財政共同安定化事業の事業対象医療費の拡大 30万円超80万円以下→80万円以下 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額52万円 後期分課税限度額17万円 介護分課税限度額16万円 健康世帯褒賞拡充（特定健康診査受診世帯には1,000円上乘せ）
5. 27	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法の一部改正 平成30年度からの国保広域化が決定 	
平成28年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度開始 	1月 豊橋市国民健康保険税の普通徴収の方法を規定する要綱制定（口座振替原則化）
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.49% 薬価改定等 ▲1.33% 	3月 豊橋市国民健康保険データヘルス計画策定

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・食事療養標準負担額の引上げ 1食260円→360円 ・紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額54万円 後期分課税限度額19万円
平成29年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 ・保険基盤安定制度の拡充 保険税5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 健康世帯褒賞廃止 減免要綱改定
8. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の算定基準の見直し 70歳以上の自己負担上限額の引き上げ （低所得者は据え置き） 	
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費の算定基準の見直し ・入院時の生活療養費の見直し 65歳以上の居住費の引き上げ 	
1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・国保法施行規則一部改正 ・高確法施行規則一部改正 医療費の通知見直し 	
平成30年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.55% 薬価改定等 ▲1.74% ・東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 ・国民健康保険法の一部改正 財政運営責任の都道府県移行 都道府県の保険者化 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額58万円 施行規則改定 減免割合 12%→10% 24%→20% 44%→40%
8. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・食事療養標準負担額の引上げ 1食360円→460円 ・高額療養費の算定基準の見直し 70歳以上の自己負担上限額の引き上げ （個人単位の外来特例を廃止） （現役並み所得3区分に細分化） （低所得者は据え置き） ・高額介護合算療養費の算定基準の見直し （現役並み所得3区分に細分化） 	

年 月 日	国県の主要事項	豊橋市の主要事項
平成31年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の緩和措置 旧被扶養者の減免期間2年間 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額61万円
令和元年 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.41% 薬価改定等 ▲0.48% 	
令和2年 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給 	
令和2年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬、薬価等の改定 診療報酬 0.55% 薬価改定等 ▲1.01% 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 	4月 税率改定（医療分・後期高齢者支援金分・介護分） 医療分課税限度額63万円 介護分課税限度額17万円
4. 8	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援 	
令和3年 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法の一部改正 税制改正基礎控除38万円→48万円 	
2. 19	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給6月30日までに延長 	
3. 下旬	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの保険証利用 オンライン資格確認の普及 	
令和3年 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金免除、保険料（税）の減免措置延長 旧避難指示区域等 1年延長 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援 	4月 税率・限度額据置（医療分・後期高齢者支援金分・介護分）
5. 18	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給9月30日までに延長 	
6. 11	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置（令和4.4.1施行） 	

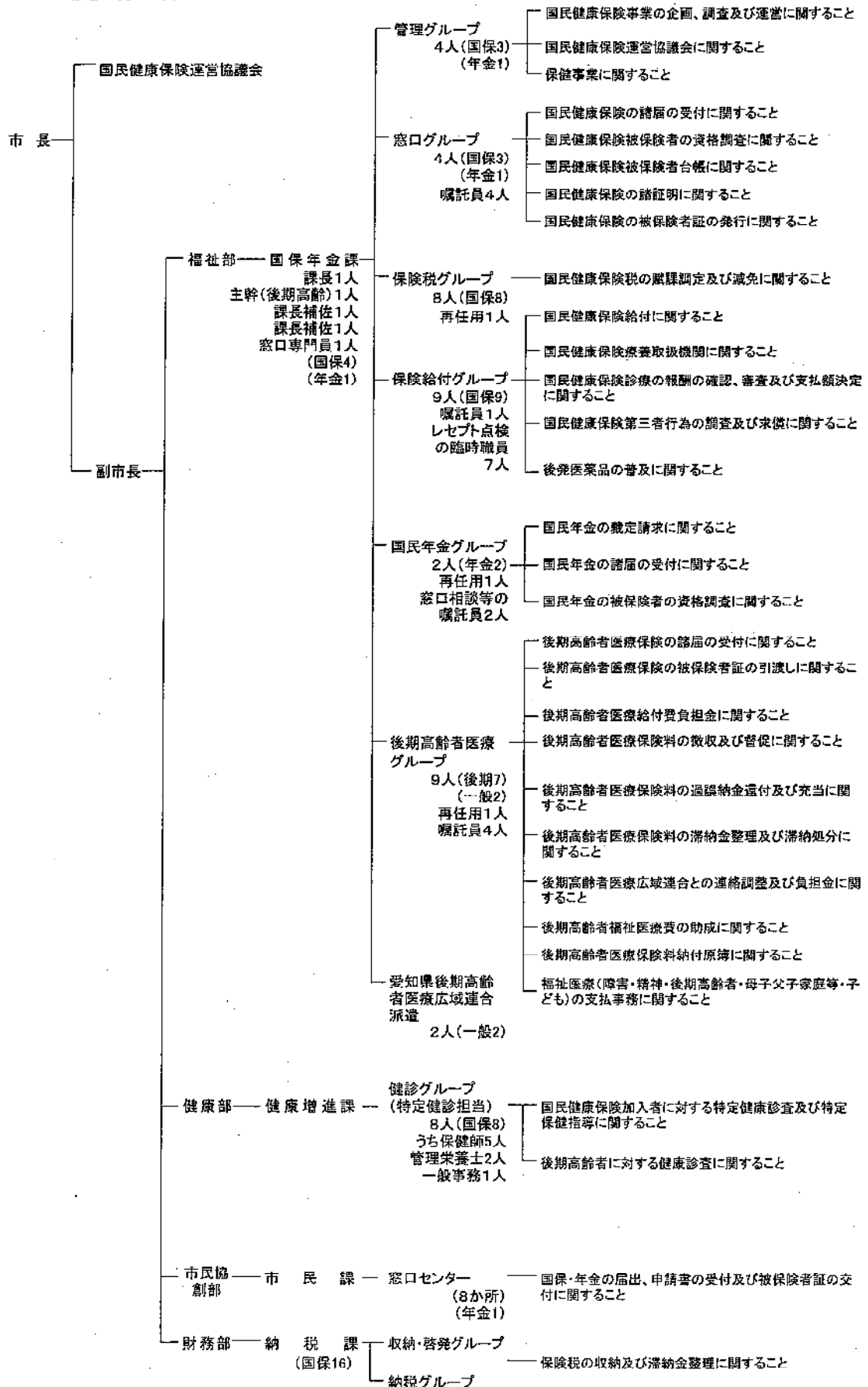
2. 診療報酬及び薬価基準の改定の推移

年 月 日	診療報酬(医療費)改定				薬価基準改定		計
	医科	歯科	調剤	平均	薬価基準	医療費ベース	
	%	%	%	%	%	%	%
33. 10. 1	診療報酬点数表を甲表、乙表及び歯科に設定し、1点単価を10円に改正						8.5
40. 1. 1	職権告示による緊急是正						9.5
40. 11. 1				技術料3.0		▲ 4.0	▲ 1.5
42. 10. 1					▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 1.5
42. 12. 1	7.68	12.65					▲ 3.8
44. 1. 1					▲ 5.6	▲ 2.0	▲ 2.0
45. 2. 1	8.77	9.73					
45. 7. 1	0.97						
45. 8. 1					▲ 3.0	▲ 1.3	▲ 1.3
47. 2. 1	13.7	13.73	6.54		▲ 3.4	▲ 1.7	
49. 2. 1	19.0	19.9	8.5		▲ 8.4	▲ 1.5	
49. 10. 1	16.0	16.2	6.6				
50. 1. 1					▲ 1.6	▲ 0.4	▲ 0.4
51. 4. 1	9.1		4.9	9.1			9.1
51. 8. 1		9.6					
53. 2. 1	9.3	12.5	1.6	9.6	▲ 5.8	▲ 2.0	7.6
56. 6. 1	8.4	5.9	3.8	8.1	▲ 18.6	▲ 6.1	2.0
58. 1. 1					▲ 4.9	▲ 1.5	▲ 1.5
58. 2. 1	0.29						
59. 3. 1	3.0	1.1	1.0	2.79	▲ 16.6	▲ 5.1	▲ 2.31
60. 3. 1	3.5	2.5	0.2	3.3	▲ 6.0	▲ 1.9	1.4
61. 4. 1	2.5	1.5	0.3	2.3	▲ 5.1	▲ 1.5	0.8
63. 4. 1	3.8	1.7		3.4	▲ 10.2	▲ 2.9	0.5
63. 6. 1		1.0					
元. 4. 1	0.8	0.32	1.5	0.11	2.4	0.65	0.76
2. 4. 1	4.0	1.4	1.9	3.7	▲ 9.2	▲ 2.7	1.0
4. 4. 1	5.4	2.7	1.9	5.0	▲ 8.1	▲ 2.5	2.5
6. 4. 1	5.2	2.3	2.1	※ 4.8	▲ 6.6	▲ 2.1	2.7
8. 4. 1	診療報酬点数表甲表、乙表の一本化				※4.8のうち1.5%は10月実施		
8. 4. 1	3.6	2.2	1.3	3.4	▲ 6.8	▲ 2.6	0.8
9. 4. 1				1.7	▲ 3.0	▲ 1.32	0.38
10. 4. 1	1.5	1.5	0.7	1.5	▲ 9.7	▲ 2.8	▲ 1.3
12. 4. 1	2.0	2.0	0.8	1.9	▲ 7.0	▲ 1.7	0.2
14. 4. 1	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 6.3	▲ 1.4	▲ 2.7
15. 6. 1	医科の再診料を逓減制から定額制に改正						
16. 4. 1				±0.0	▲ 4.2	▲ 1.0	▲ 1.0
18. 4. 1	▲ 1.50	▲ 1.50	▲ 0.60	▲ 1.36	▲ 6.70	▲ 1.80	▲ 3.16
20. 4. 1	0.42	0.42	0.17	0.38	▲ 5.20	▲ 1.20	▲ 0.82
22. 4. 1	1.74	2.09	0.52	1.55	▲ 5.75	▲ 1.36	0.19
24. 4. 1	1.55	1.7	0.46	1.379	▲ 6.00	▲ 1.375	0.004
26. 4. 1	0.82	0.99	0.22	0.73	▲ 2.65	▲ 0.63	0.10
28. 4. 1	0.56	0.61	0.17	0.49	▲ 5.57	▲ 1.33	▲ 0.84
30. 4. 1	0.63	0.69	0.19	0.55	▲ 7.48	▲ 1.74	▲ 1.19
元. 10. 1	0.48	0.57	0.12	0.41	▲ 2.40	▲ 0.48	▲ 0.07
2. 4. 1	0.53	0.59	0.16	0.55	▲ 4.38	▲ 1.01	▲ 0.46
3. 4. 1					改定の対象範囲については、平均乖離率8.0%の0.625倍(乖離率)を超える品目を対象		

— 令和3年度国民健康保険事業運営機構 —
(令和3年4月1日現在)

1. 事務機構及び分掌事務

国保特別会計の人員 52人(1人)
 後期高齢特別会計の人員 8人(1人)
 国民年金費の人員 7人(1人)
 一般管理費の人員 2人



2. 国民健康保険運営協議会

○ 国民健康保険運営協議会委員

令和3年7月1日現在

氏名	役職名	任期満了年月日
◎ 被保険者を代表する委員(5人)		
長谷川 充司	豊橋市自治連合会 会計	4. 6. 30
加藤 陽子	豊橋消費者協会 広報委員	4. 6. 30
山本 咲子	豊橋農業協同組合女性部会 副会長	4. 6. 30
小出 まり	公募	4. 6. 30
安藤 春樹	〃	4. 6. 30
◎ 保険医、保険薬剤師を代表する委員(5人)		
横井 尚	豊橋市医師会 副会長	4. 6. 30
江崎 雅彰	〃 副会長	4. 6. 30
松井 和博	豊橋市歯科医師会 会長	4. 6. 30
鈴木 研二	〃 副会長	4. 6. 30
中嶋 孝任	豊橋市薬剤師会 会長	4. 6. 30
◎ 公益を代表する委員(5人)		
近藤 好幸	豊橋市農業委員会 会長	4. 6. 30
会長 河合 正純	豊橋商工会議所 副会頭	4. 6. 30
蒔田 寛子	学識経験者	4. 6. 30
副会長 大平 昌宏	東海税理士会豊橋支部 副支部長	4. 6. 30
大野 晴子	豊橋人権擁護委員協議会 豊橋地区委員	4. 6. 30
◎ 被用者保険等保険者を代表する委員(1人)		
山西 ゆかり	全国健康保険協会愛知支部	4. 6. 30

○ 審議事項

- ・一部負担割合に関する事項
- ・国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- ・保険給付の種類及び内容に関する事項
- ・その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項

○ 報酬

- ・会長、委員とも 1人日額 9,000円

○ 運営協議会開催状況

区分 年度	開催年月日	主 な 審 議 等 事 項
30	30. 7.12	1 平成29年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 2 平成29年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について 3 平成29年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について 4 平成29年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 5 その他 ①豊橋市国民健康保険被保険者証(保険証)等の一斉更新について ②次回開催予定について
	30. 11. 15	1 平成31年度国民健康保険税賦課の考え方について 2 豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3 その他 ①次回開催予定について
	31. 2. 14	1 平成31年度国民健康保険事業予算(案)の概要について 2 平成31年度国民健康保険税の税率改定(案)について 3 国民健康保険税の収納率向上対策について 4 特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上対策について 5 その他 ①次回開催予定について
元	元. 7.11	1 会長選挙について 2 副会長選挙について 3 平成30年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 4 平成30年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について 5 平成30年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 6 その他 ①次回開催予定について
	元. 11. 21	1 令和2年度国民健康保険税賦課の考え方について 2 豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3 その他 ①次回開催予定について
	2. 2. 13	1 令和2年度国民健康保険事業予算(案)の概要について 2 令和2年度国民健康保険税の税率改定(案)について 3 オンライン資格確認の導入について 4 高額療養費支給申請手続きの簡素化について 5 その他 ①次回開催予定について
2	2. 7. 9	1 令和元年度豊橋市国民健康保険事業の概要について 2 令和元年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について 3 令和元年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について 4 令和元年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告について 5 その他 ①新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給について ②豊橋市国民健康保険被保険者証(保険証)等の一斉更新について ③次回開催について
	2. 11. 12	1 令和3年度国民健康保険税賦課の考え方について 2 豊橋市国民健康保険事業の実施状況について 3 その他 ①次回開催予定について
	3. 2. 18	1 令和3年度国民健康保険税の税率について 2 令和3年度豊橋市国民健康保険事業予算(案)について 3 ジェネリック医薬品普及促進の取組拡大について 4 オンライン資格確認について(報告) 5 新型コロナウイルス感染症への対応状況について(報告)

— 被保険者 —

1. 世帯数・被保険者数

年 度	世帯数				被保険者数				退職被保険者数				
	年度末(3月31日)		年間 平均 (C)(世帯)	加入率 (B)/(A) (%)	年度末(3月31日)		年間 平均 (F)(人)	加入率 (E)/(D) (%)	年度末(3月31日現在)			年間 平均 (M)(人)	比率 (L)/(E) (%)
	現 在				現 在				退 職 被 保 險 者	被 扶 養 者	計		
	全 市 (A)(世帯)	国 保 (B)(世帯)	全 市 (D)(人)	国 保 (E)(人)	被 保 險 者 (J)(人)	(K)(人)	(L)(人)						
28	154,732	49,463	50,315	31.97	376,886	84,128	86,390	22.32	1,240	253	1,493	2,109	1.77
29	156,614	48,265	49,108	30.82	376,478	80,661	82,609	21.43	546	68	614	976	0.76
30	158,555	47,571	48,215	30.00	376,181	78,025	79,859	20.74	128	6	134	341	0.17
元	160,807	46,775	47,406	29.09	376,141	75,521	77,061	20.08	8	0	8	57	0.01
2	161,770	46,619	47,115	28.81	379,933	74,242	75,461	19.86	0	0	0	0	0.00

年 度	介護保険第2号				
	世帯数	被保険者数			年間平均(人)
		年度末(3月31日) 現在(世帯)	年度末(3月31日) 現在(人)	退職被保険者 (再掲)	
28	22,566	27,729	1,369	28,852	1,955
29	21,554	26,310	553	27,167	894
30	20,885	25,262	105	25,930	304
元	20,218	24,350	0	25,071	68
2	20,115	24,087	0	24,605	0

年 度	年度末(3月31日)現在(人)		加入率 (B)/(A) (%)
	外国人登録者数(A)	外国人適用数(B)	
28	14,956	4,968	33.22
29	16,092	4,744	29.48
30	17,601	4,596	26.11
元	19,209	4,342	22.60
2	18,593	3,940	21.19

2. 短期被保険者証交付状況

平成8年9月実施

区分 年月	交付世帯件数	呼出世帯数	郵送世帯数	備考
平成29年9月	4,071	1,371	2,700	
平成30年3月	3,602	1,618	1,984	
平成30年9月	5,018	2,587	2,431	
平成31年3月	4,053	1,796	2,257	
令和元年9月	3,804	1,354	2,250	
令和2年3月	3,155	792	2,363	
令和2年9月	3,533	1,587	1,966	
令和3年3月	3,586	52	3,534	

3. 資格証明書交付状況

平成13年9月実施

年月	交付人数(新規)
平成29年3月	84(9)
平成30年3月	80(14)
平成31年3月	80(11)
令和2年3月	96(35)
令和3年3月	64(4)

令和3年3月31日現在資格証明書世帯数

57世帯

4. 被保険者の異動理由別推移

(単位:人)

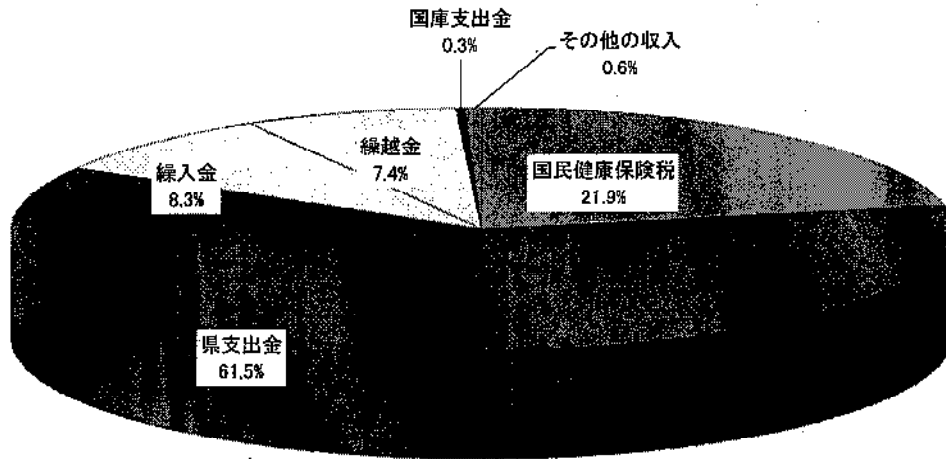
年 度	資 格 取 得							資 格 喪 失						
	転入	社保脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
28	2,889	9,347	150	342	5	512	13,225	2,273	9,703	198	458	3,664	910	17,206
29	3,059	9,320	187	333	7	561	13,467	2,405	9,435	180	526	3,441	847	16,934
30	3,619	9,545	161	276	9	563	14,173	2,627	9,054	156	466	3,639	867	16,809
元	3,788	9,712	118	244	9	526	14,397	3,066	8,722	174	508	3,448	963	16,901
2	2,491	10,083	100	250	6	570	13,500	2,309	8,104	200	488	2,727	952	14,780

— 財 政 —

1. 令和2年度国民健康保険事業歳入歳出決算額図表

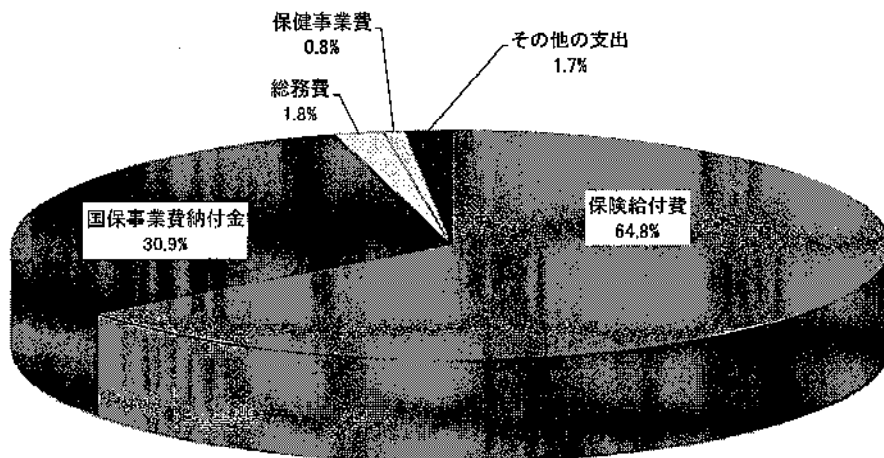
歳入 (単位:円)

国民健康保険税	県支出金	繰入金	繰越金	国庫支出金	その他の収入	合計
7,618,292,857	21,398,268,218	2,890,638,904	2,556,503,454	98,070,000	207,299,408	34,768,172,841



歳出 (単位:円)

保険給付費	国保事業費研究金	総務費	保健事業費	その他の支出	合計
21,047,642,230	10,036,782,431	579,417,038	253,424,264	556,815,762	32,474,081,725

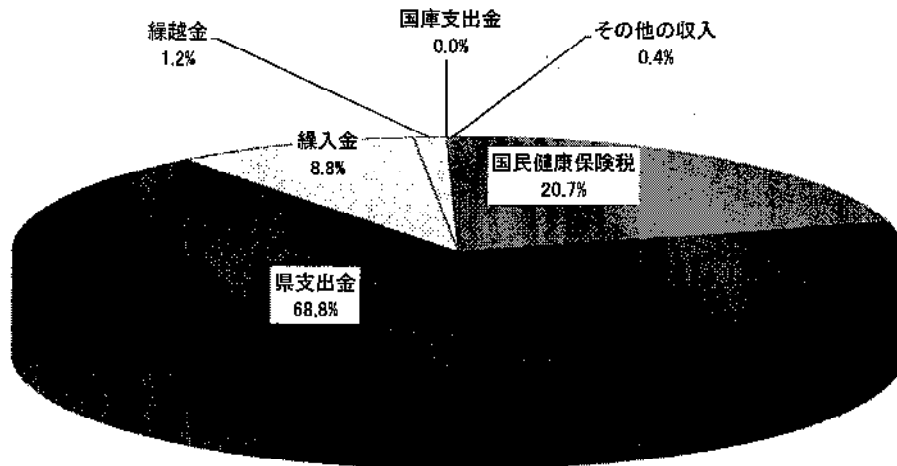


◎ 歳入歳出差引額 2,294,081,116 円

2. 令和3年度国民健康保険事業歳入歳出予算額(当初)図表

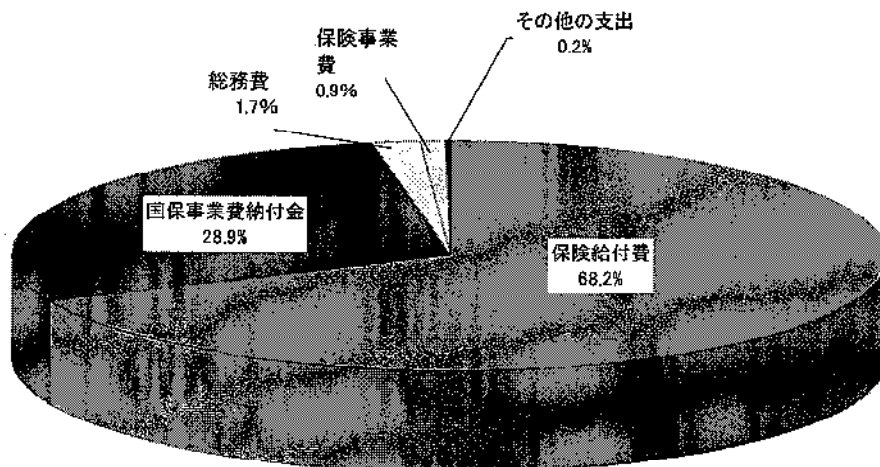
歳入

						(単位:千円)
国民健康保険税	県支出金	繰入金	繰越金	国庫支出金	その他の収入	合計
6,975,303	23,201,160	2,874,001	406,724	1	150,811	33,708,000



歳出

					(単位:千円)
保険給付費	国保事業費納付金	総務費	保険事業費	その他の支出	合計
23,001,088	9,731,798	594,041	308,459	72,614	33,708,000



3. 国民健康保険特別会計当初予算額の推移

		平成 29 年度		平成 30 年度			
		予算額	前年度比	予算額	前年度比		
国民健康保険 税	現年課税分	医療分	一般	5,487,000 千円	100.70 %	4,792,896 千円	87.35 %
		退職		60,000	45.23	37,200	41.33
		計		5,577,000	98.74	4,830,096	86.61
		支拂金分	一般	1,813,900	99.21	1,775,062	97.86
		退職		29,400	44.28	13,800	46.94
		計		1,843,300	97.28	1,788,862	97.05
	介護分	一般	691,200	100.35	637,229	92.19	
	退職		29,200	45.27	11,200	36.36	
	計		720,400	95.63	648,428	90.01	
	計		8,140,700	98.13	7,267,386	89.27	
	滞納繰越分	医療分	一般	358,000	112.23	285,000	79.61
		退職		5,000	66.67	4,000	66.67
		計		364,000	110.98	289,000	79.40
		支拂金分	一般	152,000	111.76	122,000	80.26
		退職		4,000	80.00	3,000	75.00
計			156,000	110.64	125,000	80.13	
介護分	一般	76,000	115.15	62,000	81.58		
退職		4,000	100.00	3,000	75.00		
計		80,000	114.29	65,000	81.25		
計		600,000	111.32	479,000	79.83		
計		8,740,700	98.93	7,746,386	88.62		
国民健康保険 支出金	療養給付費負担金	4,024,285	100.02	—	—		
	前期高齢者納付金負担金	5,358	580.74	—	—		
	老人保健医療費拠出金負担金	0	—	—	—		
	後期高齢者支拂金負担金	1,456,858	100.78	—	—		
	介護納付金負担金	580,160	98.85	—	—		
	高額医療費共同事業負担金	247,500	121.77	—	—		
	特定健康診査等負担金	49,454	99.01	—	—		
	財政調整交付金	833,740	133.15	—	—		
	災害臨時特例補助金	—	—	1	皆増		
	制度関係業務準備事業費補助金	29,095	皆増	—	—		
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	—	—	—		
	計	7,226,250	104.19	1	0.00		
国民健康保険 基金	療養給付費等交付金	551,865	49.92	—	—		
	前期高齢者交付金	8,583,148	104.90	—	—		
	高額医療費共同事業負担金	247,500	121.77	—	—		
	事業費補助金	0	—	0	—		
	特定健康診査等負担金	49,454	99.01	—	—		
	財政調整交付金	1,635,559	100.96	—	—		
	保険給付費等交付金	—	—	23,095,995	皆増		
	財政安定化基金交付金	—	—	1	皆増		
計	10,932,513	103.17	23,095,996	1195.13			
共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金	990,000	121.77	—	—		
	保険財政共同安定化事業交付金	8,470,000	104.02	—	—		
計	9,460,000	105.63	0	—			
国民健康保険 収入金	保険料	—	100.00	—	100.00		
	一般	保険基金盤安定	2,032,100	102.48	1,663,600	81.87	
		職員給与費等	528,613	98.54	553,827	104.77	
		出産育児一時金	126,000	90.00	117,600	93.33	
		財政安定化支援事業	89,185	35.81	80,819	90.62	
		その他	704,102	96.92	552,154	78.42	
		低所得者に対する保険料負担軽減措置	338,700	101.29	217,500	64.22	
		後期高齢者関係事務費拠出金	400	100.00	0	—	
		前期高齢者関係事務費拠出金	400	100.00	0	—	
	計	老人保健事務費拠出金	100	50.00	0	—	
		福祉医療波及増加分	264,616	93.76	241,464	91.25	
		特定健康診査等事業費	87,024	98.86	86,104	98.94	
		保健事業費	12,862	61.41	7,086	55.09	
		基金	1	100.00	1	100.00	
	計	3,480,001	95.74	2,988,001	85.29		
繰上金	208,881	47.59	64,001	25.60			
使用料及び手数料	2,511	38.25	51	100.00			
雑収入	128,665	134.63	127,550	99.14			
合計	40,314,000	100.84	33,982,000	84.32			

令和元年度		令和2年度		令和3年度		科目		
予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比			
4,873,000	101.67%	4,731,000	97.09%	4,409,900	93.21%	一般職	現年課税分	
12,000	32.26	1	0.01	1	100.00	退職		
4,885,000	101.14	4,731,001	96.85	4,409,901	93.21	計		
1,781,700	100.37	1,704,000	95.64	1,595,900	93.66	一般職		支援金分
4,200	30.43	1	0.02	1	100.00	退職		
1,785,900	99.83	1,704,001	95.41	1,595,901	93.66	計		
595,800	93.50	637,000	106.92	579,500	90.97	一般職		介護分
4,000	35.71	1	0.03	1	100.00	退職		
599,800	92.50	637,001	106.20	579,501	90.97	計		
7,270,700	100.05	7,072,003	97.27	6,585,303	93.12	計		
270,000	94.74	299,000	110.74	233,000	77.93	一般職	医療分	
4,000	100.00	10,000	250.00	2,000	20.00	退職		
274,000	94.81	309,000	112.77	235,000	78.06	計		
114,000	93.44	117,000	102.63	101,000	86.32	一般職	支援金分	
2,000	86.67	2,000	100.00	1,000	50.00	退職		
116,000	92.80	119,000	102.59	102,000	85.71	計		
60,000	96.77	57,000	95.00	52,000	91.23	一般職	介護分	
2,000	66.67	2,000	100.00	1,000	50.00	退職		
62,000	95.38	59,000	95.18	53,000	89.83	計		
452,000	94.36	487,000	107.74	390,000	80.08	計		
7,722,700	99.69	7,659,003	97.88	6,975,303	92.26	計		
-	-	-	-	-	-	療養給付費負担金	国庫支出金	
-	-	-	-	-	-	前期高齢者納付金負担金		
-	-	-	-	-	-	老人保健医療費拠出金負担金		
-	-	-	-	-	-	後期高齢者支援金負担金		
-	-	-	-	-	-	介護納付金負担金		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業負担金		
-	-	-	-	-	-	特定健康診査等負担金		
-	-	-	-	-	-	財政調整交付金		
1	100.00	1	100.00	1	100.00	災害臨時特例補助金		
-	-	-	-	-	-	制度関係業務準備事業費補助金		
8,956	皆増	7,346	82.02	0	-	社会保障・番号制度システム整備費補助金		
6,957	89,700.00	7,347	82.03	1	0.01	計		
-	-	-	-	-	-	療養給付費等交付金	国庫支出金	
-	-	-	-	-	-	前期高齢者等交付金		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業負担金		
-	-	-	-	-	-	事業費補助金		
-	-	-	-	-	-	特定健康診査等負担金		
-	-	-	-	-	-	財政調整交付金		
22,701,571	98.29	22,728,627	100.12	23,201,159	102.08	保険給付費等交付金		
1	100.00	1	100.00	1	100.00	財政安定化基金交付金		
22,701,572	98.29	22,728,628	100.12	23,201,160	102.08	計		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業交付金		共同事業交付金
-	-	-	-	-	-	保険財政共同安定化事業交付金		
0	-	0	-	0	-	計		
5	100.00	300	6000.00	613	204.33	財産取得	一般会計	
1,699,500	102.16	1,840,200	96.51	1,563,000	101.39	保険基金等		
605,910	109.40	607,385	100.24	585,161	96.34	職員給与等		
112,000	95.24	106,400	95.00	100,800	94.74	出産育児一時金		
99,344	122.92	108,230	108.94	111,002	103.37	財政安定化支援事業		
524,246	94.95	540,785	103.15	513,157	94.89	その他		
219,800	100.97	210,300	95.77	208,200	99.00	低所得者に対する保険負担軽減措置		
-	-	-	-	-	-	後期高齢者関係事務費拠出金		
-	-	-	-	-	-	前期高齢者関係事務費拠出金		
-	-	-	-	-	-	老人保健事務費拠出金		
231,482	95.87	258,903	111.85	225,837	87.23	福祉医療波及増加分		
67,062	77.88	66,062	98.51	72,490	109.73	特定健康診査等事業費		
6,102	88.11	5,520	90.46	6,630	120.11	保健事業費		
1	100.00	1	100.00	1	100.00	基金		
3,041,001	102.16	3,003,001	98.73	2,974,001	99.05	計		
274,000	507.40	652,000	237.96	406,724	82.38	繰越金		
51	100.00	51	100.00	51	100.00	使用済材料及び消耗品		
144,219	143.45	143,370	99.26	150,147	104.41	繰入金		
33,893,000	99.77	33,094,000	100.58	32,706,000	98.87	合計		

歳出

		平成 29 年度		平成 30 年度		
		予算額	前年度比	予算額	前年度比	
		562,940	103.97	579,269	102.90	
医療給付費	一般	19,890,000	100.91	19,634,001	98.71	
	退職	386,000	49.81	227,000	58.81	
	計	20,276,000	98.98	19,861,001	97.95	
	療養費	一般	202,000	88.21	186,000	92.08
		退職	4,000	40.00	2,000	50.00
		計	206,000	86.19	188,000	91.26
	高額医療費	一般	2,599,000	109.99	2,623,000	100.92
		退職	78,000	79.59	60,000	76.92
		計	2,677,000	108.78	2,683,000	100.22
	高額介護合算療養費	一般	1,000	100.00	1,300	130.00
		退職	300	60.00	200	66.67
		計	1,300	86.67	1,500	115.38
	移送費	一般	1	100.00	1	100.00
		退職	1	100.00	1	100.00
		計	2	100.00	2	100.00
出産育児諸費		189,095	90.00	176,489	93.33	
葬祭諸費		25,000	100.00	25,000	100.00	
審査支払手数料		65,000	120.37	65,000	100.00	
病手						
計		28,439,897	99.85	27,999,992	98.13	
後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金	4,654,000	97.67	-		
	後期高齢者関係事務費提出金	400	100.00	-		
	計	4,654,400	97.67	0		
前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	17,000	566.67	-		
	前期高齢者関係事務費提出金	400	100.00	-		
	計	17,400	614.66	0		
老人保健拠出金	医療費拠出金	1	100.00	-		
	事務費拠出金	100	50.00	-		
	計	101	50.25	0		
介護給付金		1,813,000	98.85			
国民健康保険事業費納付金	医療給付費分納付金	-		6,824,935	増	
	後期高齢者支援金分納付金	-		2,380,982	増	
	介護給付金分納付金	-		867,128	増	
	計	0		10,073,025	増	
共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金	990,000	121.77	-		
	保険財政共同安定化事業拠出金	8,470,000	104.02	-		
	計	9,460,000	105.83	0		
保健事業費	特定健康診査等事業費	266,259	98.82	241,044	90.53	
	保健衛生普及費	46,487	82.59	44,644	96.01	
	計	312,756	96.01	285,688	91.35	
基金積立金		5	100.00	5	100.00	
諸支出金		54,001	94.86	54,001	100.00	
債費		0		0		
合計		40,314,000	101.84	33,392,000	84.32	

令和元年度		令和2年度		令和3年度		科 目	
予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比		
627,759	103.37	625,254	99.61	594,041	95.01	一	給 付 費
19,373,000	98.67	19,583,000	101.08	19,757,000	100.89	一	職 業 給 付 費
79,000	34.80	3,000	3.80	1,000	33.33	退	職 業 給 付 費
19,452,000	97.94	19,586,000	100.69	19,758,000	100.88	計	
164,000	88.17	150,000	91.46	139,000	92.67	一	職 業 給 付 費
1,000	50.00	1,000	100.00	1,000	100.00	退	職 業 給 付 費
165,000	87.77	151,000	91.52	140,000	92.72	計	
2,654,000	101.18	2,595,000	97.78	2,861,000	110.25	一	高 額 職 業 給 付 費
18,000	30.00	1,000	5.56	1,000	100.00	退	高 額 職 業 給 付 費
2,672,000	99.59	2,596,000	97.16	2,862,000	110.25	計	
1,000	76.92	1,500	150.00	1,300	86.67	一	高 額 介 護 合 算 職 業 給 付 費
200	100.00	100	50.00	10	10.00	退	高 額 介 護 合 算 職 業 給 付 費
1,200	80.00	1,600	133.33	1,310	81.88	計	
1	100.00	1	100.00	1	100.00	一	移 送 費
1	100.00	1	100.00	1	100.00	退	移 送 費
2	100.00	2	100.00	2	100.00	計	
168,084	95.24	159,680	95.00	151,276	94.74	出	産 育 児 諸 費
25,000	100.00	25,000	100.00	25,000	100.00	葬	祭 諸 費
63,000	96.92	63,000	100.00	63,000	100.00	審	査 支 払 手 数 料
				500	—		病 子
22,646,286	98.03	22,582,282	100.16	22,001,085	101.85	計	
—	—	—	—	—	—		後 期 高 齢 者 支 援 金
—	—	—	—	—	—		後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—		前 期 高 齢 者 納 付 金
—	—	—	—	—	—		前 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—		医 療 費 拠 出 金
—	—	—	—	—	—		事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
—	—	—	—	—	—		介 護 納 付 金
7,177,616	105.17	6,919,258	96.40	6,505,421	94.02		医 療 給 付 費 分 納 付 金
2,374,014	99.71	2,268,590	95.56	2,282,881	100.63		後 期 高 齢 者 支 援 金 分 納 付 金
805,487	92.89	849,198	105.43	943,496	111.10		介 護 納 付 金 分 納 付 金
10,857,117	102.82	10,637,046	98.31	9,731,798	95.96	計	
—	—	—	—	—	—		高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金
—	—	—	—	—	—		保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計	
265,084	109.97	260,605	98.31	270,046	103.62		特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
42,748	95.75	36,512	85.41	38,413	105.21		保 健 衛 生 普 及 費
307,832	107.75	297,117	96.57	308,459	103.87	計	
0	100.00	0	100.00	0	0		基 金 積 立 金
54,091	100.00	52,001	96.30	72,001	138.46		給 付 金
0	—	0	—	0	—		公 債 費
33,893,000	99.71	34,094,000	100.59	33,708,000	98.87	計	

4. 国民健康保険特別会計決算額の推移

歳入

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
国民健康保険	現年課税分	一 一般	5,457,215,596 円	102.55 %	5,324,779,064 円	97.57 %	5,413,413,250 円	101.66 %
		退 職	255,147,620	73.74	145,485,368	57.02	66,983,169	46.04
		計	5,712,363,216	100.79	5,470,264,430	95.76	5,480,396,419	100.19
		一 一般	1,776,108,729	94.63	1,786,323,356	100.58	1,790,796,622	100.25
		退 職	83,144,878	67.17	48,555,086	58.40	22,044,430	45.40
		計	1,859,253,607	92.93	1,834,878,442	98.69	1,812,841,052	98.80
	滞納繰越分	一 一般	676,457,921	91.49	702,064,951	103.79	701,510,589	99.92
		退 職	81,730,106	64.19	48,528,922	59.38	21,466,894	44.24
		計	758,188,027	87.48	750,593,873	99.00	722,977,483	96.32
		一 一般	457,731,665	105.02	385,718,882	84.27	366,448,371	95.00
		退 職	14,546,502	117.59	9,538,750	65.57	7,558,640	79.24
		計	472,278,167	105.37	395,257,632	83.69	374,007,011	94.62
介護分	一 一般	142,133,407	109.98	119,682,197	84.20	110,848,588	92.62	
	退 職	4,405,417	120.38	2,781,026	63.13	2,405,622	86.50	
	計	146,538,824	110.27	122,463,223	83.57	113,254,210	92.48	
	一 一般	76,926,456	116.78	62,946,373	81.44	57,687,497	92.08	
	退 職	4,473,443	116.99	2,851,885	63.75	2,435,528	85.40	
	計	81,399,899	116.79	65,498,258	80.46	60,123,025	91.79	
計	700,216,890	107.59	583,219,113	83.29	547,384,246	93.86		
計	9,080,921,740	98.80	8,638,955,858	95.67	8,563,599,200	99.13		
国民健康保険特別会計	療養給付費負担金	3,971,744,273	98.62	3,837,609,132	96.62	4,062,402,674	105.86	
	老人保健医療費拠出金負担金	0	—	0	—	0	—	
	後期高齢者医療費支援金負担金	1,522,456,841	103.36	1,492,970,842	98.06	1,465,467,729	98.16	
	介護納付金負担金	620,605,139	90.87	586,971,790	94.58	574,363,937	97.85	
	高額医療費共同事業負担金	178,470,493	109.04	215,508,993	120.75	173,903,480	80.69	
	特定健康診査等負担金	39,868,000	100.06	40,049,000	100.45	41,728,000	104.19	
	財政調整交付金	925,261,000	129.23	1,168,528,000	126.29	1,275,555,000	109.16	
	災害臨時特例補助金	297,000	253.05	126,000	42.42	188,000	147.62	
	制度関係業務準備事業費補助金	0	—	3,434,000	—	29,419,000	856.70	
	システム開発費等補助金	0	—	0	—	0	—	
	計	7,259,702,746	101.01	7,345,197,557	101.19	7,623,025,620	103.78	
	療養給付費等交付金	1,243,385,000	62.11	926,734,021	74.53	525,890,461	56.85	
後期高齢者医療費負担金	7,662,163,455	106.36	8,187,193,268	106.85	8,392,054,299	104.95		
高額医療費共同事業負担金	178,470,493	109.04	215,508,993	120.75	173,903,480	80.69		
事業費補助金	0	—	0	—	0	—		
特定健康診査等負担金	40,615,000	102.21	39,809,000	98.02	39,129,000	98.29		
財政調整交付金	1,593,476,000	97.65	1,564,417,000	98.18	1,523,399,000	97.38		
保険給付費等交付金	—	—	—	—	—	—		
財政安定化基金交付金	—	—	—	—	—	—		
計	11,812,061,496	98.76	11,819,734,993	100.40	11,736,422,480	99.42		
共同事業交付金	653,627,353	87.29	824,396,001	126.13	717,071,778	86.98		
保険財政共同安定化事業交付金	8,076,134,163	269.46	7,752,711,649	96.00	7,788,468,695	100.46		
計	8,729,761,516	233.04	8,577,107,650	98.25	8,505,540,473	99.17		
収入	544	27.20	684	125.74	216	31.59		
一般会計	保険基金盤安定	2,101,601,488	135.36	2,016,792,901	95.96	1,999,143,877	99.12	
	職員給与等	443,606,844	95.75	492,672,403	111.06	481,827,620	97.80	
	出産育児一時金	109,391,406	101.03	99,229,324	90.71	98,281,618	99.04	
	財政安定化支援事業	295,995,000	294.74	69,717,000	23.55	70,970,000	101.80	
	その他	720,202,455	105.15	683,419,086	94.89	661,699,204	96.82	
	低所得者に対する保険負担軽減措置	357,223,074	102.38	334,167,803	93.55	317,855,804	95.12	
	後期高齢者関係事務費拠出金	326,732	93.55	337,307	103.24	329,615	97.72	
	前期高齢者関係事務費拠出金	336,067	96.23	327,307	97.39	318,128	97.20	
	老人保健事務費拠出金	175,649	100.00	138,010	78.57	87,824	63.64	
	福祉医療波及増加分	255,410,000	102.42	259,518,000	101.61	253,081,000	97.52	
	特定健康診査等事業費	89,336,489	128.79	73,663,943	82.45	84,476,149	114.68	
	保健事業費	17,394,444	106.23	15,265,716	87.78	5,550,684	36.36	
基金等	0	—	0	—	0	—		
計	4,670,797,193	126.17	4,361,829,714	93.58	4,311,922,319	98.52		
繰越金	1,745,533,806	95.40	1,499,184,545	85.94	1,648,767,076	110.88		
使用料及び手数料	162,175	72.67	114,800	70.79	120,529	104.98		
諸収入	149,146,357	102.35	179,564,418	120.39	178,691,166	96.73		
合 計	41,302,336,025	114.50	40,520,617,508	98.10	40,681,434,924	100.37		

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科目		
決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比			
4,798,356,907円	88.64%	4,864,494,961円	101.38%	4,703,961,103円	96.70%	一般医療分	現年課税分	
20,228,837	30.20	2,486,857	12.29	44,000	1.77	退職		
4,818,585,744	87.92	4,866,981,818	101.00	4,704,005,103	96.65	計		
1,774,326,804	99.08	1,776,767,830	100.14	1,697,695,167	95.55	一般支援金分		
7,482,177	33.94	914,577	12.22	14,325	1.57	退職		
1,781,808,981	98.29	1,777,682,407	99.77	1,697,709,492	95.50	計		
641,529,829	91.45	592,076,134	92.29	623,055,596	105.23	一般介護分		
6,558,291	30.55	787,163	12.00	100	0.01	退職		
648,088,120	89.64	592,863,297	91.48	623,055,696	105.09	計		
7,248,482,845	90.42	7,237,527,522	99.85	7,024,770,291	97.06	計		
413,263,822	112.78	421,661,109	102.03	389,353,617	92.34	一般医療分		滞納繰越分
7,660,087	101.34	5,699,355	74.40	5,883,268	103.23	退職		
420,923,909	112.54	427,360,464	101.53	395,236,885	92.48	計		
126,076,946	113.74	133,799,863	106.13	130,016,817	97.17	一般支援金分		
2,553,459	106.15	1,860,689	72.87	1,657,553	89.08	退職		
128,630,405	113.58	136,660,552	105.47	131,674,370	97.06	計		
64,439,874	111.71	67,004,768	103.98	65,023,675	97.04	一般介護分		
2,451,541	100.66	1,799,577	73.41	1,587,636	88.22	退職		
66,891,415	111.26	68,804,345	102.86	66,611,311	96.81	計		
616,445,729	112.62	631,825,361	102.49	593,522,566	93.94	計		
7,364,928,574	97.84	7,669,352,893	100.06	7,618,292,857	98.81	計		
-	-	-	-	-	-	療養給付費負担金	国庫支出金	
-	-	-	-	-	-	老人保健医療費拠出金負担金		
-	-	-	-	-	-	後期高齢者医療費支援金負担金		
-	-	-	-	-	-	介護納付金負担金		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業負担金		
-	-	-	-	-	-	特定健康診査等負担金		
-	-	-	-	-	-	財政調整交付金		
155,000	83.33	104,000	67.10	89,225,000	85793.27	災害臨時特例補助金		
-	-	-	-	-	-	制度関係業務準備事業費補助金		
-	-	3,542,000	-	9,845,000	-	システム開発費等補助金		
155,000	0.00	3,646,000	2352.26	99,070,000	2717.22	計		
-	-	-	-	-	-	療養給付費等交付金	国庫支出金	
-	-	-	-	-	-	前期高齢者交付金		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業負担金		
0	-	0	-	0	-	事業費補助金		
-	-	-	-	-	-	特定健康診査等負担金		
-	-	-	-	-	-	財政調整交付金		
22,144,823,789	皆増	22,392,627,429	101.12	21,396,268,218	95.55	保険給付費等交付金		
0	-	0	-	0	-	財政安定化基金交付金		
22,144,823,789	1275.81	22,392,627,429	101.12	21,396,268,218	95.55	計		
-	-	-	-	-	-	高額医療費共同事業交付金		共同事業交付金
-	-	-	-	-	-	保険財政共同安定化事業交付金		
0	-	0	-	0	-	計		
141	65.26	321	227.66	135,942	42349.53	財政雑収入		
1,671,276,921	83.60	1,701,814,209	101.83	1,671,371,952	98.21	保険基金盤安定	一般会計	
519,345,376	107.79	538,769,225	103.74	559,059,638	103.77	職員給与等		
83,450,477	84.91	75,721,544	90.74	70,608,820	93.25	出産育児一時金		
70,960,000	99.99	80,806,000	113.88	89,493,000	110.75	財政安定化支援事業		
506,280,324	76.51	524,645,136	103.63	500,105,594	95.32	その他の		
220,009,063	69.22	213,470,214	97.03	210,467,638	98.59	係所得者に対する保険税負担軽減措置		
0	-	0	-	0	-	後期高齢者関係事務費拠出金		
0	-	0	-	0	-	前期高齢者関係事務費拠出金		
0	-	0	-	0	-	老人保健事務費拠出金		
232,065,000	91.70	237,364,000	102.28	223,442,000	94.13	福祉医療波及増加分		
52,259,113	61.86	71,098,119	136.05	64,834,793	91.19	特定健康診査等事業費		
1,947,148	35.08	2,712,803	139.32	1,361,163	50.18	保健事業費		
0	-	0	-	0	-	基金		
2,651,313,092	86.09	2,921,756,114	102.47	2,890,638,904	98.93	計		
2,899,001,403	175.89	2,582,482,682	89.08	2,556,603,454	99.00	繰越金		
115,580	95.90	99,832	86.47	70,800	70.82	使用料及び手数料		
185,013,687	106.52	192,460,261	104.02	207,092,666	107.60	諸収入		
35,935,251,272	88.86	36,962,426,442	100.05	34,766,172,841	93.68	合計		

歳出

種 別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
総 務	402,791,364円	94.12%	600,465,423円	108.14%	516,154,380円	103.13%	
保 険 給 付 費	療養給付費						
	一 般	18,125,817,884	102.61	19,035,518,491	99.53	18,845,096,334	99.00
	退 職	992,950,760	79.33	638,261,124	64.28	333,145,671	52.20
	計	20,118,768,444	101.14	19,673,779,615	97.79	19,178,242,005	97.48
	療 養 費						
	一 般	195,424,405	89.57	182,008,042	93.13	161,959,110	88.98
	退 職	8,564,709	56.78	5,787,112	67.34	2,711,255	47.01
	計	203,989,114	87.45	187,795,154	92.05	164,670,365	87.70
	高 額 療 養 費						
	一 般	2,258,451,583	106.26	2,413,006,285	106.84	2,449,597,667	101.52
	退 職	151,996,222	85.20	108,255,560	71.22	65,702,583	60.69
	計	2,410,447,805	104.63	2,521,261,845	104.60	2,515,300,250	99.76
高 額 介 護 合 算 療 養 費							
一 般	763,338	52.64	1,270,340	166.42	727,493	57.27	
退 職	192,509	38.82	133,230	69.21	258,426	193.97	
計	955,847	49.12	1,403,570	146.84	985,919	70.24	
移 送 費							
一 般	0	—	0	—	0	—	
退 職	0	—	0	—	0	—	
計	0	—	0	—	0	—	
出 産 育 児 諸 費	164,168,700	101.03	148,913,077	90.71	147,490,677	99.04	
葬 祭 諸 費	23,150,000	87.19	20,800,000	89.86	23,500,000	112.98	
審 査 支 払 手 数 料	52,063,851	98.82	51,426,708	98.78	61,518,834	119.62	
病 手							
計	22,973,541,264	101.33	22,606,359,989	98.40	22,091,708,050	97.73	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	後 期 高 齢 者 支 援 金	4,937,787,972	100.01	4,754,856,780	96.30	4,630,587,440	97.39
	事 務 費 拠 出 金	326,732	93.56	337,384	103.26	329,615	97.70
	計	4,938,114,704	100.01	4,755,194,164	96.30	4,630,917,055	97.39
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,059,700	86.88	3,147,310	102.96	16,574,206	526.61
	事 務 費 拠 出 金	336,067	96.23	327,307	97.39	318,128	97.20
	計	3,392,767	87.73	3,474,617	102.41	16,892,334	486.16
老 人 保 健 拠 出 金	医 療 費 拠 出 金	0	—	0	—	0	—
	事 務 費 拠 出 金	175,649	100.00	138,010	78.57	87,824	63.64
	計	175,649	100.00	138,010	78.57	87,824	63.64
介 護 納 付 金	1,939,391,058	90.87	1,829,712,316	94.34	1,784,887,302	98.10	
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分 納 付 金	—	—	—	—	—	—
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分 納 付 金	—	—	—	—	—	—
	介 護 納 付 金 分 納 付 金	—	—	—	—	—	—
	計	0	—	0	—	0	—
共 同 事 業 拠 出 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	713,866,380	109.04	862,035,972	120.76	695,613,922	80.69
	保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	8,000,069,484	296.19	7,759,289,520	96.99	7,599,739,470	97.94
	計	8,713,935,864	259.68	8,621,325,492	98.94	8,295,353,392	96.22
保 健 事 業 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	230,235,489	110.93	221,554,321	96.23	237,349,649	107.13
	保 健 衛 生 普 及 費	50,611,861	98.49	53,700,851	106.10	38,195,854	71.13
	計	280,847,350	108.40	275,255,172	98.01	275,545,503	100.11
基 金 積 立 金	544	27.20	1,884	345.74	216	31.58	
公 債 借 入 費	93,200,000	100.00	93,200,000	100.00	0	—	
諸 支 出 金	403,758,919	114.03	197,323,690	48.87	160,987,465	81.63	
合 計	38,809,751,486	116.07	38,861,449,537	97.67	37,782,533,521	97.17	
歳 入 歳 出 差 引 額	1,493,184,545	85.54	1,648,167,971	110.38	2,898,901,403	175.89	

平成30年度		令和元年度		令和2年度		科 目
決算額	前年度比	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
340,343,596円	104.69	554,139,093円	102.55	579,417,038円	104.56	給 付 費
18,927,366,582	100.44	19,223,395,401	101.56	18,213,936,331	94.75	一 般
128,965,762	38.71	16,956,255	13.15	178,626	1.05	退 職 療 養 給 付 費
19,056,332,344	99.36	19,240,352,656	100.97	18,214,114,957	94.67	計
147,493,786	91.07	139,449,283	94.55	125,855,554	80.26	一 般
889,331	32.80	79,691	8.96	0	—	退 職 療 養 費
148,383,117	90.11	139,528,974	94.03	125,855,554	80.20	計
2,524,893,366	103.07	2,603,218,091	103.10	2,521,184,893	96.85	一 般
21,294,648	32.41	4,287,357	20.13	0	—	退 職 高 額 療 養 費
2,546,188,014	101.23	2,607,505,448	102.41	2,521,184,893	96.69	計
327,490	45.02	1,375,974	420.16	1,218,022	88.52	一 般
0	—	18,993	—	0	—	退 職 高 額 介 護 合 算 療 養 費
327,490	33.22	1,394,957	425.95	1,218,022	87.32	計
0	—	0	—	0	—	一 般
0	—	0	—	0	—	退 職 移 送 費
0	—	0	—	0	—	計
125,236,406	84.91	113,634,187	90.74	105,665,310	93.25	出 産 育 児 諸 費
20,900,000	86.94	23,050,000	110.29	22,000,000	95.44	葬 祭 諸 費
61,473,162	99.93	60,865,292	99.01	56,308,315	92.51	審 査 支 払 手 数 料
				995,179	—	病 手
21,959,846,533	99.90	22,186,331,514	101.04	21,047,642,230	94.87	計
—	—	—	—	—	—	後 期 高 齢 者 支 援 金
—	—	—	—	—	—	事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計
—	—	—	—	—	—	前 期 高 齢 者 納 付 金
—	—	—	—	—	—	事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計
—	—	—	—	—	—	医 療 費 拠 出 金
—	—	—	—	—	—	事 務 費 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計
						介 護 納 付 金
6,801,905,893	皆 増	7,163,384,403	105.31	6,919,007,257	96.59	医 療 給 付 費 分 納 付 金
2,371,277,191	皆 増	2,388,793,419	99.90	2,288,887,492	95.77	後 期 高 齢 者 支 援 金 分 納 付 金
887,127,934	皆 増	805,486,381	92.89	849,197,892	105.43	介 護 納 付 金 分 納 付 金
10,049,310,920	皆 増	10,397,664,203	102.96	10,096,792,431	97.09	計
—	—	—	—	—	—	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金
—	—	—	—	—	—	保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金
0	0	0	0	0	0	計
226,022,113	95.23	250,405,619	110.79	225,025,793	89.88	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
32,900,659	86.14	32,110,831	97.60	23,398,471	88.44	保 健 衛 生 普 及 費
258,622,771	93.07	282,516,450	109.11	253,424,264	89.70	計
141	65.20	321	227.66	500,135,942	356,806,689.41	基金積立金
0	0	0	0	0	0	公 債 借 入 費
564,350,721	350.56	45,170,407	8.00	56,679,230	120.48	諸 支 出 金
33,982,786,890	88.00	33,405,821,988	100.13	32,473,091,725	97.21	合 計
2,592,482,582	89.08	2,556,603,454	98.00	2,294,081,116	89.73	歳 入 歳 出 差 引 額

5. 被保険者1世帯・1人当たり(年間平均)決算推移

収 入

(単位:円)

区分		年度					摘 要
		H28	H29	H30	R1	R2	
保 険 税	1世帯当たり	171,343	174,029	162,926	165,768	161,648	滞納繰越分を含む
	1人当たり	99,616	103,303	98,461	101,844	100,814	
国庫支出金	1世帯当たり	164,064	165,622	3	77	2,102	
	1人当たり	95,383	98,313	2	47	1,311	
県支出金	1世帯当たり	36,092	35,287	458,741	471,702	453,994	保険給付費等交付金(普通交付金、特別交付金) 財政安定化基金交付金
	1人当たり	20,983	20,946	277,230	289,801	283,139	
共同事業交付金	1世帯当たり	170,117	172,849				H29年度まで
	1人当たり	98,902	102,602				
繰 入 金	1世帯当たり	66,678 (66,678)	67,305 (67,305)	59,066 (59,066)	61,547 (61,547)	61,335 (61,335)	()内は財政調整基金繰入金を含めた額
	1人当たり	38,765 (38,765)	39,952 (39,952)	35,695 (35,695)	37,813 (37,813)	38,252 (38,252)	
繰 越 金	1世帯当たり	29,616	33,494	60,052	54,400	54,247	
	1人当たり	17,218	19,882	36,291	33,422	33,832	
その他の収入	1世帯当たり	3,564	3,532	3,835	4,056	4,399	使用料及び手数料 財産収入 諸収入 連合会支出金等
	1人当たり	2,072	2,097	2,318	2,492	2,743	
計	1世帯当たり	803,856	826,724	744,624	757,550	737,724	
	1人当たり	467,346	490,741	449,996	465,419	460,091	

支 出

(単位:円)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2	摘 要
総務費	1世帯当たり	9,926	10,489	11,193	11,673	12,294	
	1人当たり	5,771	6,226	6,765	7,172	7,667	
保険給付費	1世帯当たり	541,699 (100.20)	542,134 (100.08)	453,615 (83.67)	466,074 (102.75)	445,402 (95.56)	後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・老健医療費拠出金含む(H29年度まで)審査支払手数料除く()内は対前年度伸率
	1人当たり	314,933 (102.00)	321,809 (102.18)	274,132 (85.18)	286,343 (104.45)	277,781 (97.01)	
共同事業拠出金	1世帯当たり	170,994	168,577				H29年度まで
	1人当たり	99,412	100,067				
国民健康保険事業費納付金	1世帯当たり			207,990	217,763	212,964	H30年度から
	1人当たり			125,694	133,788	132,818	
保健事業費	1世帯当たり	5,459	5,600	5,364	5,951	5,377	
	1人当たり	3,174	3,324	3,241	3,656	3,354	
その他の支出	1世帯当たり	43,088	41,012	12,964	2,234	13,009	審査支払手数料、基金積立金、公債費、諸支出金 後期高齢者関係事務費拠出金、前期高齢者関係事務費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金(H29年度まで)
	1人当たり	25,051	24,345	7,835	1,372	8,114	
計	1世帯当たり	771,167	767,813	691,127	703,695	689,047	
	1人当たり	448,341	455,771	417,666	432,331	429,733	

収支差引額	1世帯当たり	35,701	58,911	53,853	28,698	48,677	
	1人当たり	20,756	34,969	32,545	17,631	30,358	

6. 国民健康保険関係諸率の決算推移

年度別		27	28	29	30	R1(31)	R2	摘要
区分								
保険給付に対する 保険税の割合 (%)		40.65	39.40	39.67	35.89	35.24	35.89	現年度保険税調定額/保険給付費(老健医療費拠出金含む)(手数料除く)
1人当たり 保険税医療分 調定額 (円)	一般	70,548 (103.63)	69,490 (98.50)	72,015 (103.63)	65,329 (90.72)	67,717 (103.66)	66,613 (98.37)	現年分
	退職	72,558 (99.70)	67,269 (92.71)	65,740 (97.73)	54,953 (83.59)	37,055 (67.43)	44,000 (118.74)	
	一般+退職	70,630 (103.37)	69,433 (98.31)	71,936 (103.60)	65,280 (90.75)	67,690 (103.69)	66,613 (98.41)	
1人当たり 保険税支援金分 調定額 (円)	一般	22,978 (95.49)	23,304 (101.42)	23,810 (102.17)	24,172 (10152.00)	24,777 (102.50)	24,069 (97.14)	現年分
	退職	23,672 (90.88)	22,451 (94.84)	21,632 (96.35)	20,318 (93.93)	13,633 (67.10)	14,325 (105.08)	
	一般+退職	23,006 (95.19)	23,292 (101.20)	23,782 (102.15)	24,153 (101.56)	24,767 (102.54)	24,069 (97.18)	
1人当たり 保険税介護分 調定額 (円)	一般	28,570 (92.17)	29,569 (103.50)	29,724 (100.52)	27,628 (92.95)	26,070 (94.36)	27,679 (106.17)	現年分
	退職	25,125 (86.36)	24,198 (96.31)	22,983 (94.98)	19,910 (86.63)	13,829 (69.46)	— —	
	一般+退職	28,190 (91.73)	29,187 (103.54)	29,486 (101.02)	27,526 (93.35)	26,042 (94.61)	27,679 (106.29)	
1人当たり 保険税医療分 +支援金分 +介護分調定額 (円)	一般	102,559 (100.57)	102,221 (99.67)	105,384 (103.09)	98,424 (93.40)	100,941 (102.56)	99,703 (98.77)	現年分
	退職	119,484 (95.15)	112,154 (93.87)	108,429 (96.68)	93,091 (85.85)	62,483 (67.12)	58,425 (93.51)	
	一般+退職	103,247 (100.02)	102,476 (99.25)	105,423 (102.88)	98,398 (93.34)	100,907 (102.55)	99,702 (98.81)	
1人当たり 療養諸費 費用額 (円)	一般	305,574 (104.21)	312,083 (102.13)	318,511 (102.06)	329,099 (103.32)	343,162 (104.27)	331,287 (96.54)	
	退職	390,320 (106.71)	414,424 (106.18)	457,107 (110.30)	479,977 (105.00)	334,880 (69.77)	247,560 (73.92)	
受診率 (%)	一般	1,090.33 (102.09)	1,106.74 (101.51)	1,116.44 (100.88)	1,132.55 (101.44)	1,146.05 (101.19)	1,060.60 (92.54)	療養の給付の診療費件数を対象としたもの
	退職	1,259.65 (102.64)	1,278.81 (101.52)	1,294.19 (101.20)	1,403.41 (108.44)	1,286.76 (91.69)	1,000.00 (77.71)	
保険税収入に対する 保健事業費の割合 (%)		0.56	0.62	0.45	0.42	0.41	0.37	保健事業費額/保険税収入額(介護分含む)

()内は対前年度比

7. 財政調整基金の状況

(単位:円)

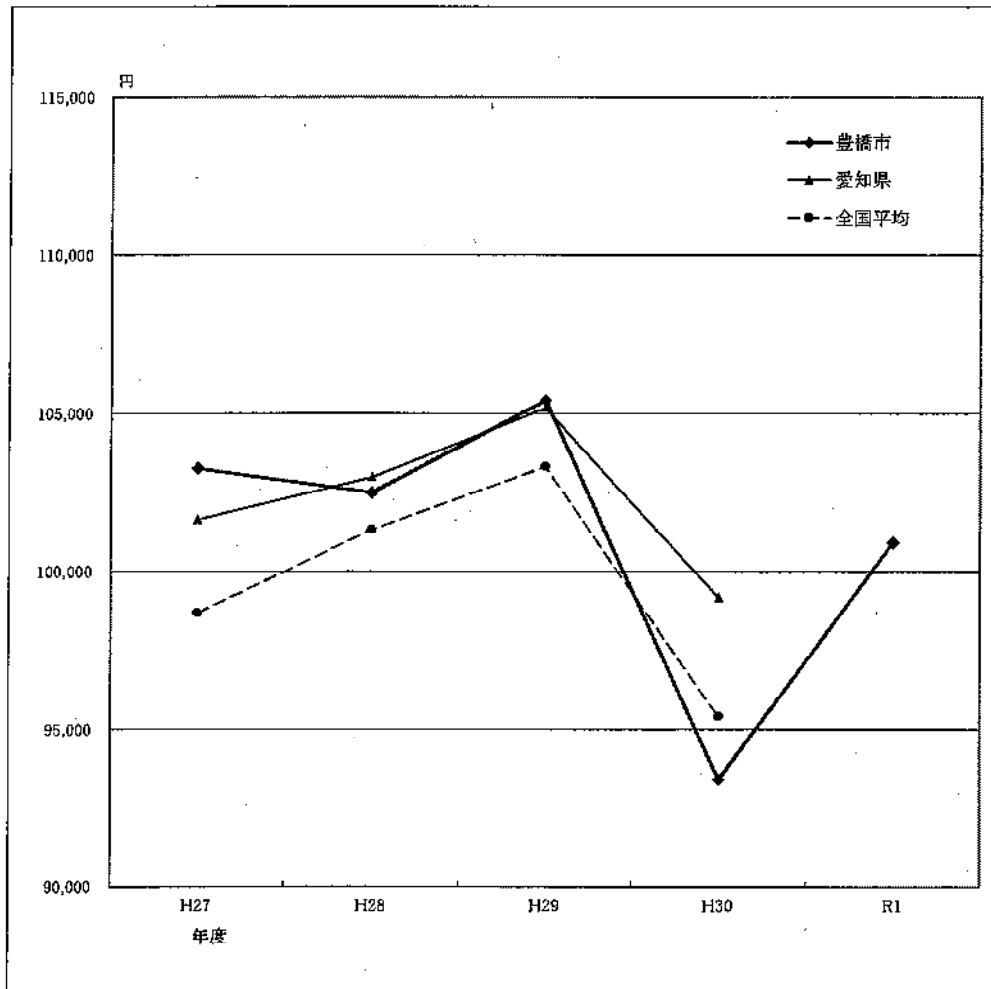
年度 \ 区分	基金積立額	基金保有額(年度末現在)
H21	1,023,421	418,235,178
H22	594,532 (取崩し) ▲ 418,000,000	829,710
H23	1,218	830,928
H24	878	831,806
H25	865	832,671
H26	2,000	834,671
H27	544	835,215
H28	684	835,899
H29	216	836,115
H30	141	836,256
R1(H31)	321	836,577
R2	500,135,942	500,972,519

8. 図 表

○ 1人当たり保険税現年分調定額

(厚生労働省「国民健康保険費調査」より)(単位:円)

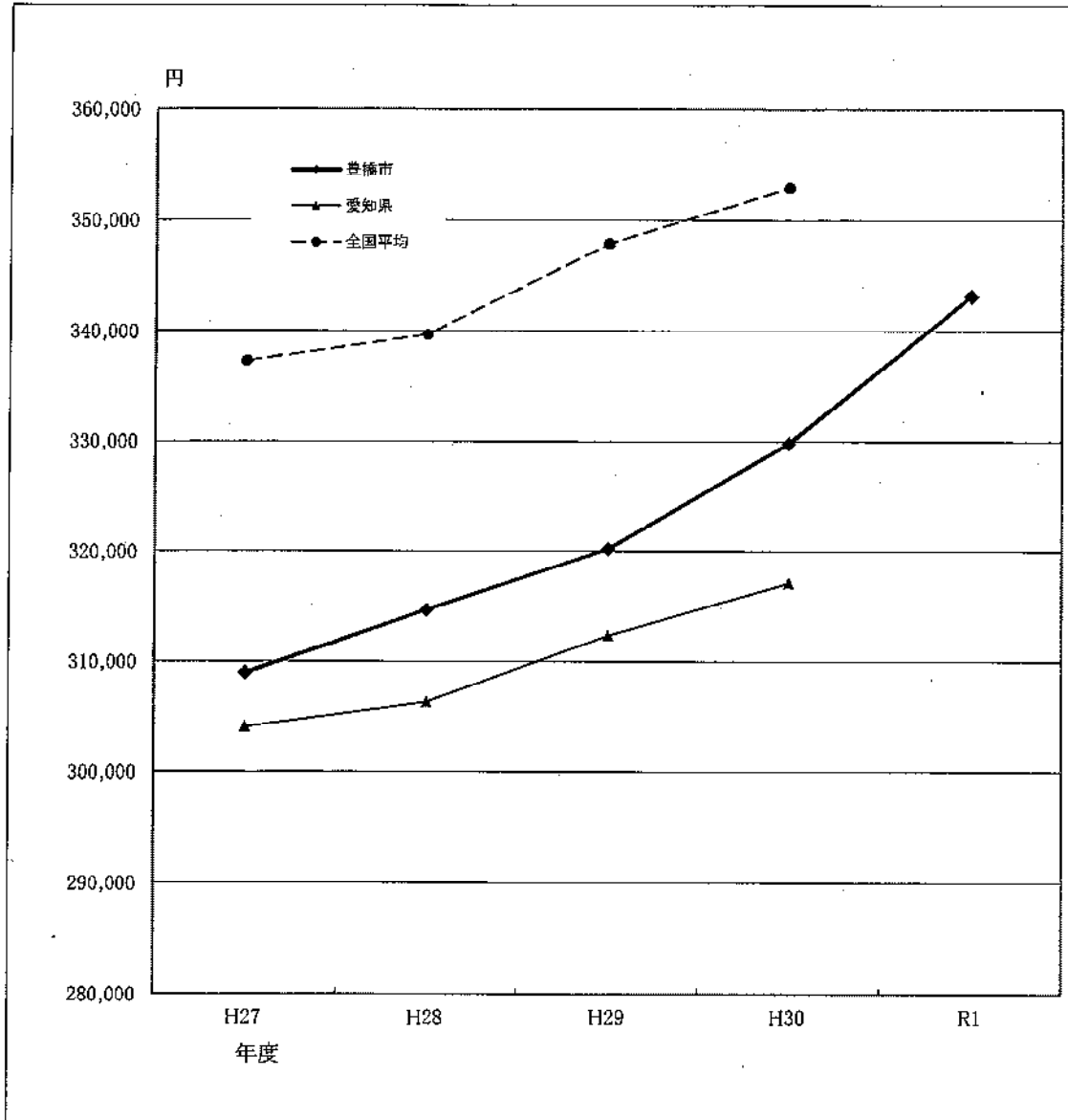
年 度	H27	H28	H29	H30	R1
豊橋市	103,247	102,476	105,423	93,398	100,907
愛知県	101,636	102,975	105,174	99,174	
全国平均	98,686	101,320	103,317	95,391	



○ 1人当たり療養諸費用額(一般+退職)

(厚生労働省「国民健康保険実態調査」より)(単位:円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
豊橋市	309,018	314,707	320,267	329,818	343,155
愛知県	304,091	306,356	312,418	317,147	
全国平均	337,296	339,651	347,893	352,917	



給 付

1. 給付の状況

令和3年4月1日現在

項目	年齢	就学児 ～ 65歳未満				前期高齢者		
		未就学児	退職者医療制度該当者(65歳未満)		65歳～69歳	70歳以上75歳未満 (後期高齢医療制度非該当者)		
療養の給付		8割	7割	本人 7割	被扶養者 7割	7割	7割・8割	
入院時 食事療養費	食事療養に要した費用額から標準負担額を控除した額 ※標準負担額:1食460円(非課税世帯は、入院日数90日までは210円入院日数が90日を超えた場合160円 ただし、70歳以上で一定の収入以下の方は100円)							
入院時 生活療養費	療養病床に入院する65歳以上の被保険者に対し生活療養に要した費用額から生活療養標準負担額を控除した額 ※生活療養標準負担額(食費):1食460円[非課税世帯は210円、ただし一定の収入以下の方は130円(Ⅱ)、(Ⅲ)は入院日数が90日を超えた場合160円、一定の収入以下の方は100円] 居住費:負担額1口370円							
療養費	療養の給付に相当する額							
高額療養費	ア 自己負担:保険医療費の一部負担金が1か月に1病院・診療所等で下表の額を超えるとき、その超えた額を支給							
			入院および世帯ごとの限度額				外来の限度額(個人ごと)	
	70歳以上	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+[1%]		(140,100円)			
		現役並み所得者Ⅱ	167,400円+[1%]		(93,000円)			
		現役並み所得者Ⅰ	80,100円+[1%]		(44,400円)			
		一般	57,600円		(44,400円)			
		低所得者Ⅱ	24,600円					
	70歳未満	低所得者Ⅰ	15,000円				18,000円	
		901万円超	252,600円+[1%]		(140,100円)		8,000円	
		600万円超～901万円以下	167,400円+[1%]		(93,000円)			
210万円超～600万円以下		80,100円+[1%]		(44,400円)				
210万円以下		57,600円		(44,400円)				
	住民税非課税世帯	35,400円		(24,600円)				
※ [1%]は、一定の限度額を超えた医療費の1% ※ ()内の額は多数該当:同じ世帯で12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降に限度額が下がる								
イ 世帯合算: 同上一部負担金のうち21,000円以上のものを同一世帯について合算した額が基準額を超えるとき、その超えた額を支給								
ウ 長期特定疾病: 厚生労働大臣の定める疾病に係る同上一部負担金が10,000円(70歳未満の人工透析を受ける上位所得者は20,000円)を超えるとき、その超えた額を現物給付により支給								
エ 外来年間合算: 計算期間(8月1日～翌年7月31日)における外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えるとき、その超えた額を支給								
移送費	入院治療を必要とするため緊急に病院又は診療所に移送・転院された場合、保険者が必要と認め、算定した額を現金給付により給付							
高額介護合算療養費	世帯内で医療と介護の両制度ともに自己負担額があり、その合計が限度額を超えた額を支給							
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状を発症したために会社等を欠勤し、勤務先から給与等の支払いを受けることができなかった場合、申請により給付							
出産育児一時金	1子につき404,000円(ただし、産科医療補償制度対象の分娩については、16,000円を加算する)							
葬祭費	1件につき 50,000円							

2. 診療報酬明細書点検調査状況 (令和2年度診療報酬明細書点検調査実施状況報告書より)

診療(調剤)報酬明細書	過誤調整の状況(A)		返納金等の調定状況(B)		計(A)+(B)	被保険者1人当たりの財政効果額	
	資格点検	内容点検	不当(正)利得	交通事故等		過誤調整・返納金等	内容点検(再掲)
1,152,285枚	3,300枚	2,798枚	1,405枚	11枚	7,514枚	—	—
—	32,966千円	57,230千円	11,277千円	1,304千円	102,777千円	1,360円	757円

平均被保険者数75,568人

3. 療養取扱機関の状況 (豊橋市保健所資料より)

令和3年4月1日現在

医科A	歯科	市人口B	率 B/A	被保険者数C	率 C/A
278	179施設	373,833	1,345人/施設	74,740	269人/施設

4. 医療給付状況

(1) 療養の給付等の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

区分 年度	件数					費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法優先 (円)	国保優先 (円)
	診療費 (件)	薬剤支給 (件)	食事療養 (件)	訪問看護 (件)	計 (件)					
28	963,623 (28,428)	366,732 (10,505)	17,074 (555)	1,951 (87)	1,332,306 (39,020)	27,034,805,477 (913,121,387)	19,629,188,404 (637,434,410)	5,900,118,186 (238,936,819)	0 (0)	1,505,488,887 (36,750,158)
29	927,369 (13,589)	358,373 (5,078)	16,489 (295)	2,629 (63)	1,288,371 (18,728)	26,323,023,425 (476,115,377)	19,127,447,039 (332,347,683)	5,746,314,339 (121,395,459)	0 (0)	1,449,282,047 (22,372,235)
30	905,703 (5,347)	360,607 (2,033)	16,136 (131)	2,812 (24)	1,269,122 (7,404)	26,141,482,479 (181,600,727)	19,008,102,147 (126,895,568)	5,757,222,587 (45,781,057)	0 (0)	1,376,157,745 (8,924,102)
元	885,637 (875)	357,515 (366)	15,614 (12)	3,069 (7)	1,248,221 (1,248)	26,325,469,207 (22,669,749)	19,208,803,292 (15,780,402)	5,780,459,674 (5,651,363)	0 (0)	1,336,206,241 (1,237,984)
2	801,478 (10)	333,200 (1)	14,659 (0)	3,605 (0)	1,138,281 (11)	24,861,754,342 (251,880)	18,179,315,101 (176,176)	5,352,145,233 (76,422)	0 (0)	1,330,294,008 (△ 918)

注：()は退職者医療分の再掲。食事療養件数は計に含まれない。

(2) 療養費等の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

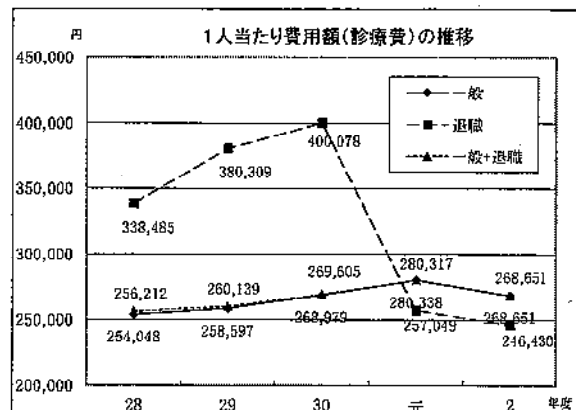
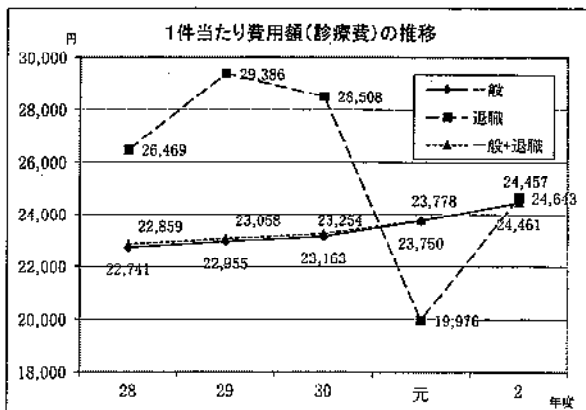
区分 年度	件数					費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法優先 (円)	国保優先 (円)
	療養費		計(件)	食事療養費 (差額分)(件)	移送費 (件)					
診療費(件)	その他(件)									
28	568 (2)	29,896 (856)	30,464 (858)	36 (0)	0 (0)	257,565,553 (8,238,881)	187,543,901 (5,767,112)	39,170,469 (1,455,481)	0 (0)	30,851,183 (1,016,288)
29	554 (0)	25,766 (360)	26,320 (360)	16 (1)	0 (0)	226,429,539 (3,847,154)	164,421,422 (2,694,103)	55,247,609 (1,120,029)	0 (0)	6,760,508 (32,422)
30	749 (0)	22,330 (113)	23,079 (113)	18 (1)	0 (0)	204,085,657 (1,270,497)	148,169,265 (890,531)	49,354,741 (372,929)	0 (0)	6,561,651 (7,037)
元	840 (0)	20,679 (19)	21,519 (19)	23 (0)	0 (0)	189,773,325 (102,068)	137,747,541 (71,443)	46,111,148 (21,350)	0 (0)	5,914,636 (9,275)
2	707 (0)	17,855 (△ 2)	16,592 (△ 2)	26 (0)	0 (0)	163,317,975 (△ 4,120)	118,796,901 (△ 2,884)	41,226,816 (1,020)	0 (0)	3,294,258 (△ 2,256)

注：()は退職者医療分の再掲。

(3) 療養の給付(診療費)の状況 (一般・退職 事業年報C表・F表より)

区分 年度	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり日数 (日)	1件当たり費用額 (円)	1人当たり費用額 (円)
28	963,623 (28,428)	1,781,287 (54,206)	22,219,507,122 (752,452,260)	1,111.15 (1,278.81)	1.86 (1.91)	23,058 (26,469)	256,212 (338,485)
29	927,369 (13,589)	1,716,286 (27,096)	21,564,969,088 (399,324,708)	1,118.69 (1,284.19)	1.85 (1.99)	23,254 (29,386)	260,139 (380,309)
30	905,703 (5,347)	1,664,590 (11,135)	21,535,752,149 (152,429,873)	1,133.84 (1,403.41)	1.84 (2.08)	23,778 (28,508)	269,605 (400,078)
元	885,637 (875)	1,608,073 (1,536)	21,659,852,489 (17,479,300)	1,146.17 (1,286.76)	1.82 (1.78)	24,457 (19,976)	280,317 (257,049)
2	801,478 (10)	1,452,261 (9)	20,301,381,653 (246,430)	1,060.60 (1,000.00)	1.81 (0.90)	25,330 (24,643)	268,651 (246,430)

注：()は退職者医療分の再掲・1人当たり費用額は年間換算



5. 出産育児一時金・葬祭費の支給状況

区分 年度	出産育児一時金			葬 祭 費			摘 要
	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支給総額 (円)	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支給総額 (円)	
29	352	404,000～ 420,000	147,422,427	470	50,000	23,500,000	
30	299	404,000～ 420,000	125,175,716	418	50,000	20,900,000	
元	271	404,000～ 420,000	113,582,317	461	50,000	23,050,000	
2	253	404,000～ 420,000	105,913,230	440	50,000	22,000,000	
3	225	404,000～ 420,000	94,185,990	424	50,000	21,200,000	【出産育児一時金】 R4.1.1より404,000円から 408,000円に変更

6. 高額療養費の支給状況

区分 年度	件数 (件)	1件当たり 支給額 (円)	支 給 額 (円)	摘 要
29	47,034 (762)	53,357 (86,011)	2,509,606,925 (65,540,098)	
30	46,798 (276)	54,289 (76,124)	2,540,623,465 (21,010,339)	
元	48,094 (60)	54,119 (66,090)	2,602,796,709 (3,965,384)	
2	47,728 (0)	52,760 -	2,518,137,488 (△ 840)	
3	49,590 (0)	53,698 -	2,662,863,160 (0)	

注：()内は退職者医療分の再掲

7. 第三者の行為による事故の発見とその処理

当該事例の捕捉には、レセプト、新聞等によるほか、医療機関および損害保険会社にも協力を求め、被保険者から届出が適正に、かつ、速やかに行われるよう努めている。

○賠償金収納状況

区分 年度	件数 (件)	調 定 額 (円)	摘 要
29	75	50,093,062	
30	51	42,388,984	
元	55	17,149,680	
2	56	25,280,024	
3	55	9,521,937	

— 保 険 税 —

1. 保険税の賦課と納付 (令和2年度)

(1) 賦課期日 4月1日

(2) 保険税の賦課

・基礎課税額

応能割 所得割…………… 所得額 (当該年度分) × 税率(6.48/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(18,800円)
世帯別平等割…… 1世帯当たり定額(28,200円)

・後期高齢者支援金等課税額 (平成20年度創設)

応能割 所得割…………… 所得額 (当該年度分) × 税率(2.44/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(6,800円)
世帯別平等割…… 1世帯当たり定額(10,100円)

・介護納付金課税額 (平成12年度創設)

応能割 所得割…………… 所得額 (当該年度分) × 税率(2.14/100)
応益割 被保険者均等割… 被保険者1人当たり定額(7,900円)
世帯別平等割…… 1世帯当たり定額(8,400円)

(3) 納期 年8回

第1期 7月15日から7月31日まで
第2期 8月15日から8月31日まで
第3期 9月15日から9月30日まで
第4期 10月15日から10月31日まで
第5期 11月15日から11月30日まで
第6期 12月15日から12月28日まで
第7期 翌年1月15日から1月31日まで
第8期 翌年2月15日から2月28日まで
(平成25年度より仮算定廃止)

(4) 賦課徴収

4月から翌年3月までの一年分を7月に送付し、第1期から第8期までの8回に分けて賦課する。

(5) 月割賦課

賦課期日後において、納税義務が発生若しくは消滅した場合または被保険者に増減があった場合は、すべて月割による賦課額とする。

(6) 徴収方法

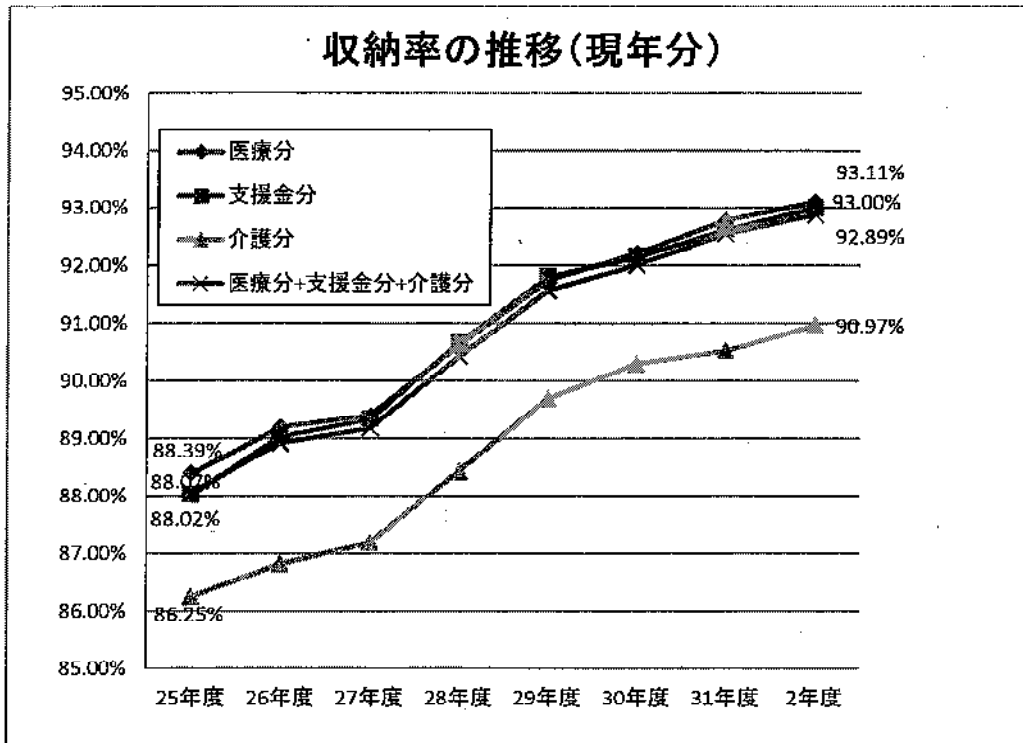
- (A) 口座振替 …… 金融機関等に預金口座を有する場合で自動的に振替が行われる。
- (B) 自主納付 …… 世帯主あてに納付書が送付され、銀行等の金融機関窓口で直接納付する。
- (C) 特別徴収 …… 世帯主が65歳～74歳の国民健康保険加入者で、同一世帯の他の国民健康保険加入者も65歳～74歳である世帯の場合、世帯主の年金から天引きする。
ただし、以下の場合は、対象外となる。
 - ・介護保険料が特別徴収でない場合
 - ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の1/2相当額を超える場合
 - ・年間の年金額が18万円未満の場合
 - ・国民健康保険税を口座振替している場合

2. 賦課状況(本算定時における賦課期日現在に係る状況)

区分	年度	平成31年度			令和2年度			令和3年度		
		基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額	介護納付金 課税額
世帯数 (平等割の件数)	世帯	48,038	48,038	21,198	47,357	47,357	20,617	47,187	47,187	20,467
被保険者数 (均等割の人員数)	人	78,729	78,729	25,680	76,379	76,379	24,824	75,099	75,099	24,524
算定額割合	所得割 %	(58.25)	(59.30)	(58.52)	(57.33)	(58.42)	(57.18)	(56.12)	(57.23)	(56.06)
	円	3,930,518,680	1,501,072,316	498,941,905	3,635,380,772	1,368,877,945	493,142,380	3,427,345,565	1,290,543,699	466,403,930
	被保険者 %	(21.23)	(20.84)	(21.09)	(22.64)	(22.17)	(22.74)	(23.12)	(22.64)	(23.28)
	均等割 円	1,432,887,800	527,484,300	179,760,000	1,435,925,200	519,377,200	186,109,600	1,411,861,200	510,673,200	193,739,600
	世帯別平等割 %	(20.52)	(19.86)	(20.39)	(20.03)	(19.41)	(20.08)	(20.76)	(20.13)	(20.66)
	円	1,384,967,550	502,793,500	173,823,600	1,269,888,300	454,818,150	173,182,800	1,267,561,800	453,984,900	171,922,800
計 %	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
円	6,748,354,030	2,531,350,116	852,525,505	6,341,194,272	2,343,073,295	862,434,780	6,106,768,565	2,255,201,799	832,066,230	
所得割の状況	課税対象額 円	60,284,028,851	60,284,028,851	26,399,042,715	56,101,555,132	56,101,555,132	23,044,036,492	52,891,135,271	52,891,135,241	21,794,571,528
	上記の方法	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式	(当該年度分) 所得比例方式
	上記を賦課された世帯数	世帯 29,652	29,652	11,426	29,017	29,017	10,984	28,622	28,621	10,552
税率	所得割 %	6.52	2.49	1.89	6.48	2.44	2.14	6.48	2.44	2.14
	被保険者均等割 円	18,200	6,700	7,000	18,800	6,800	7,900	18,800	6,800	7,900
	世帯別平等割 円	30,300	11,000	8,200	28,200	10,100	8,400	28,200	10,100	8,400
課税限度額 円	610,000	190,000	160,000	630,000	190,000	170,000	630,000	190,000	170,000	
応能割: 応益割 (軽減前・一般分) %	54.26:45.74	54.30:45.70	53.79:46.21	53.76:46.24	53.89:46.11	53.21:46.79	53.19:46.81	53.30:46.64	52.29:47.71	
軽減額 円	688,817,078	251,784,125	76,631,380	670,499,570	241,370,243	80,783,900	681,154,120	245,163,679	85,527,680	
課税限度額を 超える額 円	590,381,072	277,543,462	88,483,366	489,930,785	230,439,885	73,165,492	383,720,358	167,099,502	65,694,834	
本算定調定額 円	5,335,794,900	1,952,512,200	66,990,620	5,057,059,000	1,826,731,000	692,207,900	4,917,793,800	1,778,265,100	664,109,800	
1世帯当たり 調定額 円	111,074	40,645	31,602	108,788	38,574	33,575	104,219	37,685	32,448	
被保険者数 1人当たり調定額 円	67,774	24,800	26,087	66,210	23,917	27,885	65,484	23,679	27,080	

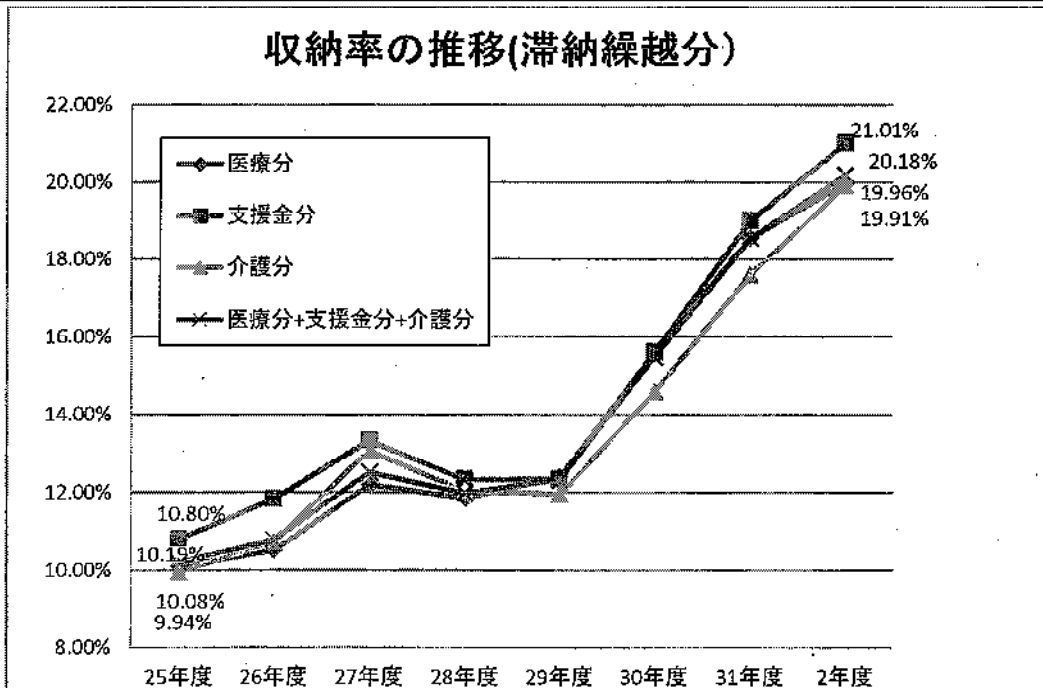
収納率の推移(現年分)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
医療分	88.39%	89.20%	89.40%	90.63%	91.76%	92.21%	92.79%	93.11%
支援金分	88.02%	89.04%	89.34%	90.66%	91.81%	92.15%	92.63%	93.00%
介護分	86.25%	86.82%	87.19%	88.43%	89.70%	90.30%	90.53%	90.97%
医療分+支援金分+介護分	88.07%	88.92%	89.18%	90.43%	91.58%	92.02%	92.56%	92.89%



収納率の推移(滞納繰越分)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
医療分	10.08%	10.50%	12.19%	11.85%	12.39%	15.59%	18.56%	19.96%
支援金分	10.80%	11.83%	13.33%	12.32%	12.33%	15.60%	19.00%	21.01%
介護分	9.94%	10.74%	13.05%	12.03%	11.95%	14.58%	17.61%	19.91%
医療分+支援金分+介護分	10.19%	10.78%	12.51%	11.97%	12.33%	15.48%	18.55%	20.18%



4. 令和3年度国民健康保険税に関する調(総務省自治税務局市町村税課)

(1) 国民健康保険の加入者の状況に関する調

(その1 基礎課税(賦課)額に係る分)

区 分			令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在	
市町村の状況	世 帯 数		161,770	162,193	
	人 口		373,833	370,829	
加 入 者 の 状 況	世 帯 数	被 保 険 者 世 帯 等 数	被保険者世帯数	46,610	45,560
			混合世帯数	0	0
			計 (A)	46,610	45,560
		退職被保険者世帯数 (B)	0	0	
		合 計 (A)+(B)	46,610	45,560	
	み な す 世 帯 主 数			11,063	11,124
	被 保 険 者 数	被保険者数 (C)		74,242	71,640
		退 職 被 保 険 者 等 数	退職被保険者数	0	0
			被扶養者数	0	0
			計 (D)	0	0
合 計 (C)+(D)		74,242	71,640		

(その2 後期高齢者支援金等課税(賦課)額に係る分)

区 分			令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 (賦課)被保険者の状況	世 帯 数	被 保 険 者 世 帯 等 数	被保険者世帯数	46,610	45,560
			混合世帯数	0	0
			計 (E)	46,610	45,560
		退職被保険者世帯数 (F)	0	0	
	合 計 (E)+(F)		46,610	45,560	
	被 保 険 者 数	被保険者数 (G)		74,242	71,640
		退職被保険者等数 (H)		0	0
合 計 (G)+(H)		74,242	71,640		

(その3 介護納付金課税(賦課)額に係る分)

区 分			令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在	
介 護 納 付 金 課 税 (賦課) 被保険者の状況	世 帯 数	被 保 険 者 世 帯 等 数	被保険者世帯数	20,115	19,607
			混合世帯数	0	0
			計 (I)	20,115	19,607
		退職被保険者世帯数 (J)	0	0	
	合 計 (I)+(J)		20,115	19,607	
	被 保 険 者 数	被保険者数 (K)		24,087	23,346
		退職被保険者等数 (L)		0	0
合 計 (K)+(L)		24,087	23,346		

(2) 国民健康保険税の課税方法等に関する調

(その1 基礎課税(賦課)額に係る分)

(その2 後期高齢者支援金等課税(賦課)額に係る分)

(その3 介護納付金課税(賦課)額に係る分)

納期の回数	8	
課税限度額	630,000	
基礎課税総額	100分の	
課税方法	所得割、均等割及び平等割	
基礎課税総額の構成割合	所得割総額 (%)	54
	資産割総額 (%)	0
	その他 (%)	0
	計 (%)	54
	均等割総額 (%)	24
	平等割総額 (%)	22
合計 (%)	100	
所得割総額	法第703条の4第6項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)	
資産割総額	あん分の基礎 資産割を課税していない	
税率	所得割 (%)	6.48
	資産割 (%)	0
	均等割 (円)	18,800
	特定世帯・特定継続世帯以外 (円)	28,200
	平等割 特定世帯 (円)	14,100
	特定継続世帯 (円)	21,150

納期の回数	8	
課税限度額	190,000	
基礎課税総額	100分の	
課税方法	所得割、均等割及び平等割	
基礎課税総額の構成割合	所得割総額 (%)	55
	資産割総額 (%)	0
	その他 (%)	0
	計 (%)	55
	均等割総額 (%)	24
	平等割総額 (%)	21
合計 (%)	100	
所得割総額	法第703条の4第15項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)	
資産割総額	あん分の基礎 資産割を課税していない	
税率	所得割 (%)	2.44
	資産割 (%)	0
	均等割 (円)	6,800
	特定世帯・特定継続世帯以外 (円)	10,100
	平等割 特定世帯 (円)	5,050
	特定継続世帯 (円)	7,575

納期の回数	8	
課税限度額	170,000	
基礎課税総額	100分の	
課税方法	所得割、均等割及び平等割	
基礎課税総額の構成割合	所得割総額 (%)	53
	資産割総額 (%)	0
	その他 (%)	0
	計 (%)	53
	均等割総額 (%)	25
	平等割総額 (%)	22
合計 (%)	100	
所得割総額	法第703条の4第23項の総所得金額等(市町村民税の旧ただし書き方式)	
資産割総額	あん分の基礎 資産割を課税していない	
税率	所得割 (%)	2.14
	資産割 (%)	0
	均等割 (円)	7,900
	平等割 (円)	8,400

5. 保険税の軽減

低所得者軽減基準(令和2年度)

7割軽減……………総所得金額が33万円以下の世帯に対して均等割額及び平等割額の7割を軽減する。

5割軽減……………総所得金額が33万円+28万5千円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む)の範囲内の世帯に対して均等割額及び平等割額5割を軽減する。

2割軽減……………総所得金額が33万円+52万円×被保険者数(特定同一世帯所属者を含む)の範囲内の世帯に対して均等割額及び平等割額の2割を軽減する。

軽減状況

年度	区分	7 割 軽 減			5 割 軽 減			2 割 軽 減			国 保 世 帯 数 (世 帯)
		世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)	世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)	世帯数(世帯) と割合	被保険者数(人)	軽減額(円)	
H 26	基礎課税額に係る分	12,271 (23.3%)	17,199	605,003,459	5,967 (11.4%)	11,546	235,549,589	5,853 (11.1%)	11,712	93,416,070	52,562
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,271 (23.3%)	17,199	214,830,210	5,967 (11.4%)	11,546	83,302,800	5,853 (11.1%)	11,712	33,020,400	52,562
	介護納付金課税額 に係る分	5,497 (20.9%)	6,069	90,975,360	2,730 (10.4%)	3,395	33,815,250	2,551 (9.7%)	3,321	12,879,960	26,267
H 27	基礎課税額に係る分	12,263 (23.5%)	17,006	631,645,560	6,837 (13.1%)	13,117	282,726,300	5,910 (11.3%)	11,614	98,635,440	52,093
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,263 (23.5%)	17,006	203,677,740	6,837 (13.1%)	13,117	91,000,650	5,910 (11.3%)	11,614	31,742,940	52,093
	介護納付金課税額 に係る分	5,316 (21.2%)	5,837	80,989,860	2,898 (11.6%)	3,614	33,221,400	2,561 (10.2%)	3,237	11,810,760	25,072
H 28	基礎課税額に係る分	12,284 (24.0%)	16,903	573,882,540	6,910 (13.5%)	13,000	259,948,500	5,844 (11.4%)	11,336	89,158,560	51,120
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,284 (24.0%)	16,903	195,456,125	6,910 (13.5%)	13,000	88,258,012	5,844 (11.4%)	11,336	30,282,020	51,120
	介護納付金課税額 に係る分	5,209 (21.7%)	5,724	78,398,460	2,809 (11.7%)	3,438	31,620,600	2,439 (10.2%)	3,036	11,064,600	24,002
H 29	基礎課税額に係る分	12,147 (24.4%)	16,544	571,261,005	6,808 (13.7%)	12,488	255,524,025	5,681 (11.4%)	10,754	86,791,860	49,759
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,147 (24.4%)	16,544	188,770,890	6,808 (13.7%)	12,488	84,546,450	5,681 (11.4%)	10,754	28,720,320	49,759
	介護納付金課税額 に係る分	5,063 (22.3%)	5,508	72,789,780	2,645 (11.6%)	3,173	28,403,100	2,297 (10.1%)	2,860	10,041,960	22,732
H 30	基礎課税額に係る分	12,138 (25.0%)	16,270	444,266,017	6,808 (14.0%)	12,325	198,591,960	5,568 (11.4%)	10,358	65,969,445	48,649
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,138 (25.0%)	16,270	164,899,140	6,808 (14.0%)	12,325	73,735,400	5,568 (11.4%)	10,358	24,501,820	48,649
	介護納付金課税額 に係る分	4,988 (22.9%)	5,442	58,407,580	2,510 (11.5%)	3,027	21,989,150	2,189 (10.1%)	2,669	7,710,980	21,745
H 31	基礎課税額に係る分	12,148 (25.4%)	16,267	456,893,980	6,847 (14.3%)	12,072	203,891,331	5,370 (11.2%)	9,818	65,639,075	47,919
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,148 (25.4%)	16,267	166,925,080	6,847 (14.3%)	12,072	74,579,700	5,370 (11.2%)	9,818	24,011,470	47,919
	介護納付金課税額 に係る分	5,041 (23.9%)	5,510	55,934,340	2,460 (11.6%)	2,912	20,278,000	2,107 (10.0%)	2,587	7,077,280	21,125
R 2	基礎課税額に係る分	12,120 (25.6%)	15,999	442,180,935	7,038 (14.9%)	12,323	205,794,200	5,489 (11.6%)	10,106	66,429,800	47,326
	後期高齢者支援金 等課税額に係る分	12,120 (25.6%)	15,999	159,116,474	7,038 (14.9%)	12,323	74,117,297	5,489 (11.6%)	10,106	23,926,980	47,326
	介護納付金課税額 に係る分	4,966 (24.1%)	5,387	58,990,190	2,562 (12.4%)	3,047	22,796,050	2,155 (10.5%)	2,672	7,842,160	20,585

6. その他

(1)督促状発付件数

(単位:件・%)

期別	年度	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
		調定件数	発付件数	割合	調定件数	発付件数	割合	調定件数	発付件数	割合
1期分		46,179	9,306	20.2	45,717	8,991	19.7	44,821	7,224	16.1
2期分		45,487	8,189	18.0	44,865	7,869	17.5	44,319	6,142	13.9
3期分		44,762	8,219	18.4	44,007	7,794	17.7	43,569	6,326	14.5
4期分		43,658	7,426	17.0	43,124	6,825	15.8	42,600	6,217	14.6
5期分		43,220	7,270	16.8	42,561	6,943	16.3	42,275	5,961	14.1
6期分		42,885	7,057	16.5	42,494	6,824	16.1	42,122	5,544	13.2
7期分		42,573	7,167	16.8	42,039	6,853	16.3	41,908	6,445	15.4
8期分		42,875	6,725	15.7	42,346	6,607	15.6	42,317	5,700	13.5
合計		351,639	61,359	17.4	347,213	58,706	16.9	343,931	49,559	14.4

(2)過誤納金還付状況

(単位:件・円)

内容	年度	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
国民健康保険税		3,547	72,056,974	3,698	68,620,045	3,226	72,404,411
滞納繰越分		153	4,037,658	192	3,982,341	221	4,267,308
督促手数料		0	0	0	0	0	0
延滞金		111	567,091	159	814,406	219	986,928
保険税還付金(歳出)		1,416	44,848,037	1,699	44,728,307	2,099	55,682,812
還付加算金(歳出)		236	573,900	177	442,100	196	545,900
合計		5,463	122,083,660	5,925	118,587,199	5,961	133,887,359

(3)国民健康保険税減免状況

(上段:()件数 下段:円)

年度	理由	理由						計
		火災	その他の災害	生活保護	病気貧困	コロナ減免	その他	
30	基礎課税額に係る分	(2)	(0)	(19)	(24)		(22,744)	(22,789)
		35,664	0	122,964	638,600		152,459,434	153,256,662
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	(2)	(0)	(19)	(24)		(22,744)	(22,789)
		13,220	0	41,876	237,300		56,538,162	56,830,558
介護納付金課税額に係る分	(2)	(0)	(0)	(12)		(9,412)	(9,436)	
	10,116	0	9,560	103,100		20,071,853	20,194,629	
31	基礎課税額に係る分	(1)	(0)	(38)	(36)		(22,368)	(22,443)
		88,600	0	191,376	1,139,100		146,525,423	147,944,499
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	(1)	(0)	(38)	(36)		(22,368)	(22,443)
		33,000	0	68,191	424,700		53,582,915	54,108,806
介護納付金課税額に係る分	(1)	(0)	(28)	(27)		(9,012)	(9,068)	
	17,800	0	42,733	229,600		17,681,613	17,971,746	
2	基礎課税額に係る分	(1)	(0)	(34)	(48)	(314)	(21,292)	(21,689)
		107,500	0	251,783	1,462,100	41,393,830	140,928,278	184,143,491
	後期高齢者支援金等課税額に係る分	(1)	(0)	(34)	(48)	(314)	(21,292)	(21,689)
		39,800	0	91,162	542,700	15,272,186	50,830,284	66,776,132
介護納付金課税額に係る分	(0)	(0)	(20)	(33)	(217)	(8,795)	(9,065)	
	0	0	48,155	274,700	8,351,684	18,960,876	27,635,415	

(4)納付方法別の収納状況(国民健康保険事業状況調査より)

区分		年度		
		30	31	2
口座振替	調定額	4,727,208,999 円	4,817,106,000 円	4,707,258,673 円
	収納額	4,596,465,100 円	4,680,484,300 円	4,612,540,773 円
	収納率	97.23 %	97.16 %	97.99 %
自主納付	調定額	2,893,812,201 円	2,750,693,200 円	2,604,141,427 円
	収納額	2,310,250,410 円	2,193,330,973 円	2,090,432,097 円
	収納率	79.83 %	79.74 %	80.27 %
特別徴収 (年金天引き)	調定額	238,943,100 円	229,167,200 円	222,877,900 円
	収納額	238,943,100 円	229,167,200 円	222,877,900 円
	収納率			
戸別徴収 (職員)	調定額			
	収納額	0 円	0 円	0 円
	収納率			
その他(窓口 収納等)	調定額			
	収納額	87,452,958 円	114,226,803 円	72,520,197 円
	収納率			
合計	(居所不明分)	(3,680,700) 円	(4,266,000) 円	(1,220,400) 円
	調定額	7,859,964,300 円	7,796,966,400 円	7,534,278,000 円
	収納額	7,233,111,568 円	7,217,209,276 円	6,998,370,967 円
	収納率	92.07 %	92.61 %	92.90 %

(5)口座振替加入状況(豊橋市税務概要より)

区分		年度		
		30	31	2
納税義務者数(A)		44,759 人	44,857 人	44,821 人
口座振替利用者数(B)		26,020 人	26,623 人	27,318 人
加入率(B) / (A)		58.1 %	59.4 %	60.9 %

(6) 税率の推移

【医療分】

年度	区分	所得割 ※	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割	課税限度額
		所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成26年度		$\frac{6.63}{100}$	-	18,300	46,500	510,000
平成27年度		$\frac{6.92}{100}$	-	19,800	48,000	520,000
平成28年度		$\frac{6.92}{100}$	-	19,800	40,800	540,000
平成29年度		$\frac{6.89}{100}$	-	20,700	40,200	540,000
平成30年度		$\frac{6.29}{100}$	-	16,400	31,300	580,000
平成31年度		$\frac{6.52}{100}$	-	18,200	30,300	610,000
令和2年度		$\frac{6.48}{100}$	-	18,800	28,200	630,000
令和3年度		$\frac{6.48}{100}$	-	18,800	28,200	630,000

【支援金分】

年度	区分	所得割 ※	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割	課税限度額
		所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成26年度		$\frac{2.44}{100}$	-	6,300	16,800	160,000
平成27年度		$\frac{2.27}{100}$	-	6,300	15,600	170,000
平成28年度		$\frac{2.27}{100}$	-	6,600	14,100	190,000
平成29年度		$\frac{2.24}{100}$	-	6,900	13,200	190,000
平成30年度		$\frac{2.41}{100}$	-	6,100	11,600	190,000
平成31年度		$\frac{2.49}{100}$	-	6,700	11,000	190,000
令和2年度		$\frac{2.44}{100}$	-	6,800	10,100	190,000
令和3年度		$\frac{2.44}{100}$	-	6,800	10,100	190,000

【介護分】

年度	区分	所得割 ※	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割	課税限度額
		所得額 ×	固定資産税額 (土地・家屋) ×	被保険者 1人につき	1世帯につき	
平成26年度		$\frac{2.33}{100}$	-	8,100	14,700	140,000
平成27年度		$\frac{1.95}{100}$	-	7,800	13,200	160,000
平成28年度		$\frac{2.06}{100}$	-	8,100	12,600	160,000
平成29年度		$\frac{2.03}{100}$	-	8,400	11,400	160,000
平成30年度		$\frac{1.99}{100}$	-	6,900	9,200	160,000
平成31年度		$\frac{1.89}{100}$	-	7,000	8,200	160,000
令和2年度		$\frac{2.14}{100}$	-	7,900	8,400	170,000
令和3年度		$\frac{2.14}{100}$	-	7,900	8,400	170,000

※ 資産割は平成25年度より廃止。

— 保 健 事 業 —

1. 特定健康診査・特定保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律(平成20.4.1施行)にもとづき、被保険者の健康長寿ひいては医療費の適正化を目的として、40歳以上の被保険者に対してメタボリックシンドロームに着目した健康診査(特定健康診査)を実施し、健診結果により抽出された対象者に対して生活習慣改善に向けた3段階の保健指導(特定保健指導=情報提供(全員)・動機付支援・積極的支援)を実施するもの。

(1) 特定健康診査実績

令和3年5月末現在

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
計 画 値	対象者数	68,047 人	68,262 人	68,169 人	62,474 人	62,457 人	62,602 人	
	受診者数	26,537 人	28,671 人	30,676 人	21,866 人	24,983 人	28,171 人	
	受診率	39 %	42 %	45 %	35 %	40 %	45 %	
実 績 値	対象者数	64,836 人	63,380 人	61,752 人	60,006 人	58,224 人	56,349 人	
	受診者数	20,592 人	20,496 人	21,759 人	20,796 人	22,067 人	19,534 人	
	個別健診	16,613	16,516	17,674	16,890	18,176	17,027	
	ドック同時	2,446	2,409	2,607	2,483	1,702	1,000	
	集団健診	1,484	1,529	1,316	1,310	1,271	537	
	事業主健診等	49	42	162	113	113	282	
	受診率	31.8 %	32.3 %	35.2 %	34.7 %	37.9 %	34.7 %	
	医療機関数	128 機関	130 機関	130 機関	129 機関	130 機関	130 機関	
	集団実施回数	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	20 回	
	受診者負担額	個別	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		集団	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	委託単価 (必須項目)	個別	9,838 円	9,892 円	9,892 円	9,946 円	9月まで9,946 10月から10,208 円	10,043 円
集団		3,214 円	3,322 円	3,430 円	3,646 円	9月まで4,188 10月から4,262 円	4,594 円	

(2) 特定保健指導実績

令和3年5月末現在

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画 値	対象者数	2,919 人	3,154 人	3,374 人	2,318 人	2,648 人	2,986 人
	動機付支援	2,239	2,419	2,588	/	/	/
	積極的支援	680	735	786	/	/	/
	実施者数	526 人	599 人	675 人	464 人	741 人	1,075 人
	動機付支援	446	508	572	/	/	/
	積極的支援	80	91	103	/	/	/
実施率	18 %	19 %	20 %	20.0 %	28.0 %	36.0 %	
実 績 値	対象者数	2,150 人	2,170 人	2,391 人	2,227 人	2,397 人	2,197 人
	動機付支援	1,694	1,747	1,919	1,787	1,910	1,758
	積極的支援	456	423	472	440	487	439
	実施者数	178 人	219 人	347 人	368 人	282 人	342 人
	動機付支援	154	184	295	295	226	294
	積極的支援	24	35	52	73	56	48
実施率	8.3 %	10.1 %	14.5 %	16.5 %	11.8 %	15.6 %	

(※) 特定保健指導は直営実施。

2. 健康世帯褒賞

国民健康保険事業の運営にあたり、被保険者自身が健康管理に充分留意されたことにより病気を患わず、健康な毎日を送ったことを称え、併せて相互扶助精神の高揚を図るため、前年度4月1日から3月末日までの1年間療養の給付を受けず、しかも保険税を完納した世帯を健康世帯として、平成28年度まで記念品を直接送付していた。

項目 年度	被保険者 年間平均世帯数	健康世帯数(※)	単数世帯(※) 複数世帯(※)	割合	記念品
24	52,063	2,008	1,788 220	3.86	商品券(単身世帯5,000円分、複数世帯10,000円分)
25	52,483	2,052	1,851 201	3.91	〃
26	52,209	2,112	1,918 194	4.05	〃
27	51,538	2,079(93)	1,898(83) 181(10)	4.03	商品券(単身世帯5,000円分、複数世帯10,000円分、特定健診受診世帯1,000円分上乘せ)
28	50,419	2,133(103)	1,949(87) 184(16)	4.23	〃

(※) ()内は特定健診受診1,000円上乘せ世帯分の再掲

3. 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とし、実施にあたっては被保険者の秘密の保護に万全を期するとともに、医師と患者との信頼関係を損なうことのないように特に配慮し、昭和58年度から世帯主あてに通知している。

年度	医療費通知 送付世帯数	通知対象	回数	通知内容
29	231,220	29年 〃	6	通年分を2か月毎に送付
30	227,179	30年 〃	6	〃
元	222,774	元年 〃	6	〃
2	216,307	2年 〃	6	〃
3	217,600	3年 〃	6	〃

4. ジェネリック医薬品差額通知

高齢化による医療費の増加が見込まれ医療費の適正化が課題となっているなか、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することを目的とし、長期服用者等で切り替えた場合の自己負担額の軽減額が一定額以上の被保険者を対象に、自己負担額の軽減額について平成24年度から通知している。

年度	ジェネリック差額通知 送付被保険者数	通知対象	回数	通知内容
29	6,361	20歳以上、自己負担差額100円以上、投与期間1日(28日)以上、薬効分類9分類	2	対象医薬品名、切り替えた場合の削減できる自己負担額
30	7,676	20歳以上、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	
元	7,331	20歳以上(全年齢)、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	
2	6,653	全年齢、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	
3	6,381	全年齢、自己負担差額100円以上、投与期間1日以上、薬効分類9分類	2	

()内は2回目の通知対象

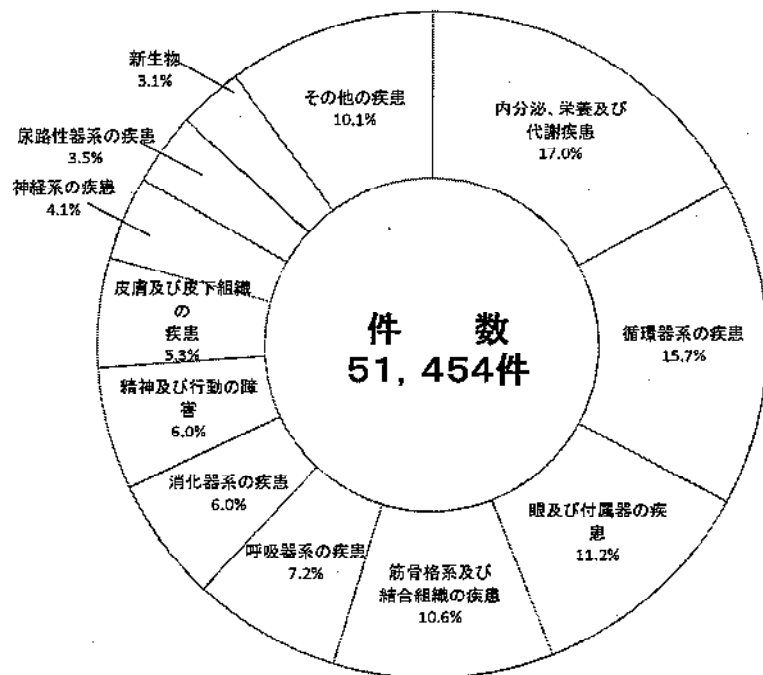
5. 疾病分類統計

(1) 病類別統計(令和4年5月診療分)

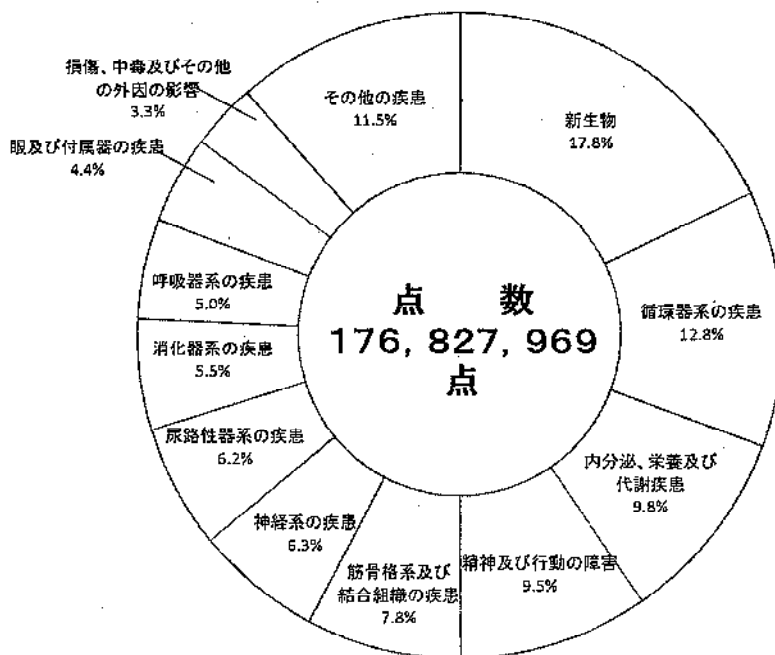
種別(大分類)		件数 (件)	割合 (%)	点数 (点)	点/件 (点)	割合 (%)
1	感染症及び寄生虫症	1,186	2.28	2,912,335	2,456	1.65
2	新生物	1,659	3.18	31,360,236	18,903	17.72
3	血液及び造血器の疾患 並びに免疫機構障害	113	0.22	735,036	6,505	0.42
4	内分泌、栄養及び 代謝疾患	8,978	17.22	17,555,211	1,955	9.92
5	精神及び行動の障害	3,311	6.35	17,058,830	5,152	9.64
6	神経系の疾患	2,248	4.31	12,403,470	5,518	7.01
7	眼及び付属器の疾患	6,284	12.06	9,484,077	1,509	5.36
8	耳及び乳様突起の疾患	636	1.22	868,705	1,366	0.49
9	循環器系の疾患	8,321	15.96	26,175,866	3,146	14.79
10	呼吸器系の疾患	3,792	7.28	9,019,383	2,379	5.10
11	消化器系の疾患	3,307	6.34	10,093,803	3,052	5.70
12	皮膚及び皮下組織の 疾患	2,918	5.60	4,042,214	1,385	2.28
13	筋骨格系及び 結合組織の疾患	5,760	11.05	14,633,457	2,541	8.27
14	尿路性器系の疾患	1,712	3.28	11,656,070	6,809	6.59
15	妊娠、分娩及び 産じょく	43	0.08	518,424	12,056	0.29
16	周産期に発生した病態	5	0.01	116,023	23,205	0.07
17	先天奇形、変型及び 染色体異常	63	0.12	811,055	12,874	0.46
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常 検査所見で他に分類されないもの	651	1.25	1,571,680	2,414	0.89
19	損傷、中毒及びその他の の外因の影響	1,088	2.09	5,629,534	5,174	3.18
20	健康状態に影響を及ぼす 要因及び保健サービス	48	0.09	291,859	6,080	0.16
合 計		52,123	100.0	176,937,268	3,395	100.0

(2) 病類別内訳

ア 件数別



イ 点数別



6. 健康づくり推進

①脳ドック等診査助成(脳ドック(脳検診)・肺ドック(肺がん検診)・心臓ドック)

被保険者の健康意識を高めるとともに、病気の早期発見・早期治療を促すことにより、医療費の適正化・国保財政の健全化を図るため、昭和59年度より成人病健康検査(外来人間ドック)、平成7年度より脳ドック、平成13年度より肺ドック、平成14年度より心臓ドックの受診に要する費用の一部助成を開始した。

外来人間ドックの助成については、特定健康診査の開始に伴い、平成19年度をもって終了した。

対象者

満25歳以上75歳未満の豊橋市国民健康保険の被保険者で、前年度以前の保険税完納世帯に属する者。ただし、前2年度に助成を受けた同じ種類のドックの助成を受けることはできない。

対象ドック

《脳ドック(脳検診)》 豊橋市民病院、成田記念病院、弥生病院、権田脳神経外科、福祉村病院(平成26年度から)、光生会病院(平成30年度から)、佐藤脳神経外科(令和2年度から)

《肺ドック(肺がん検診)》 豊橋市民病院

《心臓ドック》 成田記念病院

助成率 : 70%

脳ドック等診査助成実施状況

区 分		令和2年度(実績)※			令和3年度(予算)		
		受診者数	費用額	助成金額	受診者数	費用額	助成金額
脳ドック (脳検診)	豊橋市民病院	人 37	円 35,420	円 24,800	人 80	円 35,420	円 24,800
	成田記念病院	33	26,400	18,480	80	26,400	18,480
	弥生病院	8	22,000	15,400	30	22,000	15,400
	権田脳神経外科	19	33,000	23,100	40	33,000	23,100
	福祉村病院	0	34,980	24,490	10	34,980	24,490
	光生会病院	6	33,000	23,100	10	33,000	23,100
	佐藤脳神経外科	17	27,500	19,250	20	27,500	19,250
	小 計	120			270		
肺ドック (肺がん検診)	豊橋市民病院	5	28,710	20,100	5	28,710	20,100
心臓ドック	成田記念病院	21	37,400	26,180	25	37,400	26,180
合 計		146			300		

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	50,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	46,610					
被保険者数	総数	74,242	1,959	32,357	17,632	1,528
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	74,242	1,959	32,357	17,632	1,528

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	47,129					
被保険者数	総数	75,568	1,905	32,478	17,070	1,506
	退職被保険者等	1	0			
	一般被保険者	75,567	1,905	32,478	17,070	1,506

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	24,087	24,627
介護保険第2号世帯数	20,115	20,486

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,724

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	4,483	4,442
特定継続世帯数	553	626

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	45

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入		社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		(再掲) 他県からの転入	(再掲) 他県からの転入						
		2,491	1,637	10,083	100	250	6	570	13,500
	本年度中減	転出		社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		(再掲) 他県への転出	(再掲) 他県への転出						
		2,309	1,496	8,104	200	488	2,727	951	14,779

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計
	34	20	54

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

様式14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

(令和 2年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

[1] 収入状況及び支出状況

取 入				支 出				
科 目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円			円	円	円
保険料入税V	一般被保険者分			一般被保険者分	総務費			
	医療給付費分	5,093,314,720			療養給付費	18,213,938,331		
	後期高齢者支援金分	1,827,711,984	1,827,711,984		療養費	125,855,554		
	介護納付金分	688,079,271			小計	18,339,791,895		
	一般被保険者分計	7,609,105,975	1,827,711,984		高額療養費	2,521,184,893		
	退職被保険者分				高額介護合算療養費	1,218,022		
	医療給付費分	5,927,269			移送費	0		
	後期高齢者支援金分	1,671,878	1,671,878		出産育児諸費	105,965,310		
	介護納付金分	1,587,736			葬祭諸費	22,000,000		
	退職被保険者等分計	9,186,882	1,671,878		育児諸費	0		
計	7,918,292,857	1,829,383,862	その他	995,179				
国庫支出金			一般被保険者分計	20,991,155,289				
保険給付費等交付金(普通交付金)	20,834,114,218		療養給付費	178,626				
保険者努力支援分	133,781,000		療養費	0				
特別調整交付金分	146,752,000		小計	178,626				
都道府県繰入金(2等分)	211,848,000		高額療養費	0				
特定健康診査等負担金	69,772,000		高額介護合算療養費	0				
保険給付費等交付金(特別交付金)計	562,154,000		移送費	0				
財政安定化基金交付金	0		退職被保険者等分計	178,626				
その他	0		審査支払手数料	56,308,316				
計	21,396,268,218		計	21,047,842,230				
連合会支出金	0		国民健康保険					
保険基礎安定(保険税軽減分)	1,062,517,068	0	医療給付費					
保険基礎安定(保険者支援分)	818,854,884	0	一般被保険者分	6,906,257,371				
職員給与等	538,059,538	0	退職被保険者等分	12,749,886				
出産育児一時金等	70,608,920	0	医療給付費分計	6,919,007,257				
財政安定化支援事業	89,493,000	0	一般被保険者分	2,268,587,492	2,268,587,492			
その他	500,105,594	0	退職被保険者等分	0	0			
計	2,890,638,904	0	後期高齢者支援金等分計	2,268,587,492	2,268,587,492			
直診勘定繰入金	0	0	介護納付金分	849,197,682		849,197,682		
その他の収入	207,299,408	0	計	10,036,792,431	2,268,587,492	849,197,682		
			財政安定化基金拠出金	0				
			保健事業費	28,398,471				
			特定健康診査等事業費	225,025,793				
			健康管理センター事業費	0				
			計	253,424,264				
			保険給付費等交付金償還金	0				
			直診勘定繰出金	0				
			その他の支出	58,579,820	0	0		
小計(単年度収入) A	32,211,569,387	1,829,383,862	689,657,007	小計(単年度支出) B	31,973,955,783	2,268,587,492	849,197,682	
				単年度収支差(A-B)	237,613,604	-439,203,630	-159,530,675	

基金繰入金 C	0		基金積立金 F	500,135,942
繰越金 D	2,556,603,454		前年度繰上充用金 G	0
市町村債 E	0		公債費 H	0
うち財政安定化基金貸付金	0		うち財政安定化基金償還金	0
収入合計(A+C+D+E)	34,768,172,841		支出合計(B+F+G+H)	32,474,091,725
			収支差引繰(収入合計-支出合計)	2,294,081,116
			うち次年度への繰越金 I	2,294,081,116
			うち基金積立金 J	0

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	836,577	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	500,135,942		
収支差引繰のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	500,972,519		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	500,972,519	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	2,294,081,116	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計(a+b+c+d)	2,795,053,635	負債合計(e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	2,795,053,635

備考 作成者氏名 印

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:34

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)
(令和2年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-0002

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	7,534,219,575	6,998,312,542	26,399,324	176,400	535,731,633	1,220,400
	滞納繰越分	2,892,171,111	583,183,073	1,211,036	406,145,453	1,902,842,585	0
	計	10,426,390,686	7,581,495,615	27,610,360	406,320,853	2,438,574,218	1,220,400

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	療養給付費	計	18,179,200,025	18,213,936,331	34,736,306	0
		現年度分(再掲)	18,179,200,025	18,213,936,331	34,736,306	0
	療養費	計	125,722,422	125,856,554	133,132	0
		現年度分(再掲)	125,722,422	125,856,554	133,132	0
	高額療養費	2,518,138,328	2,521,184,893	3,046,565	0	
	高額介護合算療養費	1,218,022	1,218,022	0	0	
	移送費	0	0	0	0	
	その他の保険給付費	127,835,135	128,960,489	1,025,354	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.48	0.00	18,800	28,200

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.44	0.00	6,800	10,100

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.14	0.00	7,900	8,400

5. 備考

取 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
92.90%	20.16%	72.72%
備考	作成者氏名 印	

入力完了日:2021.08.11-13:13:34

印刷日:2021.08.11-13:14:34

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
------------	----------	---------------

保険料の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 8
	保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
	千円 6,401,786	千円 737,313	千円 47,903	千円 143,710	千円 491,246	①増・2減	千円 52,124	千円 5,033,738	
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,634,529	千円 0	千円 1,432,748	千円 1,334,509	% 6.48	% 0.00	円 18,800	円 28,200		
56.77%	0.00%	22.38%	20.85%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 57,100,687	千円 0	47,323	24,635	361	21,413	795	76,210	千円 630	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考	作成者
	氏名
	印

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均	(1)	(2)
一賦課の別	均一賦課	不均一賦課 []

保険料 の別	(1) 料	(2) 税	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料(税) 徴収回数	回 8
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 2,429,696	千円 257,027	千円 17,655	千円 51,870	千円 231,476	1増・(2)減	千円 52,826	千円 1,818,842		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,433,506	千円 0	千円 518,228	千円 477,962	% 2.44	% 0.00	円 6,800	円 10,100		
59.00%	0.00%	21.33%	19.67%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 57,100,687	千円 0	47,323	24,635	361	21,413	1,205	76,210	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 8
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 872,260	千円 43,523	千円 9,878	千円 19,550	千円 73,045	1増・2減	千円 44,624	千円 681,640		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 503,665	千円 0	千円 195,723	千円 172,872	% 2.14	% 0.00	円 7,900	円 8,400		
57.74%	0.00%	22.44%	19.82%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 23,536,037	千円 0	20,580	0	251	8,871	485	24,775	千円 170	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 2年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		他法負担分	
			円	円	円	円
療養の給付等	1,138,270	24,861,502,662	18,179,138,925	5,352,068,811	1,330,294,926	
食事療養・生活療養（再掲）	14,659	431,621,369	234,151,131	193,677,448	3,792,790	
食事療養・生活療養	26		61,100	-61,100	0	
療養費	707	9,572,999	6,922,637	2,617,706	32,656	
補装具	847	29,222,612	21,797,606	7,186,311	328,695	
柔道整復師	14,595	89,144,013	65,045,898	21,130,296	2,967,819	
アンマ・マッサージ	712	20,885,610	14,748,871	6,136,739	0	
ハリ・キョウ	1,703	24,089,860	17,297,410	6,772,450	0	
その他	0	0	0	0	0	
小計	18,564	172,895,094	125,722,422	43,843,502	3,329,170	
海外療養費（再掲）	1	14,626	10,238	4,388	0	
移送費	0	0	0	0	0	
計	1,156,860	25,034,397,756	18,304,922,447	5,395,851,213	1,333,624,096	

(2) 前期高齢者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		他法負担分	
			円	円	円	円
療養の給付等	661,255	13,409,535,998	10,155,757,338	3,170,400,627	83,378,033	
食事療養・生活療養（再掲）	7,310	156,905,277	69,875,738	86,645,699	383,840	
食事療養・生活療養	8		15,300	-15,300	0	
療養費	8,901	77,961,941	59,086,819	18,872,518	2,604	
海外療養費（再掲）	1	14,626	10,238	4,388	0	
移送費	0	0	0	0	0	
計	670,164	13,487,497,939	10,214,859,457	3,189,257,845	83,380,637	

(3) 70歳以上一般分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		他法負担分	
			円	円	円	円
療養の給付等	382,983	8,175,507,427	6,506,201,247	1,621,620,651	47,685,629	
食事療養・生活療養（再掲）	4,649	104,442,908	47,461,813	56,835,535	145,560	
食事療養・生活療養	4		6,950	-6,950	0	
療養費	4,891	44,486,260	35,670,916	8,810,860	4,484	
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
計	387,878	8,219,993,687	6,541,879,113	1,630,424,461	47,690,113	

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		他法負担分	
			円	円	円	円
療養の給付等	32,854	634,787,420	442,731,387	186,878,767	5,177,266	
食事療養・生活療養（再掲）	323	4,413,850	1,469,940	2,920,910	23,000	
食事療養・生活療養	0		0	0	0	
療養費	438	3,802,981	2,662,030	1,140,951	0	
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
計	33,292	638,590,401	445,393,417	188,019,718	5,177,266	

(5) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分		他法負担分	
			円	円	円	円
療養の給付等	22,483	352,652,223	281,198,629	24,113,016	47,340,578	
食事療養（再掲）	140	2,383,453	983,613	732,690	667,150	
食事療養	0		0	0	0	
療養費	68	1,855,033	1,484,021	0	371,012	
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
計	22,551	354,507,256	282,682,650	24,113,016	47,711,590	

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

入力完了日:2021.08.11-13:13:34

印刷日:2021.08.11-13:14:35

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 2年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	4,596	17,111	5,842	3,776	8,401	8,002	0	47,728	21,168
	高額療養費(円)	102,407,046	149,011,379	494,209,751	295,082,216	1,144,513,824	332,914,112	0	2,518,138,328	2,117,263,810
(再掲)前期 高齢者分	件数	2,059	16,052	1,350	241	4,714	6,285	0	30,701	
	高額療養費(円)	40,480,363	126,801,174	112,922,180	17,392,530	639,817,935	216,686,307	0	1,154,010,389	
(再掲)70歳以上 一般分	件数	1,370	15,590	340	180	3,381	5,345	0	26,154	
	高額療養費(円)	14,831,027	109,313,645	25,802,402	7,043,212	356,672,209	169,255,766	0	682,917,861	
(再掲)70歳以上現役 並み所得者分	件数	156	184	59	0	117	94	0	610	
	高額療養費(円)	6,311,286	4,220,402	8,070,432	0	22,681,479	4,436,096	0	43,718,685	
(再掲)未就学児分	件数	34	53	18	0	148	8	0	261	
	高額療養費(円)	1,684,644	1,703,634	619,275	0	25,845,173	388,613	0	30,241,339	
長期高額特定疾病該当者数								211人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	44
給付額(円)	1,218,022

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	251	440	31	0	0	722
給付額(円)	105,212,000	22,000,000	995,179	0	0	128,207,179

備考		作成者	
		氏名	印

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:35

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
（令和 2年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

5. 療養の給付等内訳
(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	15,735件	248,277日	8,406,035,791円
	入院外	628,363	946,745	9,883,528,932
	歯科	157,368	257,230	2,011,570,500
	小計	801,466	1,452,252	20,301,135,223
	調剤	333,199 (396,750枚)	3,899,570,440
食事療養・生活療養		(14,659) (648,913回)	431,621,369
訪問看護		3,605	20,972	229,175,630
合計		1,138,270	1,473,224	24,861,502,662

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,772件	95,249日	4,502,967,235円
	入院外	376,307	547,474	5,475,961,026
	歯科	84,310	139,008	1,059,215,190
	小計	468,389	781,731	11,038,143,451
	調剤	192,306 (222,376枚)	2,178,681,870
食事療養・生活療養		(7,310) (230,343回)	156,905,277
訪問看護		560	3,288	35,805,400
合計		661,255	785,019	13,409,535,998

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	4,910件	63,037日	2,866,099,333円
	入院外	219,328	322,262	3,281,205,076
	歯科	46,126	76,836	588,756,520
	小計	270,364	462,135	6,736,060,929
	調剤	112,316 (130,284枚)	1,313,411,300
食事療養・生活療養		(4,649) (152,997回)	104,442,908
訪問看護		303	1,972	21,592,290
合計		382,983	464,107	8,175,507,427

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	355件	3,189日	190,843,050円
	入院外	18,668	26,302	270,921,060
	歯科	4,468	7,276	54,312,160
	小計	23,491	36,767	516,076,270
	調剤	9,355 (10,785枚)	113,832,830
食事療養・生活療養		(323) (6,675回)	4,413,850
訪問看護		8	49	464,470
合計		32,854	36,816	634,787,420

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	210件	1,700日	153,767,430円
	入院外	12,357	16,647	115,931,800
	歯科	3,180	4,393	39,078,540
	小計	15,747	22,740	308,777,770
	調剤	6,661 (8,150枚)	35,743,750
食事療養		(140) (3,764回)	2,383,453
訪問看護		75	391	5,747,250
合計		22,483	23,131	352,652,223

備考	作成者	
	氏名	印

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:35

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 2年度)

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	0	0
	計	1	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出		
科目	収入額 (円)	科目	支出額 (円)	
保険料 (税) 医療給付費分	5,927,268	医療給付費	療養給付費	178,626
保険給付費等交付金 (普通交付金)	0		療養費	0
その他の収入	4,042,154		小計	178,626
合計	9,969,422		高額療養費	0
			高額介護合算療養費	0
			移送費	0
			計	178,626
			国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	12,749,886
			その他の支出	20,824
			前年度繰上充用金	0
		合計	12,949,336	

2. 保険料 (税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	58,425	58,425	0	0	0	0
滞納繰越分	43,170,431	9,128,457	0	4,271,656	29,770,318	0
計	43,228,856	9,186,882	0	4,271,656	29,770,318	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	176,176	178,626	2,450	0	0
	現年度分 (再掲)	176,176	178,626	2,450	0	0
療養費	計	-2,884	0	2,884	0	0
	現年度分 (再掲)	-2,884	0	2,884	0	0
高額療養費		-840	0	840	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計
	100.00%	21.15%	21.25%
備考			
	作成者氏名	印	

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:35

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 2年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
0	0	0	0	0	①増・2減	44	44
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円	千円	千円	千円				
0	0	0	0				
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円	千円						
0	0	0	0	0	0	0	0

備 考	作成者	
	氏名	印

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:35

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	①着 - 2減	千円 14	千円 14
保険料（税）算定額内訳							
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備 考	作成者
	氏名 印

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 2 年度）

都道府県名	愛知県
保 険 者 名	豊橋市
都道府県・保険者番号	2 3 - 0 0 2

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

療 養 の 給 付 等	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
	8	251,680	176,176	76,422	-918
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食 事 療 養	0	0	0	0	0
診 療 費	0	0	0	0	0
補 装 具	0	0	0	0	0
柔 道 整 復 師	0	0	0	2,256	-2,256
ア ン マ ・ マ ッ サ ー ジ	-1	-900	-630	-270	0
ハ リ ・ キ ュ ウ	-1	-3,220	-2,254	-966	0
そ の 他	0	0	0	0	0
小 計	-2	-4,120	-2,884	1,020	-2,256
海 外 療 養 費 （再 掲）	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	6	247,560	173,292	77,442	-3,174

(2) 未就学児分再掲

療 養 の 給 付 等	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食 事 療 養	0	0	0	0	0
療 養 費	0	0	0	0	0
海 外 療 養 費 （再 掲）	0	0	0	0	0
移 送 費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	合 算 分	単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分			
総 数	件 数	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	-840	-840
（再掲） 未就学児分	件 数	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数						0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	0
給付額 (円)	0

備 考		作成者 氏 名		印
-----	--	------------	--	---

フィック完了日:2021.08.11-13:13:34

印刷日:2021.08.11-13:14:35

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 （令和 2年度）

都道府県名	愛知県
保険者名	豊橋市
都道府県・保険者番号	23-002

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費			円			円
入院	0	0	0	0	0	-2,400
入院外	8	10	199,480	-2	-2	-6,560
歯科	2	2	60,900	-1	-1	-4,990
小計	10	12	260,380	-3	-3	-13,950
調剤	1	(2枚)	5,250	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0	0	0	0
合計	11	12	265,630	-3	-3	-13,950

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費			円
入院	0	0	0
入院外	0	0	0
歯科	0	0	0
小計	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

入力完了日: 2021.08.11-13:13:34

印刷日: 2021.08.11-13:14:36

国民年金

一国民年金のあゆみ一

昭和34年8月	民生課援護係にて福祉年金事務を開始
11月	福祉年金支給開始
昭和35年8月	国民年金適用世帯調査を実施
10月	拠出年金資格者の受付開始
昭和36年4月	拠出制国民年金制度（保険料納付事務）が発足 保険料34歳までの者月額100円、35歳以上の者月額150円
昭和37年1月	厚生部社会年金課国民年金係を新設
5月	福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和38年9月	福祉年金額の引き上げ
昭和39年1月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
4月	機構改革により社会年金課を廃止、保険年金課国民年金係を設置
8月	障害福祉年金の障害範囲の拡大
昭和40年8月	”
9月	福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和41年4月	国民年金手帳の更新
12月	障害福祉年金の障害範囲の拡大
昭和42年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料34歳までの者月額200円、35歳以上の者月額250円 福祉年金額の引き上げ
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
11月	住民基本台帳法に基づき、住民課窓口において、すべての受付事務開始
昭和43年1月	福祉年金額の引き上げ
4月	機構改革により窓口を新設し、併せて年金係と改称、事務処理方法の改善を図る
10月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 福祉年金額の引き上げ
昭和44年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料34歳までの者月額250円、35歳以上の者月額300円
10月	公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ 福祉年金額の引き上げ
昭和45年1月	国民年金法の改正により高齢任意加入の受付開始（5年年金）
7月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料一律月額450円
10月	所得比例制（附加保険料）の導入、福祉年金額の引き上げ 夫婦年金の支給制限撤廃、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和46年1月	農業者年金の発足に伴い、農業者年金加入者の所得比例制強制加入の適用 公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
4月	国民年金手帳の更新、10年年金の支給開始
11月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和47年4月	保険料規則検認（納付書方式）の採用
7月	拠出制国民年金保険料の引き上げ、保険料一律月額550円
10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和48年10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
11月	国民年金法改正により高齢任意加入の受付開始（再開5年年金）
12月	老齢特別納付金の受付開始（谷間年金）
昭和49年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額900円）、同年金額の引き上げ
4月	障害福祉年金の支給範囲の拡大（2級障害者までに拡大）
9月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 拠出制年金額の引き上げ（16.1%）
昭和50年1月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額1,100円）
9月	拠出制年金額の引き上げ（41.5%）

昭和51年4月	10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額1,400円）
	9月	拠出制年金額の引き上げ
昭和52年4月	10月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額2,200円）
	7月	拠出制年金額の引き上げ（9.4%）
昭和53年4月	8月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額2,730円） 拠出制年金額の引き上げ（6.7%）
	7月	国民年金法改正により特別納付受付開始（無年金者救済制度）
昭和54年4月	8月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 拠出制国民年金保険料引き上げ（月額3,300円）
	7月	拠出制年金額の引き上げ（3.4%）
昭和55年4月	8月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額3,770円）
	7月	国民年金法改正により基本年金額の引き上げ（1,300円→1,680円）
	8月	公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 母子年金に母子加算制度創設（月額15,000円）
昭和56年4月		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額4,500円）
	7月	拠出制年金額の引き上げ（7.8%）
	8月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 老齢福祉年金の扶養義務者等の所得に係る一部停止の措置実施
昭和57年4月		国民年金保険料の口座振替納付制度採用 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額5,200円）
	8月	拠出制年金額の引き上げ（4.0%）
	9月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和58年4月		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額5,830円）
昭和59年4月		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額6,220円）
	5月	拠出制年金額の引き上げ（2.0%）
	6月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ
昭和60年4月		国民年金法等の改正、拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額6,740円）
	5月	拠出制年金額の引き上げ（3.4%）
	6月	福祉年金額の引き上げ、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和61年4月		国民年金法等の改正により新しい国民年金が施行される。 拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,100円） 福祉年金額及び旧拠出制年金額の引き上げ（2.7%） 国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.8%） 福祉年金の公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
昭和62年4月		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,400円） 福祉年金額の引き上げ（0.73%）、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ 旧拠出制年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.6%）
昭和63年2月		旧国民年金法による老齢年金の支払期日の変更
	4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額7,700円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.1%） 福祉年金額の引き上げ（0.1%）、公的年金受給者の併給限度額の引き上げ
平成元年4月		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額8,000円） 旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ 福祉年金額の引き上げ
平成2年2月		旧拠出制国民年金及び国民年金（基礎年金）の支払期日の変更
		拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額8,400円）
	4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（2.3%） 福祉年金額の引き上げ（2.3%）

平成3年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額9,000円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.1%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（3.1%）</p>
平成4年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額9,700円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（3.3%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（3.3%）</p>
平成5年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額10,500円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.6%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（1.6%）</p>
平成6年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額11,100円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.3%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（1.3%）</p>
10月	旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ
平成7年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額11,700円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（0.7%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（0.7%）、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ</p> <p>国民年金の高齢任意加入の特例、短期在留外国人への制度脱退に伴う一時金の支給</p> <p>第3号被保険者届洩れ者の届出の特例</p>
平成8年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額12,300円）</p> <p>公的年金受給者の併給限度額の引き上げ</p>
平成9年1月	基礎年金番号の導入
4月	拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額12,800円）
平成10年4月	<p>拠出制国民年金保険料の引き上げ（月額13,300円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.8%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（1.8%）、公的年金受給権者の併給限度額の引き上げ</p>
平成11年4月	<p>拠出制国民年金保険料は凍結（月額13,300円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き上げ（1.031%）</p> <p>福祉年金額の引き上げ（1.031%）</p>
平成12年4月	<p>拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置</p> <p>福祉年金額は改定を行なわない特例措置</p> <p>学生の国民年金保険料の納付特例の創設</p>
平成13年4月	<p>拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置</p> <p>福祉年金額は改定を行なわない特例措置</p>
平成14年4月	<p>拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円）</p> <p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は改定を行なわない特例措置</p> <p>福祉年金額は改定を行なわない特例措置</p> <p>地方分権の推進に伴う事務処理体制の変更</p> <p>（機関委任事務から法定受託事務になり徴収関係や第3号被保険者届出等事務が変更）</p> <p>国民年金保険料の半額免除制度の創設</p>
平成15年4月	<p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（0.9%）</p> <p>福祉年金額の引き下げ（0.9%）</p> <p>拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円）</p>
平成16年4月	<p>旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（1.2%）</p> <p>福祉年金額の引き下げ（1.2%）</p> <p>拠出制国民年金保険料は据え置く（月額13,300円）</p>
平成17年4月	<p>拠出制国民年金保険料（月額13,580円）</p> <p>若年者納付猶予制度の創設</p> <p>特別障害者給付金制度の創設</p> <p>第3号被保険者届出洩れ者の届出の特例</p>
平成18年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（0.3%）

	福祉年金額の引き下げ (0.3%)
	特別障害者給付金額の引き下げ (0.3%)
	障害基礎年金と老齢厚生・遺族厚生年金が併給可能に改正
平成18年7月	旧拠出制国民年金保険料 (月額13,860円)
平成19年4月	国民年金保険料の多段階・継続免除制度の導入
	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き
	福祉年金額は据え置き
	特別障害者給付金額の引き上げ (0.3%)
	拠出制国民年金保険料 (月額14,100円)
平成20年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き
	福祉年金額は据え置き
	拠出制国民年金保険料 (月額14,410円)
	学生納付特例継続制度の創設
平成21年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き
	福祉年金額は据え置き
	特別障害者給付金額の引き上げ (1級 50,700円 2級 40,560円)
	拠出制国民年金保険料 (月額14,660円)
	国庫負担金の増による国民年金保険料免除制度の段階ごと年金額の引き上げ (1/3~5/6から1/2~7/8)
平成22年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き
	福祉年金額は据え置き
	特別障害者給付金額の引き下げ (1級 50,000円 2級 40,000円)
	拠出制国民年金保険料 (月額15,100円)
平成23年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額の引き下げ (0.4%)
	福祉年金額の引き下げ (0.4%)
	特別障害者給付金額の引き下げ (1級 49,650円 2級 39,720円)
	拠出制国民年金保険料 (月額15,020円)
平成24年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額の引き下げ (0.3%)
	福祉年金額の引き下げ (0.3%)
	特別障害者給付金額の引き下げ (1級 49,500円 2級 39,600円)
	拠出制国民年金保険料 (月額14,980円)
10月	後納制度開始 (平成27年9月30日までの3年間時限立法)
平成25年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き
	福祉年金額は据え置き
	特別障害者給付金額は据え置き
	拠出制国民年金保険料 (月額15,040円)
10月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額の引き下げ (1.0%)
	福祉年金額の引き下げ (1.0%)
平成26年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額の引き下げ (0.7%)
	福祉年金額の引き下げ (0.7%)
	特別障害者給付金額の引き上げ (1級 49,700円 2級 39,760円)
	拠出制国民年金保険料 (月額15,250円)
平成27年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額の引き上げ (0.9%)
	福祉年金額の引き上げ (0.9%)
	特別障害者給付金額の引き上げ (1級 51,050円 2級 40,840円)
	拠出制国民年金保険料 (月額15,590円)
10月	5年後納制度の開始 (平成30年9月30日までの3年間時限立法)
平成28年4月	旧拠出制国民年金額及び国民年金 (基礎年金) 額は据え置き (端数処理変更あり)
	福祉年金額は据え置き
	特別障害者給付金額の引き上げ (1級 51,450円 2級 41,160円)
	拠出制国民年金保険料 (月額16,260円)
7月	納付猶予制度の対象者拡大 (30歳未満→50歳未満)

平成29年4月	旧抛出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額の引き下げ（0.1%） 福祉年金額の引き下げ（0.1%）
平成29年4月	特別障害者給付金額の引き下げ（1級 51,400円 2級 41,120円） 抛出制国民年金保険料（月額16,490円） 国民年金保険料の現金、クレジットカードでの2年前納開始
8月	受給資格期間の短縮（25年→10年）
平成30年4月	旧抛出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は据え置き 特別障害者給付金額の引き上げ（1級 51,650円 2級 41,320円） 抛出制国民年金保険料（月額16,340円）
平成31年4月	旧抛出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は引き上げ（0.1%） 特別障害者給付金額の引き上げ（1級 52,150円 2級 41,720円） 抛出制国民年金保険料（月額16,410円） 年金生活者支援給付金請求書受付開始（給付は10月分から） 産前産後期間の保険料免除制度の開始
令和2年4月	旧抛出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は引き上げ（0.2%） 特別障害者給付金額の引き上げ（1級 52,450円 2級 41,960円） 抛出制国民年金保険料（月額16,540円）
令和3年4月	旧抛出制国民年金額及び国民年金（基礎年金）額は引き下げ（0.1%） 抛出制国民年金保険料（月額16,610円）

— 基 礎 年 金 —

1. 現存被保険者数及び異動状況

年度	前年度末 現存被保 険者数	年 間 の 異 動 状 況							本年度末 現存被保 険者数
		増 加			減 少			差引 増 (△減)	
		資格取得	転入	喪失取消	転出	資格喪失	取得取消		
23	88,356	16,823	2,559	276	2,685	18,634	346	△ 2,007	86,349
24	86,349	17,369	2,584	238	2,617	18,639	262	△ 1,327	85,022
25	85,022	18,491	2,695	436	2,678	19,851	469	△ 1,376	83,646
26	83,646	17,208	2,591	148	2,652	19,130	270	△ 2,105	81,541
27	81,541	17,436	2,591	229	2,619	19,417	329	△ 2,109	79,432
28	79,432	17,153	2,346	148	2,573	19,832	245	△ 3,003	76,429
29	76,429	18,059	2,318	150	2,529	19,933	267	△ 2,202	74,227
30	74,227	20,520	2,658	186	3,228	21,324	295	△ 1,483	72,744
31	72,744	20,999	2,433	178	2,964	21,711	276	△ 1,341	71,403
2	71,403	18,036	2,463	151	2,602	18,778	255	△ 985	70,418
3	70,418	17,180	2,463	146	2,611	18,963	210	△ 1,995	68,423

2. 免除・学生納付特例・産前産後免除状況

年度	強制加入被保 険者 (A) (人)	免 除 ・ 若 年 者 納 付 猶 予 ・ 学 保 険 料 免 除 者				
		法定	全額	3/4	半額	1/4
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
23	52,355	2,598	5,002	644	404	218
24	51,545	2,669	5,241	640	454	265
25	50,509	2,631	5,287	704	445	195
26	48,793	2,585	5,158	716	495	215
27	47,049	2,605	5,037	546	306	164
28	44,737	2,653	4,666	417	238	125
29	43,309	2,708	4,717	396	284	169
30	42,505	2,748	4,602	377	262	152
元	41,977	2,868	4,913	382	291	150
2	41,744	3,066	5,367	365	232	141
3	40,841	3,245	5,297	379	284	142

(単位：人)

被 保 険 者 の 性 別 内 訳											
第 1 号			任 意			第 3 号			計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
26,713	25,642	52,355	221	477	698	253	33,043	33,296	27,187	59,162	86,349
26,430	25,115	51,545	210	400	610	277	32,590	32,867	26,917	58,105	85,022
25,934	24,575	50,509	201	381	582	268	32,287	32,555	26,403	57,243	83,646
25,034	23,759	48,793	172	357	529	259	31,960	32,219	25,465	56,076	81,541
24,260	22,789	47,049	171	324	495	267	31,621	31,888	24,698	54,734	79,432
23,255	21,482	44,737	162	310	472	240	30,980	31,220	23,657	52,772	76,429
22,395	20,914	43,309	142	287	429	235	30,254	30,489	22,772	50,735	73,507
22,144	20,361	42,505	154	306	460	249	29,530	29,779	22,547	50,197	72,744
21,888	20,089	41,977	148	326	474	271	28,681	28,952	22,307	49,096	71,403
21,751	19,993	41,744	153	328	481	279	27,914	28,193	22,183	48,235	70,418
21,377	19,464	40,841	169	312	481	258	26,843	27,101	21,804	46,619	68,423

生 納 付 特 例			産前産後 免除者 (E)	免除率 ((B) + (C) + (D) + (E)) / (A)
合計 (B)	若年者納付 猶予者 (C)	学生納付 特例者 (D)		
(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
8,866	865	4,477		27.1
9,269	1,039	4,620		29.0
9,262	1,076	4,628		29.6
9,169	1,017	4,652		30.4
8,658	1,008	4,692		30.5
8,099	1,259	4,734		31.5
8,274	1,419	4,773		33.4
8,141	1,467	4,910		34.2
8,604	1,560	4,896	31	36.0
9,171	1,562	4,928	29	37.6
9,347	1,572	4,739	24	38.4

※産前産後免除制度は、平成31年4月1日施行

3. 基礎年金及び死亡一時金給付状況

年 度	老齢年金		通算老齢年金		老齢基礎年金		障害基礎年金(※1)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
23	3,606	1,732,250,000	2,272	492,254,500	66,484	45,573,289,900	4,136	3,613,376,000
24	3,130	1,507,993,000	2,027	439,965,600	70,634	48,432,223,100	4,259	3,700,104,200
25	2,668	1,290,994,300	1,810	394,417,800	74,487	51,155,998,800	4,324	3,744,975,900
26	2,253	1,079,288,600	1,606	346,446,200	78,318	53,096,400,000	4,364	3,711,632,500
27	1,898	922,040,000	1,396	304,022,600	81,241	55,718,962,649	4,461	3,828,612,175
28	1,548	758,473,716	1,182	262,432,398	83,499	57,390,586,544	4,644	3,979,674,447
29	1,259	619,814,144	994	221,017,558	86,634	59,033,325,320	4,822	4,133,331,209
30	1,023	504,488,340	840	186,352,985	88,199	60,167,976,618	5,018	4,297,707,859
元	843	418,652,618	687	154,768,709	89,513	61,225,157,388	5,212	4,460,890,697
2	683	339,903,072	566	129,133,817	90,618	62,240,487,526	5,438	4,662,699,747
3	534	268,111,546	447	101,492,723	91,425	62,832,115,104	5,681	4,868,460,259

(※1) 障害基礎年金欄には障害年金を、遺族基礎年金欄には母子年金・遺児年金を加えて掲載。

4. 基礎年金等事務費決算状況

年 度	年間平均	歳入額	歳出額			現要額 (D)
	被保険者等(※) (A)	交付金 (B)	人件費	物件費	計 (C)	
	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	
23	52,862	64,955,065	51,863,676	16,593,747	68,412,874	68,412,874
24	51,687	67,495,988	49,553,425	22,342,342	71,895,767	71,895,767
25	50,604	58,699,215	50,004,722	11,324,966	61,329,688	61,329,688
26	49,207	64,659,277	54,085,323	13,260,551	67,345,874	67,345,874
27	47,549	60,370,499	54,244,165	11,355,416	65,599,581	65,599,581
28	45,605	54,632,795	42,540,619	12,008,698	54,549,317	54,549,317
29	43,403	58,028,687	44,592,228	13,518,842	58,111,070	58,111,070
30	42,072	60,529,826	41,291,042	20,411,727	61,702,769	61,702,769
元	41,406	57,212,753	41,430,425	15,757,111	57,187,536	57,187,536
2	54,078	50,595,690	35,903,079	14,675,437	50,578,516	50,578,516
3	53,318	53,964,963	37,951,097	16,013,866	53,964,963	53,964,963

(※) ・令和元年度以前は、「第1号被保険者数」

・令和2年度から、「第1号被保険者数」、「受給権者数」及び「保険料免除者数」の合計
(交付金の算定方法変更による)

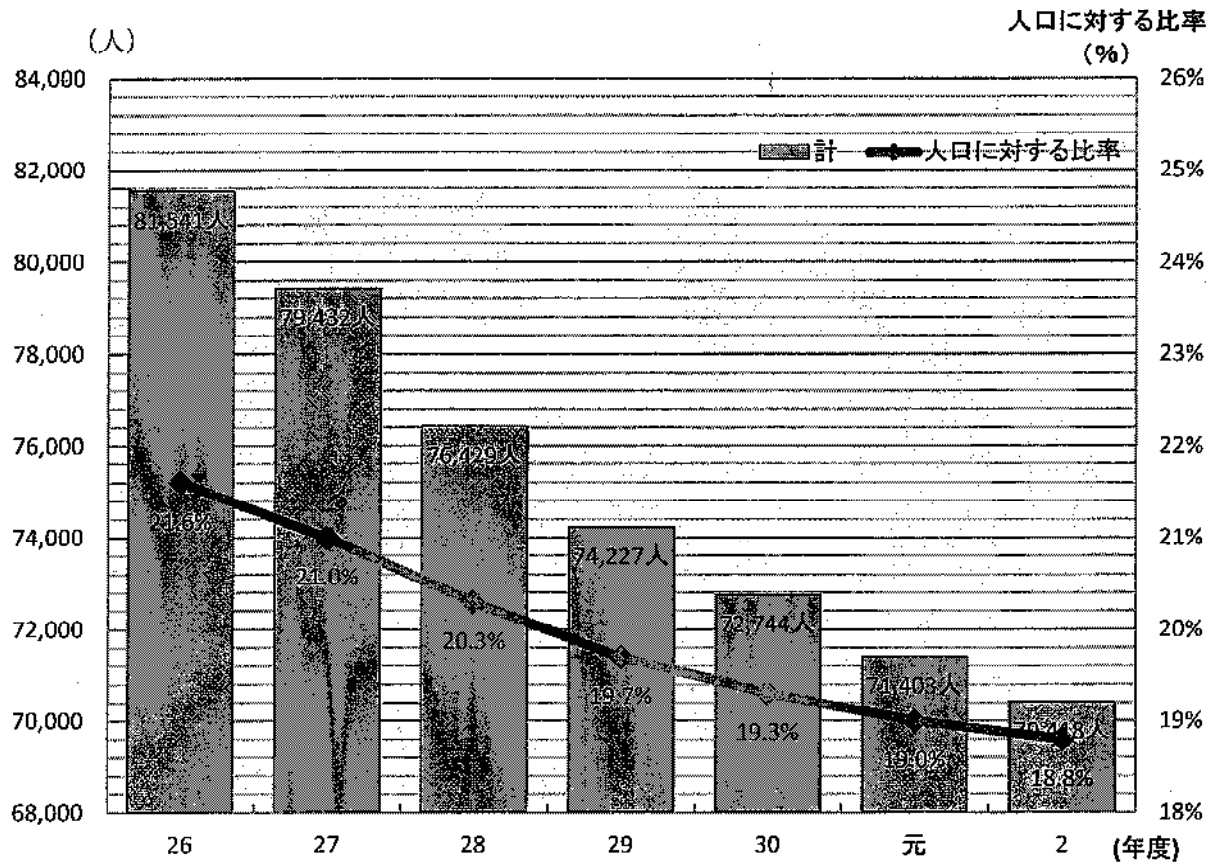
遺族基礎年金		寡婦年金		計		死亡一時金(※2)	
件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
67	67,006,800	68	31,348,200	76,633	51,509,525,400	87	12,815,500
68	68,806,000	57	26,746,200	80,175	54,175,838,100	109	16,947,500
65	66,526,500	46	21,797,800	83,400	56,674,711,100	98	14,193,500
64	65,885,200	43	20,015,800	86,648	58,319,668,300	79	11,232,100
65	68,260,300	42	19,871,075	89,103	60,861,768,799	81	12,495,500
66	66,774,900	34	16,067,471	90,973	62,474,009,476	62	9,598,500
66	68,598,800	32	15,291,737	93,807	64,091,378,768	72	10,682,000
63	66,859,100	30	14,274,564	95,173	65,237,659,466	60	9,167,000
55	60,042,000	28	13,267,594	96,338	66,332,779,006	56	8,020,500
57	62,699,200	23	10,366,790	97,385	67,445,290,152	62	9,140,500
59	65,711,800	25	11,420,157	98,171	68,147,371,589	6	1,178,500

(※2) 令和3年度～豊橋市役所受付分

差引額 (D-B)	被保険者1人当たり額			交付率
	交付額 (B) (A)	歳出 (C) (A)	現要額 (D) (A)	(B) (D)
(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
3,457,809	1,229	1,294	1,294	95
4,399,779	1,306	1,391	1,391	94
2,630,473	1,160	1,212	1,212	96
2,686,597	1,314	1,369	1,369	96
5,229,082	1,270	1,380	1,380	92
-83,478	1,198	1,196	1,196	100
82,383	1,337	1,339	1,339	100
1,172,943	1,439	1,467	1,467	98
-25,217	1,382	1,381	1,381	100
-17,174	936	935	935	100
0	1,012	1,012	1,012	100

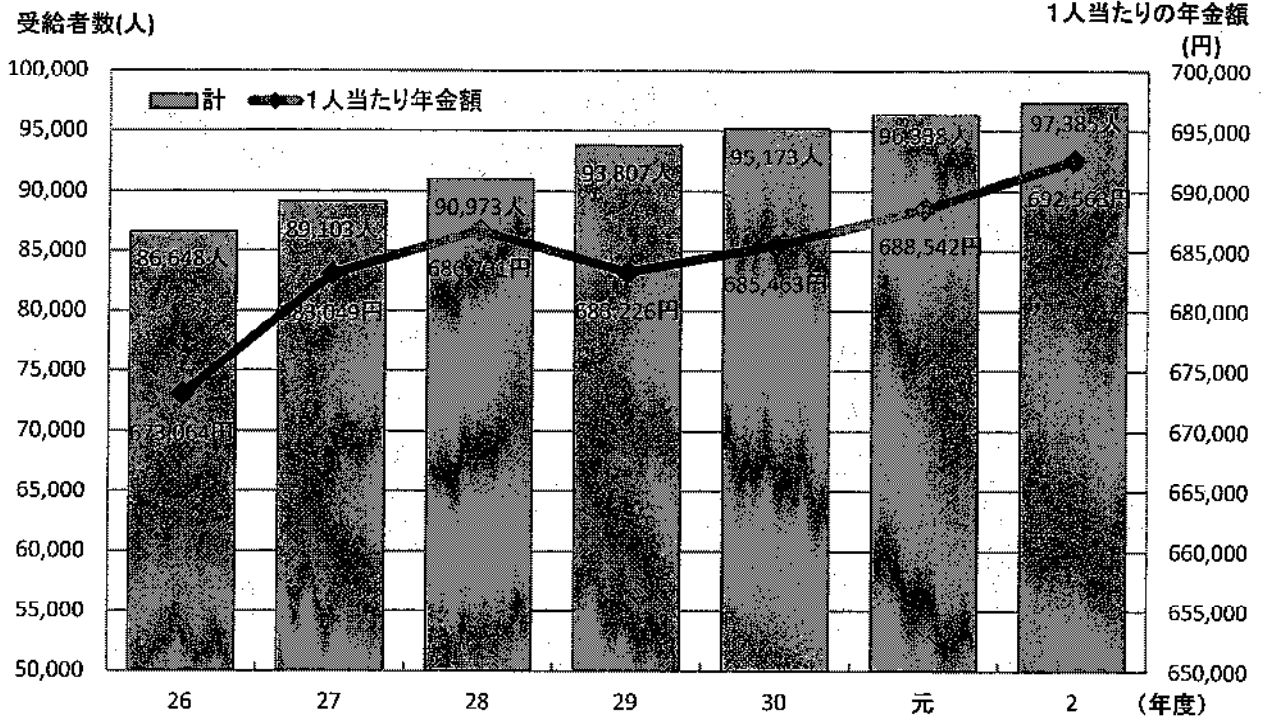
— 豊橋市の国民年金事業の推移 —

1. 被保険者



区分 年度	総人口 (行政課) 人	被保険者数			
		第1号		第3号	計
		強制	任意		
人	人	人	人	人	
26	378,334	48,793	529	32,219	81,541
27	377,964	47,049	495	31,888	79,432
28	377,331	44,737	472	31,220	76,429
29	376,797	43,309	429	30,489	74,227
30	376,181	42,505	460	29,779	72,744
元	376,141	41,977	474	28,952	71,403
2	373,833	41,744	481	28,193	70,418

2. 拠出年金給付状況



区分		年度						
		26	27	28	29	30	元	2
受給者数	老齢基礎	78,318人	81,241人	83,499人	86,634人	88,199人	89,513人	90,618人
	老齢	2,253	1,898	1,548	1,259	1,023	843	683
	通算老齢	1,606	1,396	1,182	994	840	687	566
	障害基礎	4,255	4,362	4,555	4,742	4,945	5,145	5,377
	障害	109	99	89	80	73	67	61
	遺族基礎	64	65	66	66	63	55	57
	母子・準母子	0	0	0	0	0	0	0
	遺児	0	0	0	0	0	0	0
	寡婦	43	42	34	32	30	28	23
	計	86,648 千円	89,103 千円	90,973 千円	93,807 千円	95,173 千円	96,338 千円	97,385 千円
年金額(千円未満切捨)	58,319,668 円	60,861,768 円	62,474,009 円	64,091,379 円	65,237,659 円	66,332,779 円	67,445,290 円	
1人当たり年金額	673,064	683,049	686,731	683,226	685,463	688,542	692,563	

後期高齢者福祉医療費 助成事業

後期高齢者福祉医療費助成制度

助成対象者

後期高齢者医療に加入している者で、下記の条件に該当する者について、医療費の一部負担金を助成

令和3年3月末現在

対象者	条件	所得制限	受給者数	財源
1 身体・知的障害者	障害者医療該当者 (身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋委縮症4級～6級、療育手帳A・B判定、自閉症状群(診断書が必要))	なし	5,352	
2 母子・父子家庭等	母子家庭等医療該当者	母子家庭等医療の所得制限(児童扶養手当)を準用	0	
3 戦傷病者手帳所持者	戦傷病者手帳所持者	障害児福祉手当所得制限額準用	2	県1/2 市1/2
4 精神措置入院	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者	なし	0	
5 結核勧告入院	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定による命令入所患者及び命令入所患者と同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は中核市の市長が認めた者	なし	0	
6 ひとり暮らし高齢者	下記の両条件に該当する者 ①単身で生活を営んでおり、同一敷地内または隣地に親族がいない ②所得のない方で、扶の扶養になっていない	所得0(年金のみ)の場合80万円以下	518	市単独
7 わたざり高齢者・認知症高齢者	介護保険の要介護4または5の認定を受けており、3ヶ月以上継続して生活介護を受けている者	市民税非課税世帯	142	県1/2 市1/2
8 精神障害者	精神障害者医療該当者 (精神障害保健福祉手帳1・2級)	なし	632	
9 自立支援受給者(精神通院)	自立支援医療該当者	なし	420	市単独

県補助対象者 6,128
市単独助成 938
合計 7,066

令和2年度後期高齢者福祉医療費助成(マル福)支払状況

医療費

児童福祉手帳料

児童福祉手帳料

児童福祉手帳料

Table with 15 columns: 診療年月, 支払年月, 現物給付, 現金支給, 小計, 戻入, 支出額, 収入額, 補助金対象額, 受給者数, 入院, 入院外, 件数内訳, 単価, 金額(支出額). Rows include monthly data from Feb to Mar and a total row.

Table with 15 columns: 診療年月, 支払年月, 現物給付, 現金支給, 小計, 戻入, 支出額, 収入額, 補助金対象額, 受給者数, 入院, 入院外, 件数内訳, 単価, 金額(支出額). Rows include monthly data from Feb to Mar and a total row.

Table with 15 columns: 診療年月, 支払年月, 現物給付, 現金支給, 小計, 戻入, 支出額, 収入額, 補助金対象額, 受給者数, 入院, 入院外, 件数内訳, 単価, 金額(支出額). Rows include monthly data from Feb to Mar and a total row.

後期高齢者医療

令和2年度 決算 後期高齢者医療特別会計繰入金について

■繰入合計額 4,414,845,977 円 繰入合計 = A + B + C + D
 (3款1項1目 社会福祉総務費 28節)

■繰入金額内訳

①広域連合事務費負担金繰入 63,649,721 円 … A § 愛知県後期高齢者医療広域連合規約

②保険基盤安定制度繰入 824,854,851 円 … B 高齢者の医療の確保に関する法律
 § 法第99条 § 政令第18条 § 省令第32条

③医療給付費繰入 3,391,308,396 円 … C § 法第98条 § 愛知県後期高齢者医療広域連合規約

令和2年度 療養給付費 負担金①	元年度療養給付費負担金の内訳				医療給付費繰入 (①-⑤)
	医療費実績(一般)②	負担額③ (②×1/12)	納入済 負担金額④	精算額⑤ (④-③)	
3,414,000,000	39,819,700,752	3,318,308,396	3,341,000,000	22,691,604	3,391,308,396

※予算全額を負担金として広域連合に納付しているため、翌年度精算

④その他職員給与費等繰入 135,033,009 円 … D § 地方自治法

歳出		歳入(事務費充当分)		(単位:円)
1款1項 職員人件費	53,887,429	2款1項1目 総務手数料	0	
1款1項 共通事務費	3,166,609	5款3項1目 預金利子	0	
1款2項 窓口事務費	57,109,133	5款4項1目 健康診査事務費	153,535,450	(健康診査)
徴収事務費	11,698,985	5款4項1目 健康診査事務費	0	(歯科健診)
健康診査事務費	163,646,896	5款4項1目 健康増進事業費	2,326,000	(脳ドック)
1款3項 健康増進事業費	2,326,513	5款4項1目 雑入	38,106	(嘱託員雇用保険料)
-	-	6款 国庫支出金	903,000	
合計	291,835,565	合計	156,802,556	

291,835,565 - 156,802,556 = 135,033,009

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう。
1. よく働き豊かな町をつくりましょう。
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう。
- 1 きまりを守り明るい町をつくりましょう。
- 1 教養をたかめ文化の町をつくりましょう。

豊橋市の国民健康保険 国民年金事業概要

発行

編集 豊橋市福祉部国保年金課

発行 豊 橋 市

豊橋市今橋町1番地

電話(0532)51-2298-2290
